

## 予算特別委員会記録（第1号）

平成26年3月5日 水曜日 午後2時30分開会

委員長 佐藤 卓也                      副委員長 伊藤 操

### 出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	下山准一	委員	16番	新田道尋	委員
17番	山口吉静	委員	18番	森儀一	委員

### 欠席委員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 佐藤信行
市民課長 荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長 小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋弘	会計管理者長 兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長 兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
社会教育課長 森隆志	神室荘長 伊藤忠志
監査委員 高山孝治	監査委員局長 富樫雄二

選挙管理委員会  
委員長  
農業委員会  
局長

矢 作 勝 彦

選挙管理委員会  
局長

武 田 清 治

浅 沼 玲 子

### 事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉  
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵  
主 事 八 鍬 貴 征

### 本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

## 開 議

**山口吉静臨時委員長** ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき予算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、山口吉静が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は18名です。

これより予算特別委員会を開きます。

### 委員長の互選

**山口吉静臨時委員長** これより特別委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選することとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**山口吉静臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に佐藤卓也委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました佐藤卓也委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**山口吉静臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、佐藤卓也委員が委員長に当選されました。御協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時35分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま予算特別委員長に当選いたしました佐藤卓也でございます。皆様の御協力をよろしくお願いたします。

### 副委員長の互選

**佐藤卓也委員長** これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選することとし、委員長において指名したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に伊藤 操委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました伊藤 操委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました伊藤 操委員が副委員長に当選されました。

伊藤 操副委員長、よろしくお願いたします。

散 会

佐藤卓也委員長 それでは、3月12日水曜日午前  
10時より予算特別委員会を本議場において開催  
いたしますので、御参集願います。  
本日は以上で散会いたします。

午後2時36分 散会

## 予算特別委員会記録（第2号）

平成26年3月12日 水曜日 午前10時00分開議  
 委員長 佐藤卓也 副委員長 伊藤操

### 出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 下山准一 委員	16番 新田道尋 委員
17番 山口吉静 委員	18番 森儀一 委員

### 欠席委員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 佐藤信行
市民課長 荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長 小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋弘	会計管理者 兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長 兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
社会教育課長 森隆志	神室荘長 伊藤忠志
監査委員 高山孝治	監査委員 局長 富樫雄二

選挙管理委員会  
委員長  
農業委員会  
委員長

矢 作 勝 彦

星 川 豊

選挙管理委員会  
事務局  
局長  
農業委員会  
事務局  
委員長

武 田 清 治

浅 沼 玲 子

### 事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉  
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵  
主 事 八 鍬 貴 征

### 本日の会議に付した事件

議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算

## 開 議

**佐藤卓也委員長** おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

これより、予算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算から議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算までの9件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

特別委員会は3日間にわたり開催されますが、本日とあした13日木曜日の審査につきましては、午後4時ごろをめぐりに進めてまいりたいと思っております。

質疑につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて行います。また、特別会計及び水道事業会計は歳入歳出を一括して行います。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質問は、最初に必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

### 議案第31号平成26年度新庄市 一般会計予算

**佐藤卓也委員長** 初めに、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。

それでは、質疑に入ります。一般会計の歳入について質疑ありませんか。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** おはようございます。

一般会計歳入の部分で私がお伺いしたいことは1つでございます。

予算書15ページ、地方交付税という部分でございます。

新聞等でも、国の要請に従い7月から3月31日までということ、独自の職員の給与削減を行った自治体と、行わなかった自治体がある中で、3月に入りまして、新聞等でおおむねの差をはかるという旨の報道等がございました。

この予算書に反映されていないかとは思いますが、地方交付税という形で国から来る部分、新庄市の26年度に与える影響はどのような程度になるのかと。予測という部分が多々あって非常にお聞きづらいところではありますけれども、ぜひよろしくお願いたします。

**高橋則雄財政課長** 委員長、高橋則雄。

**佐藤卓也委員長** 財政課長高橋則雄君。

**高橋則雄財政課長** 地方交付税の算定に当たって行革努力をした自治体としない団体についての差ということでございますけれども、平成26年度の普通交付税の算定については、国では職員の削減率、あるいはラスパイレズ指数、それから地方債削減率などについて、その削減の度合いによって交付税の算定に差をつけるということでございますけれども、現段階では、国のほうでは精査中ということでもあります。ただ、ざっくり計算する、イメージ的な指数がございまして、それで計算しますと、4,000万から新庄

市の場合、1億ぐらいの幅があるということです。

それで、今年度ですか、職員、給与削減しておりますので、その金額が5,900万ということで、それ以上にはなるのかなということでございます。なお、当初予算でその部分については見ておりませんので、国の動向を見ながら補正していきたいと思っております。

**佐藤卓也委員長** ほかにありませんか。

**12番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**佐藤卓也委員長** 清水清秋委員。

**12番（清水清秋委員）** 私は1点お聞きさせていただきます。

11ページ、市税、そして12ページの市税の1款の1目の固定資産税について、それから14ページ、1款市税1目の都市計画税、これらの収入率、このたび、今年度、市税においては0.1%なのだけでも、固定資産税については0.6%、そしてまた都市計画税についても0.6%のこの収入率の増を見ているわけなんですね。これらのこのポイントを上げたというか、上がった、昨年と比べて、その、税務課長、どういふような要素が予測されて上がったのかお聞かせいただきたい。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 市税における収納率、収入率のことでございます。

まず、個人市民税でございますけれども、これにつきましては、昨年度、平成25年度当初予算におきましては97.5%でございました。今年度97.6%ということで、現年課税分を組んでございます。ほんのわずか上がったということでございますけれども、これはこの間、特別徴収が進んできているというようなことで、現実性が増しているということを多少加味させていただいたというふうに考えております。

続きまして、固定資産税でございますけれども

も、これは平成25年度当初予算におきましては、96%というふうに見込んでございまして、今回、26年度当初予算では収納率が96.6%と、割と大きな目の収納率を踏んでございます。これはこの間の実績がございまして、予算の段階と決算の段階との乖離が非常に大きかったということが確かにございます。それによって、かなり全体としては影響を及ぼす部分がございますけれども、余り開き過ぎるのも何ですといいますか、そういうようなことで、25年度の実績等を見まして、今回、今定例会の初日におきまして、補正予算で6,000万円ほどの増額補正を組ませていただいております。そういった動向も見まして、このぐらいで妥当だったのかなというふうに考えているところです。

それから、都市計画税でございますが、これも固定資産税とまずほぼ同様の動きというふうに考えてございます。固定資産税と都市計画税ともになりますが、土地につきましては、この間やはり下落修正ということで、どうしても下落傾向が続いてございます。それに対しまして、家屋についてはこの間、新增築の増、それから工業団地における工場の増築、それから新たな商業施設の増築等、非木造の伸びによって、多少伸びが期待されております。これらにつきましては、収納という点からいきましても、非常に現実性の高いところであるというふうに考えております。

それから、なかなか事前にはわかりにくいところだったのですが、償却資産の部分、この部分が特に新しい工場の中での機械設備等、これについては事前になかなか確認することができない部分でございますけれども、これが実際思ったよりもふえているということで、比率としても高くなっている。

いずれも現実性の高いものが伸びているというふうな考えでございまして、その点、収納率も高目に設定させていただいているということ



でございます。以上です。

**1 2 番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**佐藤卓也委員長** 清水清秋委員。

**1 2 番（清水清秋委員）** 経済動向もある中で、収入増を見込める、ただ収入増を見込める、このパーセントじゃないような、これね、やはり収納率なの、収入率を上げるポイントなわけだから、やはりこれに対して税務課、特に税務課内で、そういうふうな収納率、収入率を上げよう、やはり努力というか、そういうふうな手だてというか、そういうものを、私ながら感じられるんですよ、努力がされているなというか、少し聞いた話では、やはり収入率が上がるということは、結局、収入をきちっと確率よくもらえたというか、納めてもらった、そういう努力というか、やはり税務課職員、例えば、いいか悪いかは別としても、納税がなかなか難しい人に対して、納税義務者にきちっと払ってもらえるような対策といえど、差し押さえとか、そういうものまで入ってきているのかなという、端的に考えれば、やはり差し押さえなんか入れれば、それだけ納税の確保というのが考えられるということは大きいわけですね。その辺は以前から見てそういうふうな差し押さえとか、そういうもののパーセント的なものはどういう傾向で来ているのか、ちょっと気になったものから、あればお聞かせいただきたい。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 収納率を上げるための税務課としての努力の部分のお話かと思えます。それで、特に今差し押さえの問題が出てまいりましたので、そのお話からしたいと思えますけれども、やはり納付していただく、これはやはりいろいろお願いしたり、分納の計画を立てたり、そういったことで納付が進めばよろしいのですが、なかなかそういかない、難しい方もいらっしゃいます。これが納付できる状況になかなか

ないということであれば、別な手だてもあるのでしょうけれども、納付できる財産がありながらなかなか納まらないといった場合に、やはり私どもとしては誠意が見られないものについては差し押さえということも検討せざるを得ないということかと思えます。

その際に、差し押さえというのはあくまでも租税債権を確保するというのが最大の目的でございますけれども、なかなか例えば100万の滞納があれば、100万一気に埋まるという差し押さえというのはなかなかございません。そこら辺は細かいものの積み重ねをやっていったりということもあるわけですが、結果的にはそういう差し押さえ財産が見つからないというケースもございます。いずれにしましても、やはりそういう誠意が見られない方につきましては、これは考えざるを得ない部分であると。

そこで、先ほど租税債権の確保というふうにお話し申し上げましたけれども、加えて、これは重度の滞納者でいいますと、指導というのがありますよね。それと同じような効果というのも結果的には差し押さえにはございます。それで、差し押さえをされるはずはないだろうと、そんなことはされないだろうというふうに思っている方がやはりいらっしゃいまして、実際に差し押さえされてから、事の重大さに気づくという事例が間々見受けられます。こういったことも、租税債権を全額確保することはできないにしても、そういう効果も見ているところでございます。

それで、その割合のこと、この間の伸びといえますか、になるのですが、件数的にいいますと、全体の差し押さえとしては、都市によって増減がございます。しかしながら、私どものほうで考えておりますのは、新たな差し押さえ、新たなといえますか、今まで取り組んでこなかったような差し押さえ、そういったことも取り組んでいこうということで臨んでございます。

具体的にいいますと、これは動産の差し押さえの部分になるのですけれども、車の差し押さえがあると。その際にタイヤロックという措置をとるわけなのですが、こういったことをかっけてやってごさいませんでしたけれども、これも新たに挑戦してみようというふうな話をしております。

この間、そういう意味では、インターネット公売であるとか、そういったこともやってごさいますので、新たなものに取り組んで、これまで入らなかったところから確保しようというふうなことも考えているというところでごさいます。

あとは、収納率全般にわたりましては、やはり滞納整理に王道なしというふうに言います。大体こういったことをやる、どこの自治体に行きましても同じような方法をとっておりますが、これをやはり徹底するというところであろうと思います。そここのところで担当職員のほうで日々努力している、これしかないのではないかなというふうに思っております。以上でごさいます。

**12番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**佐藤卓也委員長** 清水清秋委員。

**12番（清水清秋委員）** そういう状況だということで、納税者から見れば税の公平性、これが問われるわけで、やはりこの収入率、収納率を上げる、これがやはりきちっと納めている方から言えば、収納率100%という姿が一番望ましいわけなのですが、そういうような方向で、このたび、今年度、そういうふうな収納率、収入率を上げる努力が見られると、久々に数字がちょっと上がったなという感じで見ておるものですから、ひとつ税務課挙げてこの収納率のパーセントが下がらないように努力していただければありがたい。ひとつよろしくお願ひします。終わります。

**佐藤卓也委員長** ほかにありませんか。

**15番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番（下山准一委員）** 私からも1点お伺いをいたします。

ページ29、20款諸収入4項雑入5目雑入、スポーツ振興くじの助成金についてお伺いをいたします。

去年の12月に、総務文教委員協議会に急遽、テニスコートの改修事業ということで提示をされました。いろいろな、委員協議会の中で話し合ってきたのですが、ちょっと聞き忘れた点がありましたので、その点について聞きたいと思ひます。

今回のスポーツ振興くじ助成金6,800万円いただくことになっておりますが、まず交渉経過、いつからこの助成金をいただきたいというふうなことを始めたのか。何がきっかけなのか。それから、多分この助成金を算出するに当たって、事業計画書的なものというのは必要かと思うんですよね。例えば見積書とか図面とか、それはいつごろ提出されたのか。そして、また内定していただいたのはいつなのか。まずこれをお聞きしたい。

それから、今回の助成金に当たって、芝生化新設ということで助成率が5分の4の限度額が4,800万、それからスポーツ競技施設整備助成金として助成率が3分の2の限度額2,000万、多分これは夜間照明設備だと思うんですが、これは満額獲得してきたので、すごいことかなというふうな気がするのですが、これだけですと、テニスコートの改修工事だと1億3,900万ですよね。ほかのあれは、その助成対象にならなかったのかどうか。これもあわせて御答弁願ひします。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** スポーツ振興くじ助成金6,800万円の件に関してでございませぬけれども、まず第1点目の交渉経過でございませぬ。日本ス

スポーツ振興センターとの話につきましては、たしか昨年の10月ころから交渉を始めたというふうに記憶してございます。それから、事業計画書の提出でございますけれども、これにつきましては、1月末に申請を出してございます。それから、内定時期、いつ内定したのかというふうな話でございますけれども、スポーツ振興センターの担当者とのメールのやりとりではございますけれども、12月のその文教にかける前、11月の末ぐらいには、ある程度メールのやりとりで内定といいますか、そういったことを記憶してございます。

それから、1億3,900万がテニスコート本体工事でございますけれども、6,800万というのは、いわゆる全体の1億8,400万ほど、関連工事も含めまして事業費がかかりますけれども、そのうちの1億4,000万ぐらいがテニスコート本体工事、これがいわゆるt o t o助成の対象の経費となります。残りのいわゆる4,400万ほどでございますけれども、こちらのほうはプールの解体、それから駐車場の整備、それから現在のプールの管理棟、こちらのほうの改修等、これにつきましては単独事業となつてございます。以上です。

**15番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番(下山准一委員)** 10月から交渉を始めたということですか、去年の。それで、11月に内定をもらったと。それで、申請が1月という、だからその申請じゃなくて、事業計画書的なものがなければ、助成額って決まらないんじゃないかということなんですよ。これは出さないで何、すぐ決まったわけ。まずその点、もう1回お聞きします。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** 失礼いたしました。昨年の10月ごろに、いわゆるt o t oスポーツ振興

センターとの交渉が始まりまして、事業計画につきましては、いわゆるテニスコート、それから陸上競技場についてt o t o助成をいただきたいというふうな形でお話しさせていただきました。それで、その後、どれぐらいの事業費がかかるか、他の施設等も視察した上で、ある程度の概算の事業費を、事業計画といひますか、概算の事業費を出しまして、こういった形での整備を行いたいということで、スポーツ振興センターのほうと協議をさせていただいたところでございます。

**15番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番(下山准一委員)** 私が言いたいのは、そのテニスコートの改修工事で6,800万もらってきたのはいいのだけれども、何でその市民プール、助成金もつかないやつを今回あわせてやるのか、それがわからない。例えば危険なスポーツ施設の除却とか、それから駐車場の整備というのは、また別の事業として出して、例えば文科省あたりからの補助金をもらうとか、そういうすべがなかったかどうかというのが知りたいんですよ。そういう交渉は一切なし、それとも、この10月から交渉を始めて、その事業計画の中にこのプールの改修工事云々の助成金のやつも含まれていたのかどうか。どの時点でそのプール関係の工事が出てきたのか、それを教えていただきたい。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** プールの解体につきましては、単純にあそこの場所でテニスコートを整備するかといったところについても、課内で協議をしたところでございます。それで、結果的には西側のほうに1面ふやすといった整備計画を立てたところでございますけれども、いわゆるプールを解体した上でできないか、そのあたりも検討の中では協議したところでございます。

それで、最終的にあの西側に1面ふやすことで、今野球場の駐車場になっている部分が一部テニスコートになります。

そういったところで、あとはプールそのものが、50メートルプールにつきましては、平成20年から使用していないということで、水を張ったままの状態ではちょっと非常に危険だというふうに感じておったところでございます。

それで、ただいま文科省の国庫補助の検討はしなかったのかというふうな御意見がございましたけれども、今社会体育施設につきましては、国の補助金制度がございません。それで、いわゆる整備につきましては、ほとんどスポーツ振興センターのt o t o助成を活用しているといった状況でございます。

それで、その辺単独事業になりましたけれども、いわゆる駐車場の、野球場の駐車場が削れる部分、それから利用者の利便性を考えまして、それからプールの危険性等々、いろいろ勘案しまして、50メートルプールを解体して駐車場を広げるといったところで事業計画を立てたところでございます。

**15番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番(下山准一委員)** 文科省のほうの、その補助制度がないということなので、今回一括し出されるのでしょうかけれども、何かこう、ちょっとじっくりいかないんですよね。せっかく6,800万ももらってきていながら、何かこの一般財源と市債が約1億1,500万も使ってまでというふうな気がします。

また、今回6面なのですけれども、テニス協会とか何かからの要望は8面だったんですよね。県大会レベルのやつをやるためには8面が欲しいというので、どうせならばここでもう踏み込んだほうがよかったんじゃないかなど。あんまり言うと再質のほうにかかわるので、委員長からとめられるでしょうけれども、それし

か答弁ができないのでしょうから、しようがないのでしょうけれども、まずいろんな形で、やはり助成金とか補助金、もらう方策をもっと検討しないと、1つもらったからあわせてこれもやっちゃえ、これもやっちゃえじゃなくて、やはりそういうのは必要かというふうに思います。

これからのやはり事業展開の中で、補助金とか助成金というのは大部分重要な位置を占めるものだというふうに思いますので、これからも心して、なるべく財源確保に努めていただきたいというふうにまず要望しておきます。終わります。

**佐藤卓也委員長** ほかにございませんか。

**1番(佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1番(佐藤悦子委員)** ページ9の6款地方消費税交付金というのが、総額で4億5,800万円になっております。前年比9,144万7,000円の増となっております。ここで、消費税が5%から8%になる、国全体では8兆円の増収というふうに見ているようですが、その消費税増税による市財政の支出の見込みはどうか。楽になるのか。

それから、もう1点は、市民の生活への影響をどう見ておられるのか。お願いしたいと思います。

**高橋則雄財政課長** 委員長、高橋則雄。

**佐藤卓也委員長** 財政課長高橋則雄君。

**高橋則雄財政課長** 消費税改定に伴う市の支出にかかわる影響ということでございますけれども、この前も答弁したかと思っておりますけれども、地方消費税交付金で9,000万伸びるということと、あと使用料等の見直しで五、六百万ふえるということで、その分影響があるというか、当然支出のほうで工事、あるいは物件等で支払うということで、とんとんのかなどということを考えております。

**1番(佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市としては、とんとんなのかということですが、この前お聞きしたときには、支出が入ってくる地方消費税よりも多くなるのでは、負担が多くなるのではないかと聞いたような気もするのですが、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、市民の消費税増税による生活への影響をどう見ておられるのか、お願いします。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

歳入の審査ですので、歳入のことに質問をよろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 地方消費税というものができたということで、見た目としては市に、自治体に収入がふえるように見えると思いますが、本当に市財政にとってとんとんというような見方でいいのかなという気がするのです。この消費税増税に伴って、公共事業の工事、あるいは物品購入のコストも増大する。また、社会保障経費の自然増などいろいろありますが、そういったことを考慮したときに、消費税増税がこのような収入増でよくなる地方財政、市の財政がよくなると、楽観的に見るわけにはいかないのではないかと私は思いますが、そういう点、財政課長としてどう見ておられるのかというのをお聞きしたかったのです。

それから、この地方消費税、市に入ってくる消費税増税、増収ということで、収入が多くなるように見えますが、これからの市民生活を考えたときに、本当に市民の市税、あるいはいろんな市に入ってくるお金が見込まれるのかという点で見たときに……。

佐藤卓也委員長 歳入予算の何ページでしょうか。よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 9ページの6款の地方消費税交付金についてなのです。交付金のプラ

スの9,144万7,000円、また総額の4億5,800万円に関して、これが本当に今後また10%にとふえていくということで、これだけ見たときに、収入がふえるかというような錯覚を持ってはならないのではないかと私は考えるのですが、市民生活への影響、また市の支出増に関して、見たときに消費税、地方消費税……。

佐藤卓也委員長 歳入ですので。それは歳出です。歳入の質問をよろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 消費税増税について、地方消費税がふえるということも見ています。それについての見解というか、伺いたいなところなのです。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

佐藤卓也委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 財政課としての立場から消費税改定についての見解というのは、差し控えたいと思います。なお、収入の部分で9,144万7,000円の増ということでございます。それで収支とんとんと申しあげましたけれども、歳出の部分で当然、先ほど述べましたように、物件費、維持補修、あるいは工事等で1億1,300万ほど消費税の影響があるということでございます。

それで、消費税改定に伴って収入が、交付金が9,100万、それから使用料等の見直しで550万ということで、これを合わせれば1億1,300万と9,700万ということで、収入のほうが少ないということでございますけれども、大きく見ればとんとんなのかなということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この消費税増税のことで、今の課長さんのお話でいいお答えをいただいたと思います。歳出のほうでは1億1,300万、入ってくるお金の増では9,100万と550万で9,650万、この差を見たときに、支出、歳出のほうが多くなるという丁寧なお答えをいただき

まして、本当にありがたいと思います。それで、これは消費税増税が市民生活に与える影響ということを考えたときに、低所得者ほど負担が重いとも言われています。年金生活者も消費税増税で例えば140万ぐらいで暮らしていらっしゃる方、4万円前後の増税となります。これがここに回ってくるわけです、市に。しかし、その生活している市民が消費税増税によって食べる分を削ったり、医者行くのを削ったり、さらにもっとひどいのは、生活保護世帯で、最高、子育て世帯などは10%も生活保護費だけで削られて、その上、消費税が増税になってきたときに……。

**佐藤卓也委員長** 佐藤委員に申します。歳入の何ページ、もう少し明確によろしくをお願いします。

**1 番（佐藤悦子委員）** 地方消費税交付金で9ページの6款なのです。これについて言っているのです。ということで、低所得者の世帯、生活保護世帯、年金生活世帯、母子世帯、そういう生活が厳しい世帯が、間違いなく消費税増税でやられて、そしてここにお金が入ってくるとしても、地方に、地域に回るお金は確実に減っていくわけなのです。そういう意味で、消費税増税については、やはり住民の生活を守る立場から、また市の財政への与える影響を考えても、増税はやめていただきたいというふうに、私は市民生活を守る姿勢としては言うべきではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

**佐藤卓也委員長** 歳入に関する質疑ですので、意見、要望はしないでいただきたいと思います。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 次に、9ページの10で、地方交付税がマイナス7,000万となっております。この見通し、今後の見通しをお願いしたいと思います。

それから、9ページの21で、市債がふえて2億5,400万となっております。このことでの市財

政の、これから決算になってきたときに、影響というか、大丈夫なのかということをお願いします。

それから、もう一つは、25ページの16の2で、財政調整基金利子80万というのがあります。この利率と、それから財政調整基金の基金額の現状はどうなっているのかをお願いします。

**高橋則雄財政課長** 委員長、高橋則雄。

**佐藤卓也委員長** 財政課長高橋則雄君。

**高橋則雄財政課長** 普通交付税の見通しということでございますけれども、交付税については、国の地方財政計画にのっとり見積もっております。その関係で、三角7,000万というふうに予算を計上しておりますけれども、先ほど言いました職員の削減というか、行革努力の分が入っていないということで、その分が今後補正になるのかなと思っております。

それから、市債についてでございますけれども、2億5,400万増ということで、これについては小中一貫教育校が事業費が伸びておりますので、その部分が影響しているものと考えます。なお、その中身については、後年度交付税措置される部分が大半ですので、これについては、地方債の残高はふえますけれども、後の負担はそんなに影響はないのかなと思っております。

それから、基金の状況でございますけれども、財政調整基金の利子でしたか、80万ということでございます。これについては利率、ちょっと今資料がないので、定期預金ということの利息でございます。

それから、基金の残高でございますけれども、平成25年度末で14億7,100万ほどでございます。それで、平成26年度の当初予算に繰り入れとして2億9,400万計上しておりますので、26年度末見込みで11億7,700万というふうな状況になっております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 地方交付税についてなのですが、三位一体改革というのが前にあったりして、それで大幅に削られてきた経緯があったように思います。それで、地方で声を上げて地方交付税を結果、ふやさせてきたという経緯があったように思います。その三位一体改革前の地方交付税に戻させていく、そういう運動が必要だと思うのですが……。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。歳入の何ページでしょうか。よろしく申し上げます。

1 番（佐藤悦子委員） 9ページの10の地方交付税のマイナス7,000万にかかわってなのですが、地方交付税が三位一体改革で削られてきたと。それを復活させる運動が必要なような気がするのですが、そういう考えなど、見通しなどないか、お願いします。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

佐藤卓也委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 交付税の総額についての質問でございますけれども、現在、国の方針に従って減ということでございますけれども、その分臨時財政対策債というものがございまして、これについては第2の交付税ということで、そちらのほうで少し見てもらっているのかなということでございます。

なお、交付税の総額については、あらゆる機会を利用して国のほうに要請していただきたいというふうに、いただきたいというか、市長を初め県を通じてお願いしたいというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ぜひお願いします。

それから、25ページの16の2の財政調整基金の現状について丁寧にお答えいただきました。26年度末で11億7,700万円になるだろうということなのです。それで、私はこれは市として皆

さんの努力で余裕のある状況になっているんじゃないかなと思うのですが、この使い道などもう決まっているというのがあれば今後の予定……。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員、歳入の質問です。それは歳出です。よろしく申し上げます。

1 番（佐藤悦子委員） この使い道についてあれば、私は、本当は国保などの一般、法定外繰り入れなどできる余裕があるお金というふうに感じたのですが、見通しはどうかお願いします。

佐藤卓也委員長 今の質問は歳出です。何回も言いますが、歳出ですので、歳入の質問をよろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、歳入のところで、11ページの1の1で個人市民税が、先ほども質問がありましたけれども、4,374万7,000円ふえています。それから、法人市民税はマイナス4,117万1,000円ということになっていますが、これらの理由は、先ほど個人市民税については特別徴収の結果がというふうにおっしゃっていましたが、それ以外に市民の税申告の状況などから考えられることがあればお願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 個人市民税と法人市民税についての御質問でございますが、26年度の状況、申告の集計はこれからになりますので、確かなことは申し上げられませんので、25年度までの状況、そういったところからのお話になろうかと思えます。予算もそういった形で組んでここに御提案を申し上げているところでございます。

それで、個人市民税でございますけれども、確かに平成25年度当初予算に対しまして4,410万ほど、3.52%の増となっております。今回の

3月補正におきまして7,200万ほど増額補正させていただいております、これに比べますと逆に2.1%の減というようになってございます。

したがって、当初の段階から見れば相当大幅にふえているような感じを持ちますけれども、実態としてはそう大きな変化はないというようなことかと思えます。

それで、25年度当初予算の段階とどのように違いを感じていたかというふうに申し上げますと、給与所得の伸びというのが若干見られます。これと、特に26年度につきましては復興特別税、これの加算分、均等割の部分に市民税でこれまで3,000円だったものが3,500円になるということで、500円加算になるものがございます。これが一番はっきりした理由になろうかと思えます。

続きまして、法人市民税のほうですが、これは平成24年度に大変な増収が図られたのですが、その後、25年度の見込み、それから今回の26年度の予算というように考えた場合に、ちょっと決定的な違いがございます。といいますのは、その前に、法人市民税のこの間の比較でございますけれども、平成25年度当初予算に対しまして4,084万円、率にして10.51%の減、それから3月補正でこれは3,400万円の減額をさせていただいておりますけれども、これに比較しましても684万円、1.93%の減というふうになってございます。

平成24年の4月1日以後に開始します事業年度から法人実効税率の5%引き下げというのがございます。これを具体的に申しますと、実行税率40.69%から35.64%に引き下げられるというようなことございまして、これに伴い法人税の基本税率が30%から25.5%に4.5ポイント引き下げられます。法人市民税、御承知のように、法人税額を課税標準としてございます。したがって、法人税額が下がることによって、法人市民税も減収となるというふうな構造になっ

ております。それが25年度から影響が出てきておりまして、26年度についてはほぼ完全にその影響を受けるだろうというふうなことでございます。

ただ、この点についてちょっと補足させていただきますと、県税であります法人事業税、こちらは法人の法人税を課税標準とするのではなくて、法人の所得のほうを課税標準としてございますので、課税ベースの拡大によって逆に増収になるという違いがございます。法人市民税のほうは減収、法人事業税、県税のほうは増収ということで、こういった開きが出て、非常にアンバランスであると。これを補正するため、調整するために、今年度ですか、平成25年度から県たばこ税から市町村たばこ税への税額の移譲が行われてございます。そういった事情もありますので、御理解いただきたいと思えます。以上で説明を終わります。

**佐藤卓也委員長** ほかにありませんか。

**10番(小野周一委員)** 委員長、小野周一。

**佐藤卓也委員長** 小野周一委員。

**10番(小野周一委員)** ページ数、11ページの1款市税の市民税についてお聞きします。

全体として1.6%、前年比、伸びているというのですけれども、何か新聞報道によりますと、特に町村、最上町とか大蔵村、鮭川村の内示のほうで見ますと、農業所得の向上により市税がアップしたと、そういう見込みであるという、そういう見出しでなっているのですけれども、当市における農業所得の伸び率というのはどのように見立てて上げられたか、お聞きしたいと思います。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 個人市民税に影響いたします農業所得の伸びというふうなことでございます。予算書11ページの右側のほうの個人所得割のところ、それぞれ所得別に金額が載せてござい



ますけれども、これは、今回は所得金額をここに載せさせていただいております。昨年までは課税標準額を載せてございまして、それも必ずしも農業所得であれば農業所得をそのまま反映したものではなくて、複数の所得がある方については、最大のものにほかのものを合算して、農業所得であれば農業所得というふうに表示するというふうな方式をとってございました。したがって、昨年と単純にこれは比較できないのですが、今回農業所得につきましては、ここに書いてあるとおりの所得金額ということで出ております。

今小野委員から御指摘いただいた農業所得ですが、確かに伸びはあると思います。ただ、それが全体に個人市民税に影響を与えるほどかといえますと、そこら辺はあんまり大きく見られないのかなというふうに思っております。以上でございます。

**10番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**佐藤卓也委員長** 小野周一委員。

**10番（小野周一委員）** 実は最上地域の大蔵村だったら、加工トマトですよ。最上町だったらアスパラガスですよ。そういう分野で、その町村で力の入れている分野で伸び率が合っているように私は感じたのですけれども、やはりその点を新庄市においても、ある程度力を入れた場合は、その分野は相対的に所得も上がりますよという結果になると思うのですけれども、そういう点で今回の町村のやはり内示というのが、1つにはその、何か我々にヒントを与えたのではないかと思うのです。そういうことで、非常に今回参考になったなという、内示でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**佐藤卓也委員長** ほかにありませんか。

**9番（平向岩雄委員）** 委員長、平向岩雄。

**佐藤卓也委員長** 平向岩雄委員。

**9番（平向岩雄委員）** ただいま小野委員の発言した内容にも若干関連性があるわけござい

ますが、まず11ページの1款1項1目についてなのです。個人市民税関係でございますが、先ほど課長の説明におきましては、農業所得等については、所得の大きいものに集約したためにと、こういうふうなことでございましてけれども、まず第1点は、この見込みの税額、前年度までは見込み税額というふうなものを記載しておったのですが、本年度はございません。それで、この理由、なぜこの見込み税額を個別に記載しないのかというふうな、その理由をまず第1点、お伺ひいたします。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** ただいまの御質問は、個人所得割の所得金額の脇に、右隣に、見込み税額を所得別になぜ載せていないのかというふうな御質問かと思ひます。それで、見込み税額については、個人均等割のトータルの分、それから合計した部分については見込み税額を載せてございますが、確かに所得別には載せてございません。

先ほど小野委員のほうにお話しした内容と重なるのでございましてけれども、去年は課税標準というふうなことで、それぞれ合算したものを、農業なら農業ということ載せてございました。したがって、基本になっているのは、1人の納税義務者の方の総所得といったものがわかる状態での積算でございました。したがって、その積み上げでもって右側のほうの見込み税額を、それぞれの所得ごとにといいまして、実態は複数の所得がまざっているというものです。はじき出すことができました。

今回の場合は、厳密に給与所得であれば給与所得、営業所得であれば営業所得、農業所得であれば農業所得というふうな形になってございますので、これが1人の納税義務者の方にまたがっているというふうなケースが幾らもございます。そうしますと、そのまたがっているもの

を合算して初めて税額が出てくるものを、これが別々に記載してございますので、そこから見込み税額をそれぞれはじくことは実態上できないというふうなことで、大変申しわけないですが、合計の部分だけに載せさせていただいているということでございます。

**佐藤卓也委員長** ただいまから10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**9 番（平向岩雄委員）** 委員長、平向岩雄。

**佐藤卓也委員長** 平向岩雄委員。

**9 番（平向岩雄委員）** 先ほど課長から、今年度のやり方について説明があったわけですが、会計というものは継続性の原則というのは市で重んじないのでしょうか。これは前年対比とかいろいろ比較するにおきまして、ことはこういう手法でまとめたと言われましても、ぴっとこう理解できない部分があるものですから、継続性の原則というふうな会計処理の中には一応あるわけですが、その点はいかがお考えですか。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** ただいまの継続性の問題でございます。確かに昨年と方式が変わりましたので、いろいろ比較する際に厄介な問題が生じます。これは今回全体的なシステムの改正に伴って行われたものであるのですが、それではこれまでじゃあどういふふうな御意見が多かったかといいますと、それぞれの、例えば農業所得であれば農業所得というのはどれほどなのだというふうな御質問があっても、それにすばっとお答えできないというようなところがございます。それで、当然そういう状態ですので、年々の比較をいたしましても、物すごく大きなばら

つきがあったというふうなことでございます。それで、そういった御意見を踏まえて、私どもはいろいろシステムの受託業者のほうとも相談いたしまして、こういう方式に改めたほうがいいのではないかとというようなことで進めてまいったわけですが、そのかわりに今平向委員がおっしゃられたような部分が少し後退してしまったということはあるかと思えます。

しかし、今年度は非常に切りかえの、26年度は切りかえということで大変御不便をおかけいたしますが、来年度、27年度予算以降、忠実にこれを比較ができるということになりますので、そういう意味ではこれから2年、3年と同じ方式を重ねていくことによって、この有効性がはっきりしてくるのではないかなというふうに思っております。以上です。

**9 番（平向岩雄委員）** 委員長、平向岩雄。

**佐藤卓也委員長** 平向岩雄委員。

**9 番（平向岩雄委員）** 最初にびっくりしたのは農業所得なのですが、昨年場合は5億5,600万しかないものを、今年度が11億5,000万というふうな、そういう所得金額というふうなことで出ておったものですから、びっくりしたわけなのです。

それと関連しまして、給与所得につきましてもなのですが、135億9,900万、前年度対比でふえているのですが、我々考えるには、給与所得がそんなにふえたのかなというふうな考え方なのですが、前年度対比でこのような増加したという理由は何でしょうか。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 先ほど私は前年度とこれは比較を単純にできないというふうなお話を申し上げました。といいますのは、今年度この部分、所得金額を載せてございますけれども、平成25年度当初予算におきましては、所得金額ではなくて課税標準額を載せておったところござい

ます。それが全く違う内容でございますので、これは比較ができないということになります。また、加えて、平成25年度の当初予算までは、農業所得の部分の金額というのは、農業所得だけでなく、そのほかに例えば不動産所得であったりとか、小口の給与所得出会ったりとか、そういったものを合算して農業所得というふうにお示ししておったところがございます。

したがって、そもそもその所得の中身のという点で、その正確性といえますか、それがこれまでは保証されておらなかったということでございます。その部分が今回改善されるということになります。以上でございます。

**9 番（平向岩雄委員）** 委員長、平向岩雄。

**佐藤卓也委員長** 平向岩雄委員。

**9 番（平向岩雄委員）** 課長から説明を聞けば、なるほど、わかるのですが、予算書には所得金額というふうなことを記載しているものですから、それは所得金額でなくて課税対象額だというふうなことの説明が入っていれば、一々説明する、質問する必要がないのですが、そのようなことを次回から、やり方を変えたのであれば、一目瞭然と理解できるような、そういう資料を提出していただきたいというふうなことでございます。

そして、この所得金額、トータルで18億2,000万増加しているわけなのです、前年度対比で。そして、税金のほうを見ますと、881万4,000円ですか、増加しないというふうなことなのですが、これは推定でやっているんだというふうに理解するわけなのですが、具体的にこの客観的なデータに基づいての集約であるかどうかというようなことを確認しておきたいと思えます。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** ただいまの平向委員の御質問でございますけれども、恐れ入りますが、もう

一度ちょっと趣旨を確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

**9 番（平向岩雄委員）** 委員長、平向岩雄。

**佐藤卓也委員長** 平向岩雄委員。

**9 番（平向岩雄委員）** 去年とことしを比較した場合に、所得の金額が前年度比で182億3,370万増加しているわけなんです。それに対する見込み増額が881万4,000円しか上がってこないというふうな、これは推定で書いているので、きちっとしたものが出ないというふうなことを理解しておりますけれども、これだけの税額しか出ないのかというふうな質問でございます。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 今回ここにお示ししましたのは所得金額ということでございます。昨年度までお示ししていたのは課税標準額というようなことで、課税の根拠となる金額でございます。所得金額の場合はそのままざり課税、税率を掛けるものではございません。その点、金額の性質としましては全く違うものでございまして、これを差し引きして比較するということはできないものでございますが、今年度所得金額を載せておりまして、昨年度までも所得金額を載せておったら、それは比較対照ができるわけでございますけれども、今回の場合は比較対照ができないというようなことでございます。

あとは、見込み税額のほうの伸びにつきましては、先ほど来お話ししておったのですが、結論から言いますと、多少税額の伸びに反映する部分があるのかなというふうなことで、そういった数字になってございます。以上です。

**9 番（平向岩雄委員）** 委員長、平向岩雄。

**佐藤卓也委員長** 平向岩雄委員。

**9 番（平向岩雄委員）** その客体となる内容については、前年度対比、変更があると、こういうふうなことでございますけれども、平成26年度の所得金額につきましては、398億1,700万な

んですよ。それで、25年度は215億8,300万だと。182億3,300万の差額がある。それに対しての税金の増加が881万4,000円しかないというふうなのが、これは推計、推定でやっているからぴしっとしたものがでてこないのですけれども、なぜこういうふうな結果になっているのかというふうなことなのです。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** ここに合計金額として出ているもの、今回の場合と、それから1年前のものと大きな開きがあるというふうなお話でございますけれども、昨年度までは掲載してございました課税標準額、これにつきましては所得額からさらに控除いたしまして、税率を掛けるものでございます。でも、今回の所得金額につきましては、この課税標準額の前の段階の金額ということになってございますので、差し引きに大きな差が出るのはむしろ当然というふうなことでございまして、ちょっと手元に資料はございませんけれども、昨年の課税標準額を載せているわけですが、所得金額をもし載せられるとすれば、今回とほぼ同じぐらいの金額になるのかなというふうに思っております。以上です。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** 24ページの款15県支出金ですか、6項目の土木費県補助金についてなのですけれども、区分として住宅費補助金3,415万、住宅リフォーム総合支援事業費補助金、この内容についてお伺いしたいのですが。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** ページ数、24ページ、土木費県補助金というふうなことで、住宅費補助金、住宅リフォーム総合支援事業補助金というふうな内容です、の御質問ですけれども、これにつきましては、住宅リフォーム補助金という

ことで、一般分というふうな形で3,000万、あとそれから同じく耐震分というふうな形で400万、あとそれから事務費分ということで150万、合わせまして3,415万というふうな形でございます。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** そうしますと、申し込めば大体受け付けが可能なのでしょうか。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 申し込み自体につきましては、基準等がございます。そういうふうなことで、これについては継続しておりますので、詳しい内容について個々で対応していきたいと思っておりますので、その辺はお気軽にお問い合わせ願いたいというふうに思っております。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** どうもありがとうございます。

次に、23ページの、これは同じく県補助金なのですけれども、説明欄にあります、上のほうから3分の2ぐらいのところなのですけれども、放課後子どもプラン推進事業費補助金2,016万3,000円、これの内容についてお伺いいたします。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、板垣秀男。

**佐藤卓也委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 放課後子どもプラン推進事業費補助金の内容というふうなことでございます。この内容につきましては、放課後児童健全育成事業、これはいわゆる放課後児童クラブの事業でございます。そちらの運営費補助、それからもう一つが、放課後児童クラブの利用支援事業、これは放課後児童ク

ラブのその利用料の助成、いわゆる半額助成の補助でございます。もう一つが、放課後児童クラブ処遇改善等事業というふうなものがございます。こちらは放課後児童クラブの職員給与等の改善の事業というようなことで、3つの事業を合わせたものを、放課後子どもプラン推進事業費補助金としていただくことになってございます。以上です。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** どうもありがとうございました。すると、これは小中学校生徒全員ということになるのでしょうか。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、板垣秀男。

**佐藤卓也委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 放課後子どもプラン推進事業費補助金の対象者というふうなことでの御質問かと思いますが、いわゆる放課後児童健全育成というふうなことでございますので、基本的には放課後児童クラブ、もしくは学童保育所、そういったものを利用していらっしゃる子供さんに係る分、もしくはその運営していらっしゃる場所の職員給与に係る分というふうなことで御理解いただければと思います。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** どうもありがとうございました。

最後に、今のところと同じページ、23ページで、一番上の老人クラブ活動助成事業費補助金というものの内容をお伺いいたします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、小野 享。

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** ただいま老人クラブ活動助成事業費の補助金に関して御質問いただいておりますが、老人クラブの活動支援につきましては、県の補助がいわゆる3分の2でございます。そして、市単独して3分の1、いわゆる事業する分についての県補助は3分の2という中身になっておりますので、下に同じように高齢者による健康いきいき活動支援事業費補助金、これも含めまして現行の老人クラブに対する県の支援の額となっております。ですから、合計77万5,000円ほどになりますが、これの半分といたしますか、いわゆる3分の2でございますので、100万前後、歳出のほうで老人クラブの活動事業費のほうに充てているというところでございます。以上です。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** どうもありがとうございました。そうしますと、1人当たりは幾らになるんですかね。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、小野 享。

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 1人当たりの補助という考えもあるのですが、もう一つは、老人クラブ単体でのその支援というところもございます。ですから、その辺の中身は歳出のほうで改めて組み直しして、お示ししておりますので、そのところで御説明申し上げたいと思います。以上です。

**佐藤卓也委員長** ほかにありませんか。

**14番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**佐藤卓也委員長** 遠藤敏信委員。

**14番（遠藤敏信委員）** ページ26、17の1の2ふるさと納税寄附金です。これにつきましては、一般質問の際に山口委員が触れておりますが、改めて確認しておきたいと思います。前年度予

算200万に対して、今年度500万というふうなことを掲げております。これはあくまでも寄附者がこれほど出てくるかというふうなことで、見込みなわけですけれども、これにどのような姿勢で取り組むのかというふうなことを改めて伺います。

**荒川正一総合政策課長** 委員長、荒川正一。

**佐藤卓也委員長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** ふるさと納税というふうなことでございますが、大幅な増額ということで歳入予算を組んでございますが、ここに示しているとおおり、ふるさと納税を通じて新庄市を知ってもらおう、あるいはアピールしてもらおうというような戦略的な色でもって今年度も進めてまいりたいと。その中におきましても、紹介していく中でさまざまな工夫を施して新庄市の紹介を強化してまいりたいというように思っております。

**14番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**佐藤卓也委員長** 遠藤敏信委員。

**14番（遠藤敏信委員）** 先日、ちょっとテレビを見ているときに、ふるさと納税争奪戦というふうなことで紹介がございました。それで、最近納税を受けるというふうなことではなくて、この町を売り込むというか、お返しに特産品などを配ったりして町を売り込むという、より積極的な自治体がふえているというふうなことの紹介でした。それで、例えば長崎県の平戸市、3万4,000人の町ですけれども、海産品をカタログ化して納税した方に配ったと。それで、納税回数に応じてポイント制をも採用したと。それで、飛躍的にこの納税額がアップしたというふうな紹介でした。また、岐阜県のあるところでは、79万だったものが一挙に1億1,000万、140倍になったと。飛騨牛のA5ランクのものをつけたりと、あるいは水族館の入館チケット、あるいは鶺鴒飼いに招待するとか、町の売り込みというか、それから特産品の開発というか、そ

ういうふうなことにだんだんシフトしてきているというふうな紹介でした。新庄市も、新庄まつり誘客100万人構想というふうなことをうたっているわけですので、さまざまなメニューの中で、新庄を売り込んでいただきたいというふうなことを申し上げたいと思います。それについてもう1回だけお答え願います。

**荒川正一総合政策課長** 委員長、荒川正一。

**佐藤卓也委員長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** ふるさと納税、総務省から制度化されて大分浸透してまいりました。おっしゃるとおり、自由競争の波にさらされているような感じもいたしますが、やはり納税の趣旨、ふるさと納税の趣旨から委員おっしゃるような形の方向にシフトしてきている、非常にこう大きい波が来ております。ただ、これの行方というふうなものも見定めることも必要であろうと。いわゆるこれがいつまで続くのかというふうなことも大事な見きわめとなってまいりますので、その辺も含めながら戦略的な意図を持って進めてまいりたいと思います。

**佐藤卓也委員長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也委員長** 他に質疑なしと認めます。よって、歳入について、質疑を終結します。

次に、一般会計の歳出について、質疑ありませんか。

**5番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5番（石川正志委員）** よろしくお願ひいたします。予算書59ページ、生活保護費の中の扶助費、それに絡みまして予算書61ページ、がん検診推進事業、失礼しました、それに絡みまして、62ページの検診業務委託料、健康増進費です。飛びまして、予算書69ページ、6款1項農業費のうちの農業振興費から数点、続きまして、4目畜産業費から1つ、続きまして、予算書73ページ、農地費から1点、飛びまして、予算書84

ページ、土木費道路橋梁費の中から道路新設改良費、時間があれば予算書89ページ、雪対策費の中の雪総合対策費の中からお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、予算書59ページ、扶助費に関してですが、2月の全員協議会の折、予算の内示を説明いただいたときに、扶助費の部分が前年比増の5.1%であるというふうに、非常に私も重く受けとめているところでございます。これは国の施策なので仕方のない部分ではございますが、一般会計から扶助費の部分だけでも8,700万出ているというところで、ほかはちょっとしっかり確認の意味でもう一度お尋ねしたいと。5.1%の増は医療扶助にかかわる部分ということでお伺いしましたけれども、生活扶助費、これは高齢の方々がほぼ占められているというようところでございますが、大体何名の方が生活扶助を受けられているのか。まず最初にお伺いいたします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 扶助費にかかわりまして、生活保護世帯の現況ということでございますが、1月末の時点で、世帯数としては194世帯、受給者人員としましては267名という状況でございます。以上です。**

**5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。**

**佐藤卓也委員長 石川正志委員。**

**5 番（石川正志委員）** これは一般論になって大変恐縮でございますが、ようやく明るい兆しは出てきているとはいえ、普通の方々、これは稼働年齢であっても、そうでない方であっても、極力その親御さんとの同居ということで、収入が決まっている中で、つまり親の面倒を見たり、これは何ていうのでしょうかね、だから面倒を見るといいうところ、普通の方々ざりぎ

りのラインで暮らしている方が多数の中で、この今お示しいただいた194世帯、267名の方、これは残念ながら慢性化しているという捉え方でよろしいですか。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 慢性化という表現がいわゆる保護期間が長くなっているかというふうなことかと思われま。御発言にもございましたように、その高齢者世帯が非常に多くなっているという現状がございます。市の場合でも、半数近くが高齢者世帯という状況になっておりまして、基本的にはその他のその類型別の世帯としては、いわゆる傷病世帯、それからいわゆるその他の世帯というのがございまして、最近はそのその他の世帯、いわゆる稼働年齢層にありながら生活保護を受給すると。いわゆる就職先がないとか、都会ですと若い方も就職先がなく、生活保護を受けられるというケースもございますが、いわゆる一番最初に申しました高齢者の方々の世帯は、やはりもう就労という部分については非常に期待が持てませんので、長期化するのには必然かというふうには思われます。ただ、そのほかのいわゆる傷病世帯につきましては、ある程度治癒、それから回復が見込まれる世帯もございますので、当然よくなれば稼働して、いわゆる自立するという可能性は秘めている世帯でございます。

ただ、その他の世帯に関しましては、非常に最近そのケースが多くなっておりまして、全国的にちょっと一つ生活保護制度の悩みの種というふうになっておりますが、この世帯の取り扱いにつきましては、26年度以降、生活支援、就労支援という形で、具体的に国のほうも事業を起こす形になっておりますので、そういう形の中で自立につなげていきたいというふうに思っ

ております。以上です。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** やはり今、課長答弁にもありましたけれども、これは、就労支援ということは、現状から1歩進めると、あるいは現状がどうなっているのかといった確認の部分に当たると思うのですけれども、現在のところ、例えば高齢者の場合、残念ながら長期化というところの部分と、今課長がおっしゃられた、稼働年齢にありながら、残念ながら希望する職種がないというところの就労支援というところですが、今のその体制はどういうふうになってございますか。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、小野 享。

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 稼働年齢層、そういう就労できる可能性を秘めた世帯がいる世帯につきましては、まず基本的に生活保護のケースの格付としては、AからEまでございますけれども、一番ケースワーカーとして訪問する、いわゆる毎月なり二月に一遍訪問しながらというケースのAケースに格付されます。ですから、基本的に毎月、その本人の就労状況なり、いわゆる求職状況も確認しながら、ケースワーカーと相談しながら進めていくと。そして、現在はその生活保護世帯の就労支援につきましては、ハローワークと新庄市がいわゆる協定を結んでおりまして、常に雇用の情報を、求職の情報をハローワークから伝達いただいて、新庄市もそういう適当な職種が、もしくはその適当な方がいらっしゃれば、すぐにその相談に行っていただくという、リアルタイムで行っておりますので、これで大分自立した世帯もござ

います。

ということでございますので、今後はやはり

その就労支援というところにつきましては、さらに来年度以降、先ほど申しましたが、強化されますので、我々も期待しているというところでございます。以上です。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** 非常にわかりやすい説明を受けたと思っております。

続きまして、前段でも触れましたが、医療扶助と、これはちょっと話がややこしくなりますが、今回の国保税の税率の改正というものの大きな引き金となっているのは、医療費の部分の増大ということがございます。それで、特会部分は後ほど申し上げるにしろ、扶助費という観点で申し上げれば、今回お話の中で、人工透析と、残念ながら本当に患っている方々は本当に今つらい思いで通院されたりしている中で、デリカシーのない質問にはなりたくはないのですが、残念ながらふえていると。重度のケースに至ってしまっていて、結局は医療費がたくさんかかってしまうというような流れの中で、健診に關してでありますとか、健診後のサポートに關しては、今回の定例会の中でも、お二人の議員が一般質問されているとは思いつつ、重なる部分もあるとは存じますが、例えば61ページの、済みません、62ページの健康増進費という中の健診受託料の中には、例えば胃がんの中で、400円の検診にかかわる補助を出しているというように説明を受けたのですが、受診率の向上、もう少し上げる意味でも、ここの部分、もう少しふやすようなお考えはないのかお伺いいたします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 受診率の向上ということでございますが、我々にとっても非常に大きな命題と感じております。健康については、食事、運動ということではありますが、そのほかに健診と



いうことで、私も常々申しております。加えて言えば、禁煙ということになります。そういったことをなかなか、何度も議会の中で申し上げておりますが、痛くならないと健康なんだという誤った考えを正したいということで、私たちも苦労しているところでございます。

委員おっしゃいました人工透析につきましては、1年間で1人500万円の医療費がかかるという、非常に大きい部分でございます。新庄市のほうでは、290人に1人という人工透析の方がいらっしゃいます。県平均で言えば500人に1人ですので、言ってみれば、2倍近い差があるということでございますので、我々健康課としても、これを減らしたいということでいつも取り組んでおります。

今年度については、腎臓病の予防教室、糖尿病の予防教室等を開いておりましたが、また来年度も継続してまいりたいと思っております。また、腎臓の数値でありますクレアチニン、尿素窒素というのがございますが、補助がない中、300円ではございますが、単独で予算化して図っているということでございます。

また、特定健診につきましても、特定健診した当日に保健指導をするということで、医療政策の成果のほうにも載せておりますが、7割、8割近い最初の、初回の保健指導というのも行っております。我々のほうでは、課内では一応20の方が新たに透析患者になって10人死亡している。そのため、数としては10人しかふえていない。また、24年度につきましては、18人新規の方がいて、16人亡くなっているため、形としては2名しかふえていないということでございますが、この新規の人工透析になられる方がどのくらいかかるかわかりませんが、半分にしていきたいということで、課内で話し合っているところです。以上です。よろしく申し上げます。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** 腎不全の部分までお答えいただいて恐縮でございますが、私が今お伺いしているのは、ですからそういった部分の検診にかかわる部分、400円、胃がんではたしか400円と認識しています。今、腎機能に関する検査に関しては300円、それで予算書のということですので、その金額で果たして足りるのかと。その金額で果たして足りるのかということをお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** がん検診の委託料については、400円引き下げて、今2,000円にしております。その辺で足りるのかということですが、健診、がん検診等につきましても、市町村それぞれ自己負担についてはいろいろございます。その辺で、こちらのほうとしては健診率を伸ばすためには、料金を引き下げることも必要かと思っております。しかしながら、予算につきましては、健康課の予算だけではございませぬので、その辺財政のほうと調整を図りながら、できればちょっとずつでも減らしていきたいという課の希望はございますので、今後財政課のほうと調整を図ってまいりたいと思っております。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** わかりました。

続きまして、農業費に行きます。予算書71ページ、農業振興費の部分の果樹園芸振興事業費というところで、この部分に関して、次の部分もかち合いますが、これは今期定例会でも一般質問で質問された事項でございますが、戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金ということで予算計上2,633万9,000円というところで、この部分に関しては事業費の12分の1の新庄市のかさ上げの部分があるということで、今年度から実

施していただいて、非常に園芸振興という観点で、最初に取り組む部分であったり、機械の更新というところでは、非常に農家の方々から満足を得ている事業ではないかなというふうには捉えてございます。

絡めまして、その下の畜産業費のうちの畜産生産拡大支援事業費補助金1,387万1,000円というところがございますが、ここは県の3分の1という捉え方でいいのですね。事業費はトータルで4,000万強というふうに向っておりますけれども、ここは県単独というところで捉えてよろしいわけですか。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 畜産生産拡大支援事業費補助金につきましては、県単事業で3分の1の補助でございます。以上です。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** この部分に関する市長部局の考えとしては、一般質問の中で恐らく答弁で、市長答弁でしたけれども、この畜産の部分にまで新庄市のかさ上げ部分を今検討しているというような旨の御発言があったかと思えますが、例えばこの県単の、県単から推測した総事業費が4,000万というところで、市町村が、市が、新庄市がかさ上げた場合、想定される金額は幾らになりますか、課長。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** この事業につきましては、さきにお話がありました戦略的園芸産地拡大支援事業の畜産タイプということで、同じように捉えていただいて結構かと思えます。現在この予算要求してございます事業につきましては、現在の概算事業費で4,100万円ほどございますので、これにかさ上げするとすると、12分の1でございますので、340万円ほどになります。以

上。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** わかりました。例えばこれは決算委員会とか12月の一般質問でも行ったことございますが、じゃあ1つ上の70ページ、これは農業振興費でありますけれども、地域循環型と、堆肥製造事業ということで、これは環境と一体の事業であることは十分に認識しておるのですが、例えばこのたびも予算計上527万2,000円となっておりますが、有効性に対しては私だけではなくて、同僚の議員さんも同じような見解を持っているわけです。ちなみに、これは平成25年度で、ここからでき上がる堆肥は何トンございますか。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 平成25年9月に、いわゆるそのふるいをかける機械を、NPOの団体と協力して、団体から無償で借りて、今ふるいをかけて堆肥の良質化を図っております、そこから出るいわゆる木片チップの大きい部分が振り分けられますので、きょうもその作業をしておりますけれども、今の概算では60トンから70トンぐらいの製品になるのではないかなというふうには試算してございます。以上です。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** 多く見積もっても70トンというところに、これは乱暴な言い方をして悪いのですが、事業費で割りますと、1トン当たり7万5,000円というような堆肥でございます。例えば同じ循環型という中で、耕畜連携という場面はぜひぜひ私たちは考えなければならないことではございますが、私たち一般の普通の園芸農家が近所の畜産農家から、完熟とは言えませんが、ある程度形のでき上がって、土に土壤改良材として戻した場合、想定される

のは2トンダンプ1台で大体、高くても7,000円ですよ。これは10倍も開きがあると。これはその前、前段でもお伺いしましたがけれども、30名の農家の方がこの堆肥を無償で供与いただいていると。その30名の方々に関しまして、この堆肥が使い勝手がいいのか悪いのか、あるいはこれからも使いたいのかというような意向調査をしておられれば、結果をお示しいただけますか。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 生ごみ堆肥の利用者につきましては、現在まゆの郷の会員を対象に利用いただいております。実は昨年引き続き、今年も2月に利用者33名を対象にアンケート調査をさせていただきました。

設問の中身としましては、どれぐらい使用しているのかということから、仮にこの堆肥が手に入らなくなったら困るか、手に入らなくなったら、その別の手だてはあるのかというふうなこと、あともし購入するとなると、どれぐらいの値段が、自分としてはどれぐらいの値段だったらいいかというふうなこと、大きくこういふふうな内容でアンケートをさせていただきました。うち16名から回答を得ておまして、提出率48%と少ないわけですが、この16名中7名が困るというふうな意見はあったものの、手に入らなくなったらほかに入手する手だてはあるかというようなことで、5名の方がいないというふうな回答を得ているところでございます。

また、値段につきましては、2トンダンプで5,800円ぐらいというふうなのが平均的な希望価格というようなことでございまして、いずれにしても標本数が33名中16名の回答ということで、非常に率的に標本数にしては少ないのですが、結果としてはこういうふうな結果を得てございます。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** そのような状況の中で、この事業が果たしていいのかと、そんなところに570万円を一般財源でつぎ込むよりも、これは先ほど申し上げました、例えば畜産でありますとか、あとはできるかできないかは別としてですけれども、これから6次化というものに取り組むというところでは、これは同じくまた県単の創意工夫というような事業がございすけれども、そこの部分に市町村の上乗せをすべきかと、そのほうが税の使い方の公平性が保てるんじゃないでしょうか、これは。いかがですか。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 地域循環型堆肥製造事業につきましては、9月の決算議会で3名の委員の方、そしてまた12月議会においては石川議員より御質問を受けて、その答弁としましては、やはり平成11年から15年という長きにわたり、この歴史経過を経て今日に至っているわけですが、やはりさまざまな意味で賛否両論あったり、あるいはいろんな立場の方々が相当いますので、この辺の意見なんかも十分踏まえながら、今後この事業につきましても費用対効果といえますか、またいわゆるどの部分に経費を投入すれば、いかに農業の産出額を高め農業を元気にできるかというふうなこと、当然御指摘のとおりでございますので、きょうまでやってあしたからやめるといふわけにはいきませんが、そのような御指摘を踏まえて、今後多面的に検証して判断していきたいというふうに思います。以上です。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** よろしくお願ひいたします。

次に、これは都市整備の部分になるかと思ひます。予算書で84ページ、新庄市の今回の主要な事業というところで、これは地元の話で大

変恐縮でございますけれども、泉田二枚橋の防雪柵の整備ということで、これは26年度も主要事業として大きく取り上げてはいただいておりますけれども、本来であれば25年度の、今年度の主要事業であって、工法の再検討ということで説明は頂戴しましたけれども、1年繰り延べと。今年度の当初の主要事業の概要の中では、完成年度が平成27年かと記憶してございます。今年度に至っては、来年度の予算に至っては、平成28年完成というところでございますが、これは冬場のその交通の安全性の確保ということに関して、新庄市が一番重い責任を負っているわけです。このくだんの場所に関しては、市長部局のほうも十分重要性は認識されているという中身で、でも残念ながら完成年度が28年の予定ということになってございますが、この事業、ことしはちなみに何月ごろから取りかかるおつもりですか。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 流雪、泉田二枚橋線の防雪柵、これにつきましては、先ほど委員もおっしゃいましたとおり、市の主要事業というふうな形で取り組んでございます。第1期分につきましては泉田地区、1期分については柏木原地区、あとそれから第2期分については、現在行っている箇所というふうな形で順次進めているというふうな状況でございます。これにつきましては、今回全延長約1,000メートルぐらいのところを整備するというふうな計画でございまして、まず最初にいわゆる二枚橋地区のほうから整備が進んでいくというふうな段取りでございまして、

これにつきましては、やはり国のほうの社会資本整備総合交付金、この事業を充てるというふうな事業でございまして、この事業のほかに、ほかの事業もございまして、パッケージとして予算が振り向けられるというふうなことでござ

います。特に防雪柵につきましては、金額が張るというふうな形で、非常に財源的にはちょっと大変な事業でございます。ただし、この箇所につきましては、長年皆様方から非常に要望のある箇所、あとそれから私どもの道路管理者としましても非常に危険箇所というふうなことを認識してございまして、これについてはなるべく早い時期の完成を目指したいというふうな形で進めていることでございます。

ただし、今年度一部基礎の土質関係、それがちょっとございまして、変更等するような形になりますけれども、なるべく早くこれについては完成に持っていきたいというふうに感じているところでございます。今年度につきましては、一応92メートルというふうな形でございます。26年度については300メートルというふうな形で予算を計上してございます。

この予算の確保について、手法としましては、例えば国から補正があるというふうになれば、それに手を挙げて積極的に予算確保に努めてまいりたいというふうに感じてございます。以上でございます。

**佐藤卓也委員長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

午後より代表監査委員高山孝治君、農業委員会会長星川 豊君より欠席願が出ております。

ほかに質疑ございませんか。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** それでは、私から幾つかの質問をさせていただきます。

まず、37ページ、2款1項7目地域づくり支援事業の地域づくり支援モデル事業委託料25万

1,000円、昨年はこの事業は47万3,000円で、7件とお伺いしてあります。一般質問でもよく私は言っていたのですけれども、この地域づくりというのは拡充すべき事業だと思いますが、これが減額になっている、その理由とは何だったのでしょうか。

**荒川正一総合政策課長** 委員長、荒川正一。

**佐藤卓也委員長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 地域づくり支援モデル事業委託料というようなことですが、昨年よりは22万2,000円ほど減額してございますが、25年度につきましては、24年度の実績をもとに、これは世帯数に300円を乗じて出していく委託料のものですから、実績を重んじて25年度を計上いたしました。今年度の実績が、世帯数が偶然少なかった町内が連合体となって、2連合体が実績としてございますが、24年度の実績が金沢地域ということで、905というふうなことで非常に多うございましたので、実態に即したような形に少し戻したというようなところでございますので、今年度の実績プラスアルファというようなことで考えてございますが、775世帯分というようなことで見積もっておるわけでございます。

**2番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2番（伊藤 操委員）** それでは、その昨年の7件という件数ですけれども、そのモデル事業に今年度換算される件数というのは、どこら辺があるのでしょうか。

**荒川正一総合政策課長** 委員長、荒川正一。

**佐藤卓也委員長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 今7連合地域というふうな申し上げましたが、私どものほうで想定して見込んでございますのは万場町地区、あと常葉町地区、若葉町、あとは神明町、堀端、名古屋敷、北本町、以上7つの連合体、いわゆる隣接している地域をまとめて今略した形で地名を挙

げましたが、その7つ、これを今想定している予算ということでございます。

**2番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2番（伊藤 操委員）** わかりました。

では、続きまして、40ページ、2款1項14目消費者行政活性化事業費、この消耗品の233万3,000円、昨年に比して増額70万5,000円とあります。この事業の内容と消耗品の使途をお伺いいたします。

**荒澤宏二市民課長** 委員長、荒澤宏二。

**佐藤卓也委員長** 市民課長荒澤宏二君。

**荒澤宏二市民課長** 予算書40ページ、市民相談費の消費者行政活性化事業費のうちの消耗品費についてでございます。25年度につきましては、26年度もそうですが、消費者の皆様、市民の皆様方がいろいろな消費者詐欺というのでしょうか、悪質商法とかに遭わないような市民生活を暮らせるようにということで、全戸配布でいろいろなものをお配りしながら、その悪質商法とか、いわゆる消費者詐欺に遭わないような手だてを講じているところでございます。

それで、今年度、25年度につきましては、クリアファイルを全戸配布させていただきました。今回、26年度の予算では、全戸配布物としましてカレンダー、二月めぐりというのでしょうか、カレンダーの半分に2カ月が1つのページになっている上半分のほうに、そういった詐欺に遭わないような、いろんな知恵というのでしょうか、こういうときにはこういうふうなことで気をつけてくださいよとか、二月に一遍ずつめぐりますと、いろいろなその消費者の皆様が危険な目に遭わないような手だてというのか、そういったことを記載してあるカレンダー、そして何かあったとき、あるいは何かありそうなきには、警察とか消費者の生活センターのほうに電話くださいというようなお電話番号とかを書いたものを、26年度については全戸配布するとい

うことで、今年度よりも若干、若干というか単価が高いものですから、この予算につきましてもこういった形で計上させてもらいました。以上です。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** これは大変いい取り組みだと思います。ただ、この名前が消費者行政活性化事業というので、どういう事業だからちょっとわからなかったものですからお伺いいたしました。それで、参考までにお伺いしているのですけれども、今までこういう詐欺被害に遭ったとか、そういう報告とかは新庄市においてはあったのだと思いますけれども、この予算の中にその例えば予防であったり、改善であったりするものは、予算の中には含まれているのでしょうか。

**荒澤宏二市民課長** 委員長、荒澤宏二。

**佐藤卓也委員長** 市民課長荒澤宏二君。

**荒澤宏二市民課長** やはり全国を股にかけ、そしてこの消費者に関する詐欺というのは、何ていうのでしょうか、いろいろな封じ手を練りますと、また新たな手口ということで、非常に次から次へと新たな詐欺、今までですと、例えば押し売りのようなものがあつたものが、例えば最近ですと貴金属を押し買いをしてみたりとか、いろいろな新手法の詐欺が出てきたりするものですから、市民の方からの相談、電話相談とか、あるいは相談室のほうにおいでになっての相談とか、数ありますので、そういった新手法の詐欺にひっかかるような方々もおられるかと思えます。ただ、そういったことを手をこまねいて見ているだけではなくて、あるいは市民の皆様方に配布物を配って気をつけてくださいよというだけではなくて、それらの詐欺に、詐欺というのでしょうか、消費者被害に遭わないようにするための研修ということで、旅費とかそういったものを計上させてもらって、いろいろな新手法の詐欺

に対応できるべく研修を日々行っておりますので、そういった研修に数多く参加してもらって、市民生活相談員の方にもいろいろなその詐欺を防ぐ手だてを、あるいはいろいろな対応の仕方を勉強していただくということで費用弁償、それから研修負担金等をかけまして、研修を、研さんを重ねてもらって、市民のそういった被害を未然に、あるいは被害に遭ってから速やかに解決できるような方策をとれるよう、日々研さんを積んでいるようなところでございます。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** よくわかりました。被害が想定される方は高齢者という、そういう場合もありますので、こちら辺はしっかり推進していただきたいと思えます。

続きまして、51ページ、3款1項5目在宅老人福祉事業費に関してです。先ほど山口委員からもこの質問はあつたと思うのですけれども、その老人クラブ活動助成事業と、高齢者による健康いきいき活動支援事業費の補助金、これを詳細に説明をお願いいたします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、小野 享。

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 先ほど山口委員から老人クラブ関係の補助金ということで御質問いただきまして、歳出のほうで御説明申し上げますと申しましたが、この2つ、老人クラブ活動助成事業費補助金と、高齢者による健康いきいき活動支援事業費補助金が、合わせて老人クラブ活動支援費となるわけですが、その上のほうの老人クラブ活動助成事業費補助金につきましては、まず単位老人クラブ、それぞれの老人クラブの活動助成金が1クラブ当たり1,750円、これが一月でございます。現行でクラブ数が34クラブで計算しております。ですか

ら、その12月分ということで、79万8,000円の額になります。これがそれぞれの老人クラブに対して支給される額と。

それと、老人クラブ連合会に対して、いわゆる活動促進の補助金なのですが、連合会単体に対しまして10万円まず支給されます。そして、会費という意味合いで、会費、いわゆる老人クラブの会員1人当たり40円という計算なのですが、この場合、1,000人という計算でさせていただきますが、この場合、1,000人という計算でさせていただきますが、この額が4万円になります。ですから、老人クラブ連合会に対しては14万円ということで支給補助いたしますので、内訳としては単位老人クラブの活動支援事業費が79万8,000円で、もう一つが老人クラブ連合会の活動促進ということで14万円ということで、合わせて93万8,000円という形になります。

下の高齢者による健康いきいき活動支援事業費補助金につきましては、基本的に老人クラブの活動、具体的にはグラウンドゴルフとか、そういうレクリエーション関係の事業を行うための支援金という形になりますが、これは連合会に対してそのまま支援されるという形になります。ですから、連合会に対しては、先ほど申し上げました活動促進費14万円プラス、この22万5,000円、合計大体36万円という形になりますが、連合会としては36万という補助の中身になっております。以上です。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** 老人クラブの活動助成についてはわかりましたが、別欄に、高齢者による健康いきいき活動とありますけれども、今老人クラブの加入率が減っている中で、例えば地域におけるグラウンドゴルフの大会であったり、輪投げ大会であったり、その助成だちょっと思ったものですから、そういう意味合いのものは予算としてはとらないのでしょうか。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、

小野 享。

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 基本的には、高齢者による健康いきいき活動支援事業費につきましては、いわゆる老人クラブを対象とした補助金、県の補助金という形になっております。ですから、一般のその部分につきましては、また別途という形になりますので、我々民生費のほうでは該当しないという形になっております。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 活動費ではないのですが、輪投げの購入費用については、今年度は65周年記念事業の一つとして30団体に半額の補助をするということで予算化はしております。町内にある輪投げについては、公式の輪投げと若干手ざわりも違いまして、そういったこともありまして、また輪投げの底辺拡大という意味から、団体、購入する団体、希望する団体に対して半額の補助を予定しております。以上です。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** わかりました。

続きまして、56ページ、3款2項1目わらすこ広場管理運営事業費の施設借上料、昨年よりも162万増額になってはいますが、この説明をお願いいたします。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、板垣秀男。

**佐藤卓也委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 3款2項1目のわらすこ広場管理運営事業費の御質問でございます。

その中での施設借上料1,962万円というふうな計上でございます。今年度、25年度につつま

しては1,800万と。年間の借上料でございます。わらすこ広場の賃貸料につきましては、一昨年度から電気料の値上げ、いわゆる公共的な料金の値上げ、それから冬期間の除雪費の負担増と、そういったことで増額を要求されてございました。ちなみに他のテナントさんのほうでは24年度から既に値上げ済みだったというふうなことでございます。平成25年度分につきましては、現状維持ということで御理解をいただいております。平成26年度以降の賃借料については25年度中に協議をさせていただくというようなことになってございました。

前述のその共益費のいわゆる増額分、電気料に関しては30%近く値上がりをしておるといようなこともありまして、あとはほかの入所者さんとのバランスを考慮してテナント料が要求されてきたといようなことでございます。今年度、所有者のアドバンビルさんのほうと協議をさせていただいたところなのですが、いわゆる家賃相当分については据え置きをお願いしたところであります。

共益費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、その公共的な料金、電気料が主なのですが、そちらの値上げ相当分、それから26年度以降の消費税の3%アップ分、そちらを含んだ格好で賃借料、いわゆる共益費分として増額をお願いしたいといようなことでございました。25年度月額150万円であったのですが、その26年度につきましては、今申し上げた共益費相当分を増額をいたしまして、あとは消費税増額分を加味しまして163万5,000円の月額といようなことで協議をさせていただいたところであります。それで、年額としましては、162万円の増といふような格好で1,962万円といふようなことでの計上といふことであります。以上です。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。  
**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** 歳入のところで、主要の収入が139万5,000円で、値上げ料にも満たない数で厳しい運営ですけれども、子供たちのためによりしくお願いいたします。

続きまして、61ページ、4款1項1目がん検診推進事業、これが昨年に比べましておおむね半額となっているようです。特にがん検診業務委託料287万9,000円とあります。昨年は670万3,000円で、極端な減額になっております。先ほど石川委員の質問にもあったようですが、この件について詳しくお願いいたします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** がん検診推進事業につきましては、国のほうで子宮頸がん、乳がん、大腸がんという3つのがん検診を促進しようといふことで取り組んでおるものでございます。5歳刻みといふことで前やっておったわけですが、子宮頸がん、乳がんについては5年経過したといふことで、今年度の対象が子宮頸がんについては二十、乳がんについては40歳といふことで限定されたものであります。そのため、委託料の減額といふことを計上しております。以上です。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** ちなみに、これは今の説明ですと、女性特有のがんということになっていますけれども、これは県ではなくて、例えばですけれども、市で今一番多い大腸がん、胃がん、肺がん、その辺トータルに、性別にかかわらずといふのは、市で今後考えていくようなことはあるのでしょうか。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** そのほかのがん検診につきましては、健康増進事業で対応しておりますが、先ほども石川委員の答弁にさせていただきましたが、胃がん検診については400円ほど個人負



担金は減額しておりますが、そのほかの個人負担金の減額につきましては、全体的な予算との関係があるものですから、その調整をしたいということでもあります。このがん検診推進事業については、国の補助金の対象の事業ということで御理解いただきたいと思っております。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** わかりました。

それでは、次に79ページの7款1項3目、ここに観光振興対策事業費のイス1グランプリ実行委員会負担金70万とあります。その数段下に、例えばですけれども、新庄雪まつり実行委員会が、補助が80万となっていて、雪まつりの場合は歴史のある新庄市の祭りということで知名度も高いのですが、このイス1グランプリに関しては、昨年始まったイベントであって、そしてこの予算の組み方の基準がわからなかったものですから、どういう基準でこの70万が計上されたのかお伺いいたします。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** イス1グランプリ実行委員会70万の内容ということでございますけれども、御承知のとおり、イス1グランプリ、昨年NPO-AMPが実施しまして、大変な注目を集めたイベントでございます。このAMPさんのほうで昨年はいろいろなお金を集めて対応したということで、単独で続けるのは難しいという部分もありましたので、実行委員会をつくって市と商店街等も含めて一緒にやっという意味で実行委員会を組織したところでございますけれども、事業費的には約100万の事業費がかかります。30万をさまざまな企業、商店街等から協賛金をいただくということで、差し引き70万を歳出予算化したところでございます。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** 済みませんけれども、今の説明だと、ちょっと私には理解しがたい部分があります。そもそもお祭りのような歴史のあるものと違い、一部の団体のイベントだと思うのですが、それにこの70万というのは、少し高いのではないかという気がするのです。このぐらいの予算がありましたら、少しでも地域の健康づくりのほうに、今現在何年にもわたって頑張っている方がいらっしゃいますので、そちらに渡すのが妥当だと直接言うわけではありませんけれども、確かに当日は非常ににぎわって活性化した事業ではありますけれども、その予算を70万という、その基準というか、それをもう少しわかりやすく説明願えればと思います。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 先ほど申しましたように、事業費的には100万くらい歳出ベースではかかるということでございまして、PR費、あるいは商品、それから音響設備等で100万を見込んでいますところがございます。これは昨年の事業費が100万でございましたので、同じようなレベルが必要だということで考えているところです。

それで、確かに御指摘の件につきましては、新規のものについて70万ということではございますけれども、昨年は16チームが参加しておりまして、大阪、京都、仙台等々、県外から半数ぐらいが参加しております。その当然、疲れて宿泊等もございまして、商店街の物販等でのにぎやかさも出ているわけでもございまして、イス1グランプリは実行委員会組織で継続していきたいという判断でございます。

**2 番（伊藤 操委員）** 委員長、伊藤 操。

**佐藤卓也委員長** 伊藤 操委員。

**2 番（伊藤 操委員）** 継続する事業であると

いうならば結構なことですけれども、納得一部できない部分が多少あるのですけれども、まず今後とも頑張っていたきたいと思います。

では、続きまして、77ページの7款1項2目、最後に介護分野への就労支援と福祉サービスの充実事業委託料1,430万ですか、この説明をお願いします。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** 77ページの中ほど、下の介護分野への就労支援と福祉サービスの充実事業委託料でございますけれども、この事業は昨年から引き続いております緊急雇用の事業でございます。1年間続けるということで、年度がまたがっている残りの部分でございますけれども、この事業は福祉施設、介護施設に雇用していただいて、それで雇用しながら勉強して、介護の資格を取るということで、それで介護分野への就労をしやすくするという制度でございます。緊急雇用事業でございますので、全額が特定財源になるわけですけれども、10人を雇用しておりますので、新たな10人の雇用が、施設数ですと8施設ぐらいなのですけれども、そういう状況で緊急雇用で対応している事業でございます。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。**

**佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。**

**6 番（佐藤義一委員）** 私のほうからは4つほど、簡潔に質問させていただきますので、余り時間かかりません。ただ、私は今回の予算書を配付していただいたときに、当然開きますけれども、大変喜ばしい予算書であるというふうに感じました。といいますのは、議場で語られる一般質問、あるいは語られた話が結構26年度事業の中に反映していた。例えば小学校の、小中学校のエアコン、それから通学バスの運行、それからLED灯、さまざまありまして、なか

か私どもが議場の中で質問するのも無駄ではないんだなという、無駄にはいけないのですけれども、そう思いましたので、今後も頑張っていたきたいと思います。

まず、初めにですけれども、LED、39ページ、2款総務費の市民生活対策費の中の修繕費287万9,000円の中で、この中にそのLED灯が入っていると思うのですけれども、この中で2,392万円、大変いいことだと思うのですけれども、市内に3,769灯ありますというふうに書いてあります。仕様の中ではですね。それで、今回は54灯をつけるわけですけれども、この範囲はどこまで、市街地だけなのか、それとも近郊までいくのか。何年かかって、どのぐらい設置するのかをお尋ねいたします。

**小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。**

**佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。**

**小嶋達夫環境課長** LEDの防犯灯の整備事業でございますが、26年度予算としましては54基をモデルとして、その成果を検証したいということで今回予算要求、予算を示しております。それで、LEDにつけますと、1つは契約電力料、こちらのほうが相当安くなるということになります。それから、使用電力料も安くなるということで、現在やっております防犯灯の補助事業そのものがLEDの照明灯にかえることで大体できるというふうな見通しを持っております。それで、その検証を今回市街地の2町内の54灯で実証してみたいというふうなことでお願いをしておりました。効果によっては、何年かかって全部いくかということは、その時点で確認をさせていただきますと思います。よろしく御理解お願いしたいと思います。

**6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。**

**佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。**

**6 番（佐藤義一委員）** 私はこれを一般質問をした覚えがあるのですけれども、確かに町内も、各町内自治会も住民が少なくなっていく中で、

町内会費等についても逼迫している部分もあるわけですが。その中でやはり電気料等の負担もしっかり助成はありますけれども、やはり1回持ち出ししなきゃならないという中で、やはり電気料も相当な金額になるわけですが。特に私どもは学校を抱えていますので、結構防犯灯が多いんですよ。

それで、私も検証してみました。質問しっ放しではいけないと思って、昨年の秋に電気屋さんに行って、茶の間と仏間と、あと私が部屋で使っているパソコンを置いている部屋と、3つLEDにかえました。大した金額じゃないんですよ。1万円ちょっとですね。10畳間用で。家庭用ですので。今回これを計算しますと、1基当たり4万7,000円ぐらいつくんですよ。それはもう当然工事費も含めてだと思えますけれども、そんなに高価なものなのかということ1つと、それで検証していくそのモデル事業でいいのですけれども、ただ要するにその学区がある、小学校があるとか、そういう施設があるという町内、そこはやはり市街地については安全、確かに明るいです。蛍光灯よりははるかに明るいです。私も実感しています。ですから、そういうところをやっつかないと、隣の町内にはしてくれただけでも、うちの町内にはしてくれないという、その市民の不平というか、不快感を示さないかと思えますので、モデル事業だけやって、検証しなきゃならないということはわかりますけれども、もう少しやっていただけないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** LEDの器具については、4万何がし、今おっしゃられたとおりでございますが、さまざまな機種、廉価なものもございます。ただ、つけますと、中に漏水がしたりということで故障があったという事例も中にはありますので、一応現在は安心できる、信頼できる

器具ということで、この機種を使う予定で計画をしております。

それから、LEDの全町内にわたってということでの御質問かと思えます。1つは、先ほど申しましたように、町内会への電気料の補助でやるのか、LED化にして電気料を安くして負担を同じにするかという選択だと思えます。現在検討しているのは、二町内については、小学校の学校区、それから比較的人通りの多いところを想定して、54基想定しております。それで、委員おっしゃったように、予算の都合もありますけれども、できれば全面的にということも考えます。LEDについては明るさのほかにも誘虫性といいますか、虫がついてこないということもありますし、その辺もあわせて検証しながら進めていきたいと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

**6 番(佐藤義一委員)** 委員長、佐藤義一。

**佐藤卓也委員長** 佐藤義一委員。

**6 番(佐藤義一委員)** 確かに二酸化炭素の排出も少ないということで大変いいのですけれども、明るいですが、確かに。私もわかります。市政も明るく見通しできるようにLEDをいっぱいつけましょう。

それから、続きまして、ちょっとあっちこっち行ったり来たりしますが、済みません。94ページ、10款教育費、通学手段確保対策事業7,094万1,000円、これは今回の主要事業の中にも教育委員会のほうで、教育総務でありましたけれども、通学困難な地区に対してスクールバスを使わせるということで、大変喜ばしいことだと思っています。ただ、今は、前は4キロ、6キロという通学バスの運行基準がありましたけれども、それは下に下がってきているみたいで、3キロ、5キロまで下がったようなことは伺っていますけれども、今まではその通学距離でバスという話があったと思うのです。

ただ、これは先月でしたけれども、私のとこ

ろの目の前の小学校の4年生の男の子でしたけれども、下校時に車に引きずり込まれそうになって、声をかけられて、それで走って逃げてすぐ近くまで行って助けを求めたと。それで、何で知っているかという、パトカーがずっと私の後ろを、ずっと通るんですよ。私は何も悪いことしていないのですけれども、何か私に用事があるのかと思って聞いたら、いや、実は子供がそういうふうな目に遭ったと。それで、ずっと体育館でスポ少をやっていたものですから、その犯人がまだそういうことを、警察に通報が行ったかどうか確認できていないので、また来るかもしれないので、ここで赤色灯を回していますということをやっていました。

それで、学校では非常に素早い対応をとってくださって、それで地元の父兄等にも連絡を、私のところはけやきっ子というのが、北辰小学校の、それでその通知をしてくれたのです。実はそれは今から二、三年前ですけれども、エコロジーガーデンで、こういう言葉が正しいのかどうか、使っているのかどうかわかりませんが、やはり変態おじさんみたいなのが出て、ぱっとう、それで子供たちが気持ち悪いというので、すぐ学校に連絡が来まして、おじいさん、おばあさんがその子供たちを下校時に迎えに来る、その前にも一般質問したかと思えますけれども、そういうふうな状態の中で、そこに危険なのは、今回もそうなのですけれども、太田じゃなくて野中のほうに踏切がありますね。奥羽本線の。そこを渡って200メートルぐらいに、民家のない途切れるところがあるのです。そこでその子供が狙われたと。民家は市街地であれば全部ありますので、そういうことはないかと思うのです。ですから、距離だけでなく、防犯上からも子供を、通学バスを使うという考え方にはなっていないだけではないでしょうか、お尋ねします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎

憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 今委員がおっしゃいました北辰小学校の事件といますか、その件かと思えます。たしか先月、そのようなことがあったということで、こちらのほうでもお聞きしております。

スクールバス等の運行につきましては、基本としては学校の統廃合でもって遠距離通学になった場合の運行ということで実施しておりますけれども、一般質問のときにも、前に申し上げたかと思うのですが、平成19年の安全・安心通学プランのいわゆる答申を受けての実施計画、これを教育委員会に諮りながら定めて実施しようとしているわけですが、そのプランの中にいわゆる通学バス等を運行すべき地区としての部分としては、今おっしゃったような地区についても検討すべきというようなことをいただいております。

また、交通安全上の問題と、委員がおっしゃったいわゆる防犯上の問題、この点につきましては、昨年度、文部科学省でいわゆる児童生徒の安全に対する計画策定になりましたけれども、その中でも交通安全、さらに災害上の安全、そして防犯上の安全というようなことでありますので、その辺のところも十分捉えながら26年度以降検討していくような方向で考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 私も曲がりなりにも人の親なものですから、子供は宝だというのはやはり実感します。地域で子供を育てていかないと、自分だけの子供でない、地域の子供であるという意識を持っていかないと、なかなか難しいのかなと思えます。ですから、やはり地域で

育てていかなきゃならない。地域で守っていかなくちゃならない。特に今、昔は私はきかなしやろっこだったものですから、隣のじいさんからよく頭を殴られました、このやろうと。今そういうことをする大人はいないわけですよ。ですから、地域で守っていくという気持ちが薄れていると。隣の子供が何しようが関係ないんだ。悪さしようが、いいことしようが関係ない。そういう希薄になっていく中での、やはり地域でせめて学校に通っている子供たちについては、地域で守っていこうという意識を持っていただいて、今柿崎次長の答弁されたように、防犯上からの通学バスというのも必要ではないかと思しますので、よろしく御配慮をお願いします。

行ったり来たりして済みません、81ページ、7款商工費、都市と田舎交流促進362万1,000円について。これも去年の9月に新庄まつり等においておもてなしということで民泊制度を活用すべきではないかというお話を、質問させていただきましたときに、市長答弁の中にも、調査研究をしたいと。それで、やはり近隣に温泉宿泊施設はあるけれども、確かに今新庄まつりにホテルを建てると、なかなか言いづらい状態でありますので、民泊制度の活用というのは非常に有効だということです。

それで、ちょっとお金の話になるのですが、新庄まつりを見に新幹線で来た。泊まる場所がないので、ほかの市町村に行って泊まった。お祭りを見るだけなのか。お金を本当に誰も落としてくれないのですかという話になるわけです。ですから、いかにして新庄にお金を落とさせるのか。買うのはテキ屋さんが売っているそれを買っていく。泊まりはどこかの有名な温泉に泊まる。その経費は新庄市が持つ。ではない。やはり民泊制度の活用をすべきだというふうに思います。

それで、今話しました、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、都市と田舎交流促進、

これは今回は宿泊体験ツアーをやろうということをお話していますが、この促進対策費の内訳について、どのようなことをやっていくのか、どういうふうにして金をかけていくのか、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** 81ページの都市と田舎交流促進事業でございますけれども、予算の内容的には、嘱託職員報酬が大きいわけですが、地域おこし協力隊を活用しまして、都会の目線ということも期待しながら協力隊を配置して、委員おっしゃられます農家民宿、これを推進していきたいといいますが、業として今現在お金をいただいているというところがございませんので、ぜひ実現していきたいというところでございます。

おっしゃられますように、新庄には温泉が余りなく宿泊施設がないものですから、そういう点から、地域の特色を生かした農家民宿、これは非常に大事なものであるというふうに考えておりまして、有効な手段であると考えておりまして、私どもの当面の第1番目の課題かというふうな考え方、認識を持ちながら推進していく心づもりでございます。

**6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。**

**佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。**

**6 番（佐藤義一委員）** 来年がたしか260周年だというふうに記憶しています。それで、やはり恐らく来年あたりに、その目標値を置いて事業を進められているのだとは思いますが、民宿と民泊って同じなの。違いますよね。民宿と民泊は違うと。私が言っているのは民泊なのです。民宿というのは、消防法も関係してくるんですよ。宿泊施設ということになりますので。民泊であれば、前言ったグリーンツーリズムを使うとか、農家民泊という中で、それほどクリアすべきハードルは高くない。民宿となってい

れば宿泊業になりますので、保健所、あるいはまた消防法に抵触しますので、1年に1回、2回の宿泊であれば、そこまでハードルを高くしなくてもいいんじゃないかと。ですから、それが1つ。

それから、具体的な話として、民泊制度を組織化するとか、そういった目ぼしいところを拾っているとかというまでは、まだ作業はいつていないのでしょうか。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長 民泊と民宿の違いで**ございますけれども、いわゆる泊まる宿のことを民宿といいまして、泊まる行為を農家民泊というわけでございます。それで、特に民宿の中でも、農家の方々が行うものを農家民宿というふうな言い方をしております、そこにはさまざまな制限の緩和、消防法とか保健所の関係とかの、何ていいますか、簡易な部分が、基準を緩めているところがございます、非常灯は要らないとか、そういったことでございます。

それから、組織化ということでございますけれども、候補としていろいろうちとしても考えてはございますけれども、やはり最初から組織化というのは難しい部分もありますけれども、今現在、農家民泊をしていただいている方々がいらっしゃいますし、その方々をまずは業としてやっていけないかということも考えてございますし、将来的にはやはりその地区を地区単位でできるところがないかなということも考えております。

**6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。**

**佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。**

**6 番（佐藤義一委員） 課長、ありがとうございます。**宿泊の語源を初めて知りました。ありがとうございます。

そういうふうに前向きに進んでいただかないと、なかなか今までと同じような状態の中で進

展していかないということがございますので、課長は大変でしょうけれども、よろしく願います。

それで、また課長に嫌な質問が行くかもしれませんが、79ページ、7款商工費の中の観光費、新庄まつり運営事業負担金1,564万円、これは去年の9月で一般質問させていただきまして、八戸は1台につき120万円だよと。我が新庄市は29万円、山車、26日展示する1日分の1万円ということで30万だよと。それを大変苦労していますので、ふやしてもらえませんかとお願いをしたのですけれども、数字を見ると、おお、100万もふやしたと思ったのですけれども、実はこの100万は260周年の記念事業に向けての予算なんですね。ですから、結局去年と同じだということですよ。

去年もあの雨の中、子供たちは引っ張ったわけですよ、25日。その子供たちの前を歩く偉い先生方は傘を差したり、かっぱを着たりしていましたけれども、私はとてもそんな気になれなくて、子供たちがぬれるので俺たちもぬれようと思ってやりましたけれども、やはりそういうスタンスだと思うんですよ。山車を一生懸命つくっている人たち、新庄まつり260年の歴史を絶やしちゃいけないという気持ちに対して、もう少し助成はできないのか。改めてもう1回、予算をふやすとは今さら言えないかもしれませんが、その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** 79ページの新庄まつり運営事業負担金の関係でございますけれども、今年度は1,564万ということで、昨年より100万アップしております。御指摘のように、27年の新庄まつりが260年という記念日を迎えますので、26年の記念事業と、260年の記念事業ということで、さまざまな少しグレードアップした

部分を考えております。この100万というのは、委員も御指摘ございましたけれども、260年に向けた前の年、26年の祭り等でPRをするための経費100万でございますので、そこを除けば通常ベースということでございます。

ただ、まつり委員会として今考えておりますのは、主な有料席の会場となりますアビエスですけれども、あそこは木製でつくっておりますパーゴラがありますけれども、相当の経年劣化で危険だという、まず1つございます。それと、祭りの観覧席を設けるといふ、ふやすという観点から申しますと、高さで見えなくなる部分があるものですから、後ろのほうにまだ余裕があるわけでございます、椅子を並べるに。今年度、そのパーゴラを壊すという、撤去するという計画でございますので、観覧席、有料観覧席をふやす計画でございます。当然、ふやすとまた椅子のリース代とか警備の問題とか出まして、経費のかかり増しする部分もございますけれども、まつり委員会の予算になりますので、断定的には言えませんけれども、ある程度の金額が収入増になることになりますので、そこはおっしゃられますように、山車のほうに回していきたいというふうに考えているところです。

**6 番（佐藤義一委員）** 委員長、佐藤義一。

**佐藤卓也委員長** 佐藤義一委員。

**6 番（佐藤義一委員）** 昨年から、答弁の中に、そのまつり実行委員会のほうからふやしてほしいというような話はないんだという記憶が私の中にあるのですけれども、こういう話があつて、まつり委員会のほうでふやしてほしいという要望はあれからなかったのでしょうか。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** まつり委員会は、3団体で構成しているわけございまして、その予算審議が年度当初で行われます。その中では、特にふやしていただきたいということはない

たように記憶しております。

**6 番（佐藤義一委員）** 委員長、佐藤義一。

**佐藤卓也委員長** 佐藤義一委員。

**6 番（佐藤義一委員）** 実は、イス1グランプリ70万について、こんな1年やったのに、これだけ70万もつけてくれるのかと言おうと思ったのですが、私の前の人がいきましたので、やめます。

それで、最後になります。85ページ、8款土木費の道路橋梁費、85ページの一番上です。荒小屋泉田線整備事業費ですけれども、2,530万9,000円、これについては地元の人方からも私は言われてまして、1回取り外した経過があるのですけれども、あそこは丁字路になりますね、国道とぶつかるところ。それで、左折分については安全確認だけで済むのですけれども、右折する場合、車線を2本切らなきゃならないという状況であります。これは市の予算ではないのだと言われればそれまでなのですけれども、市民の安全を考えるとということで、信号機をつけてほしいという要望は、地元からも相当来ていると思います。それで、話によりますと、なかなか難しいのだと。公安委員会と警察の話では、難しいと話していますけれども、何か要望が強くあるということですので、進捗をお尋ねしたいと思います。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 高檀泉田線の国道側、十字路、荒小屋です、13号線との交差点、丁字路部分について、地元のPTA、学校、それから地元の方々から、環境課のほうに要望をしたいということで要請書を受けました。

それで、私どものほうで警察署のほうに要望書を提出してございまして、2月の27日に、郡内の交通問題研究委員会という会がありまして、その席で、山形県の公安のほうに提出する最上郡の要望書ということでの提出になります。

その中に丁字路と、それから横断歩道、国道側と、それから市道側、両方ともということになります。これについての設置の要望を上げていただきました。警察のほうからは、決定ではありませんよというふうな言葉が添えられていましたけれども、一応県のほうには要望として形としては届くということになりましたので、御承知おきいただきたいと思っております。以上です。

**6 番（佐藤義一委員）** 委員長、佐藤義一。

**佐藤卓也委員長** 佐藤義一委員。

**6 番（佐藤義一委員）** 私も国道に出るときに、市役所に来るときはそうですけれども、右折しなきゃならないです。私の横断は北辰歩道橋ですけれども、前に国道と市道の接点がありますので、国道の除雪が高いわけです。それで、信号がないものですから、安全確認しようと思うと出なきゃならない。出るとぶつかるというパターンが、ことしの正月に向陽幼稚園や御霊屋に入っていくところでありまして、国道出張所に話をして除雪してもらった経緯があるんですよ。ことしもそれを言おうと思ったら来たわけです。同じことが荒小屋泉田線の中で可能性があるわけです。やはり信号機がないと非常に危ないと思っておりますので、話によりますと、今課長のおっしゃったとおりなのですけれども、13基の予定の中で、行き先が決まっているかもしれません。下手すると26年度は難しいかもしれないということですので、課長に一生懸命頑張ってもらって、なるべく早く雪の降る前にでもつけていただくように。

以上で終わります。どうもありがとうございます。

**佐藤卓也委員長** 他に質疑ございませんか。

**18 番（森 儀一委員）** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18 番（森 儀一委員）** それでは、私のほうから二、三質問させていただきます。75ページの款6農林水産業費の項2の林業費、目1の林業

振興費の中の森づくり推進事業費270万3,000円ですか、271万3,000円、その中のまず第1番目に、森づくり事業委託料20万、これと2番目に間伐材利用促進事業委託料30万、同じく次のページでございますけれども、山の幸ですか、これ、山の幸振興対策支援事業費150万、この3点についてもう少し詳しくお知らせ願いたいと思っております。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 初めに、森づくり推進事業の内容でございますが、この事業は県のみどり環境交付金、この交付を受けまして、主にその緑を豊かにするというふうな目的で、小学校、中学校の児童生徒を対象に、さまざまな森林自然環境学習とか、その資源の利活用を、間伐材を利用して看板をつくったりするというふうな事業でございます。10分の10の補助事業ということでございまして、この中の森づくり事業委託料ですが、この事業につきましては、いわゆる陣峰市民の森を舞台として、小学生、中学生がその環境学習をするための、そのインストラクター的な指導を含めて、森林組合のほうにお願いするというふうな事業でございます。

それから、間伐材利用促進事業委託料でございますが、これは昨年ですと、間伐材を使って新庄まつりの首にぶら下げる木製の祭りのプレートをつくって、子供たちに提供したり、あるいは陣峰市民の森のいろいろな場所の案内板の看板をつくっていただく、そういった業務の委託料でございます。

それから、山の幸振興対策事業でございますが、この事業につきましては、ブナシメジを生産している組合に対して、現在使っているライトをLEDの照明に切りかえていくというふうなための、生育室の3分の1、26年度については3分の1の電球をLEDに交換していくというふうな事業の補助金でございます。以上です。



佐藤卓也委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) どうもありがとうございます。最初の森づくり事業委託、森づくり推進事業でございますけれども、これは現地に子供たちが、招いて行っているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、間伐材の利用でございますけれども、プレート、新庄まつりのプレートということをお聞きしましたが、これは各町内、あるいははやしのほうでもやっているとありますが、これはどんなプレートをつくっているのか。各町内にお渡ししているのか、そういうところをお聞きします。

それから、山の幸でございますが、これはブナシメジ栽培農家、新庄市内で何人ぐらいいるのかお聞きします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めの森づくり、森との触れ合い事業ということで、子供たちが現地に行っているかというようなことでございますが、陣峰市民の森を舞台に、間伐の体験ですとか下刈りの体験ですとか、あるいは病虫害防除ということで、ナラ枯れの予防的な実施を陣峰市民の森において体験実習しているというふうなことでございます。

それから、間伐材の利用につきましては、先ほどお話しした祭り用の木札ということで、首から下げて、「新庄まつり」というふうな刻印をしたような、そういう間伐材を活用した首飾り的なものを、ペンダント的なものを、26年度

も25年度に引き続き、町内の若連を通じて3,000個製作して、これをおあげするというふうなことでございます。

それから、ブナシメジについては、大きくやっているのが法人で1経営体、それから小さくやっているのはちょっと具体的な数字は把握していませんが、数戸かなというふうに思います。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) よくわかりました。

市長の26年度の施政方針の中でも申し上げておりましたが、第38回ですか、全国育樹祭が10月12日に山形県遊学の森、金山町で開催されるというお聞きしております。連動して記念行事として森林、林業、環境機械展示の実演会が本市で開催されるということでございます。これはこういう機会に誘客促進ですか、を進めるのに本当にいいチャンスとも思われます。

そこで、お聞きしますが、本市の会場となるところは、場所はまず1点、どこですか。

それから、想定される参加人数は、2日間とお聞きしておりますが、2日間で約何名ぐらいになると思われるか。

次に、3点目、駐車場の確保などは……。

佐藤卓也委員長 森委員に申します。ページ数をおっしゃってください。何ページかわかりませんので、ページ数をよろしく願います。

18番(森 儀一委員) 75ページの森づくり、引き続きです。これは脱線していきまして、だめですか。林業に関係して。林業に関しての問題ですから、引き続きです。

じゃあまず、延べ約何人ぐらいの人数が来るということと、それから駐車場の確保、それから予算などは、これは国とか県とか、市の持ち出しというものはあるのですか。それから、会場までのシャトルバスとか、そういうものを考えているのか。課長、願います。この5点

について。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** ただいまの質問は、施政方針の9ページにございます、10月12日に金山町で開催される第38回全国育樹祭と連動した、森林林業環境機械展示実演会、これの御質問というふうに承りましてお答えしたいと思います。

会場となる場所ですが、新庄中核工業団地、ここのNOKの敷地をお借りしまして、こちらを主会場という形で開催したいというふうに聞いております。

駐車場につきましては、同じ工業団地内の空き地の活用ということで今想定しているのですが、主催が一般社団法人林業機械化協会、ここと山形県がタイアップして行うということで、ほとんど新庄市としてのかわり、物産とか会場の案内とか、本当に裏方的な業務がメインになるかとは思いますが、想定される来場者が2日間で約7,000名ぐらいというふうに予測しております。出展業者も、関連する関係者も五、六百人は下らないんじゃないかなというふうなことで、相当大規模な展示会になりますので、そんなことで受け入れ態勢という形で新庄市としては協力していきたいというふうに考えてございます。

予算的には、これといったものはございませんが、啓発という意味では、ここの75ページの林業振興行政事業費の看板等製作業務委託料10万円とありますが、この看板を市役所の庁舎前に設置して、こういうことがあるんだよというふうな告知をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** 5番目に、会場までのシャトルバスの運行など考えておりますかということ聞いたのですけれども、これは今いい

ですけれども、予算委員会で予算の場所がちょっと見当たらなかったものですから、ここで質問させていただきました。垂れ幕だけの予算ですか。会場までのシャトルバス、それをまずお聞きしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 工業団地内に駐車場は確保するわけですが、いずれにしても7,000名の規模となりますとそこでおさまらないというふうなことが想定されますので、シャトルバスを運行するというふうなお話を聞いてございます。過去、昨年、おとしと現地視察に行っているわけですが、やはり相当のシャトルバスを出して、会場とのピストン輸送をしておりますので、新庄市においてもそのような対応になるかと思えます。以上です。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** 関連して、大変申しわけないのですけれども、育樹祭は、健全で活力ある森林を育成して次世代に継承するのが目的と言われて、全国植樹祭で、天皇・皇后両陛下が植えられた樹木を、皇太子様がお手入れなされるというのが通例だと聞いております。本市の記念行事は、皇族の方が見えられる予定はあるのか。これをお聞きしたいのですけれども。

**佐藤卓也委員長** 森委員にお伝えしますが、本予算についての質問です。育樹祭は金山町です。新庄市の歳出についてよろしくお願ひします。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** 新庄市でも、11日と12日、機械の展示ということ、今言っていますけれども、これは関連してだめですか。だめだったら即やめますけれども。関連して育樹祭の一環の中でやっているんですよ。変えてもいいで

すよ。どうですか、委員長。委員長判断でいいです。ここは委員長が最大の権利あるのですから、やめなさいと言うならやめますから、後に聞きますから。

**野崎 勉総務課長** 委員長、野崎 勉。

**佐藤卓也委員長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 10月12日、金山町で開催されます第38回全国育樹祭への皇族の御参列でございますが、例年この育樹祭につきましては、御出席賜りながらやっているというのが恒例でございますし、県のほうからも、スケジュールについてお知らせすることはできませんが、そのような日程で考えてくださいというふうな話は承っております。以上です。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、これは育樹祭は金山町ですけれども、記念行事としてやるということをお聞きしておりますので、そのことで関連してお聞きしているのでございます。

それから、この場合は、入場料とか、そういうものはいただくのですか。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 全国育樹祭と連動する森林林業環境機械展示実演会については、皇族の方は残念ながら、過去の例からしますと、見えていないというふうなことでございます。

それから、入場料につきましては、これも過去の例からすれば無料ということで開催となっております。以上です。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** せっかくだからもう少し。豊かな森林を守るということで、次世代に継承するという、この機運を育むということを言われておりますけれども、全国の育樹祭の開催については計画行事や記念行事でございます

けれども、学校、教育現場では、これをどのようになっているのか。

**高橋千春学校教育課長** 委員長、高橋千春。

**佐藤卓也委員長** 学校教育課長高橋千春君。

**高橋千春学校教育課長** 農林課のほうから、来年度のこの事業について、子供をぜひ参加させてほしいというようなところの依頼がございまして、現在のところ、北辰小に緑の少年団というのがございますので、その子供たちが参加する予定になっております。あわせて、記念行事、金山での記念行事なのですが、沼田小の合唱部がセレモニーのためにその場で合唱するというようなことで依頼をいただいております。以上です。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** 県民の参加の森林づくりですね、そして森林資源の環境利用、これを一層促進して、そして東日本大震災からの復興をアピールするというのも記念行事の中で聞いておりますので、これも新庄の機械展示も大成功に終わっていただければいいなと思うところでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、107ページ、款10教育費、項、社会教育費の目8のふるさと歴史センター費でございますけれども、展示山車の人形等の借り上げ料、これは356万ですか、これは昨年より10万円ほど高くなっていますけれども、借り上げ料は年々高くなるのか、それともその年によって違うのか。今年度のほうが10万円高いようですが、これはどういう予算になっているのか。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** ふるさと歴史センターの山車の借り上げ料でございますけれども、金額そのものは変わってございません。いわゆる消費税の3%上乗せになった分の差額でございま

す。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** それから、この展示山車の審査方法ですけれども、私はちょっとわかりませんので、この審査の方法を教えてください、このように思います。町内が本当に手塩にかけてつくり上げた山車ですから、慎重に審査されるものと思われまますので、その点をお聞かせください。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** 山車の優秀山車、展示山車の選考につきましては、22年度までふるさと歴史センターにおいて審査決定しておりました。その後、山車まつり委員会、こちらのほうにいわゆる選考のほうに移行しまして、ただ選考の仕方としましては、若連、20若連と、あとは20名の有識者といいますか、40名において点数をつけていただいて、それで選考して、上位、歌舞伎部門と、それから物語部門、それぞれ一番高い点数の山車が展示されると、そういった選考のやり方をやっております。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** 40名の中には、山車連盟から何名とか、一般から何名とか、有識者、あるいは教育委員会とか、そういう人たちが入っていると思いますが、そういう人たちを交えた、そしてまたこれを審査する場合、同じようなところで、同じ場所でやっているのか、それをお聞きしたいと思います、その辺。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** 若連、いわゆる各町内の20名、若連のほうから代表しまして20名、それからいろいろな分野からの20名の40名がいわゆる選考委員になってございます。

それで、今、委員から御指摘いただきました、同じ場所で見ているのかといった御意見でございますけれども、それぞれ各委員が、アビエスで見る選考委員もでございます。何名かおりますけれども、あの方々は全て独自で見、20台を見て選考していると、評価しているといった状況でございます。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** そうすると、ばらばらに見ているということですね。ばらばらで見、そして審査ということは、ちょっといかなものかなと思うところでございます。

それから、本まつりだけか、それとも夜まつりも一緒に審査するのか。その辺もちょっと。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** 投票用紙につきましては、26日の午前中に歴史センターのほうに、いわゆる点数表を提出していただくことになってございます。それから、各若連の方々に集まっていたいて、そこで開票して点数を公表するといったやり方になってございますので、24、25、両日を見て26日に評価していただくと、点数をつけていただくといった形になってございます。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** そうすると、持ち帰ってそれを審査して、そしてみんながまた持ってくるというような方法だと思います。そうでなくて、やはりアビエスならアビエスの前で、一緒にみんなが観覧しながら審査する、そしてそこで監視をするというのが一番ベターだと思いますけれども、これを持ち帰って2日も審査表を持って歩いて、そしてやるというのは、本当に公正な審査になっているのかということをお聞きしたいと思っております、一時は、審査の方法に不満を持っている住民の

方もおりますので、まさかそういうことはないと思いますが、お互いにそういうものを、審査表を持って1日も2日も歩くと、さまざま妥協しがちなこともあると思いますので、できれば1カ所で見ても、そしてそれを投票してもらうのが一番のベターだと思いますが、その点どうですか。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** 優秀山車の選考につきましては、過去にもいわゆる観覧車、一般のお客さんから見ていただくと、それで点数をいただくという、いろいろなやり方があったようでございます。それで、ここ数年来、今のやり方に定着したというふうに見ております。ただ、そのやり方についても、完全に今、委員御指摘のような意見が出ていることは承知してございますので、今後とも優秀山車の選考の仕方につきましては、最良の一番よいやり方、それをいろいろ模索しながら検討していきたいというふうに思います。

ただ、現在のやり方、一堂に会してその場で回収するというふうなやり方も、過去にもそのようなやり方でやった経緯はございますけれども、ただ選考委員全員がそこで参加すると、いわゆる縛るようなことにもなりますので、そのあたりで自由に見て、自由に評価して点数をつけてくださいというやり方に今変わったのかなというふうには解釈しているところでございます。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 今、社会教育課長のほうからお答えしていただいておりますけれども、今度まつり委員会のほうに移ったということもございまして、私どものほうで昨年の議会等でも御指摘はいただいておりますので、まつり委員会の3団体の中で、まずは事務局会議の中

で問題を提起しまして検討しているところでございます。今までの過去の経緯、何回かやり方を変えて今の形になっているということもございまして、なかなか難しい面もありますが、皆さんにわかりやすい方法にするようにということで協議をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**18番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**佐藤卓也委員長** 森 儀一委員。

**18番(森 儀一委員)** 今、答弁としてどちらのほうを優先していいのかなと思いますが、時間もございませんので、後でゆつくりまたお話を聞きます。もう仕方ないです、時間がないので。やはり東北一の山車なので、後で文化財にふさわしい、波風の立たないような、そんな審査方法をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 先ほど申しましたように、審査の実施主体がまつり委員会のほうに移行してございます。実際に開票しているところが歴史センターということで、社会教育課長のほうからお答えした部分がございまして、私どものほうが、今は所管しているということでございます。

それで、御指摘のとおり、今審議をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ありませんか。

**13番(小関 淳委員)** 委員長、小関 淳。

**佐藤卓也委員長** 小関 淳委員。

**13番(小関 淳委員)** では、質問をさせていただきます。

33ページ、2款1項1目職員研修事業費、昨年度よりやはり相当額ふえています、前年度よりどのような研修の部分を実施させようとしているのか。

**野崎 勉総務課長** 委員長、野崎 勉。

**佐藤卓也委員長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 職員研修事業費、確かに昨年より87万ほど増額になってございます。まず、その増額になっている要因、大きく分けて2つございますが、1つは、研修講師にこれまで町内研修、町内の職員を用いておったりしたわけでございますが、新たに外部の専門講師を招いて、専門的な研修をしたいというふうなことで、行政課題研修などを今のところ考えてございます。ここには専門の外部講師を招聘したいというふうな、その招聘費用でございます。

それから、派遣研修についても、このたび充実を図りたいというふうなことでございまして、市町村アカデミーについては、昨年11科目でございましたが、今年度の予算では17科目を予定してございます。17科目の17名でございまして、それによって研修費が37万6,000円ほど増になっているというふうなことでございますが、これについては市町村アカデミー研修費助成金というものがほとんどございまして、この経費、派遣研修に伴う、アカデミーの派遣研修に伴うものが113万6,000円ほどかかりますけれども、そのうちの90万1,000円については、この助成金で賄われるといったものでございます。

それから、もう1点は、東北自治研修所、これについても研修科目を1科目ふやすということのための負担金の増、そういったものが主な要因になってございます。以上です。

**13番（小関 淳委員）** 委員長、小関 淳。

**佐藤卓也委員長** 小関 淳委員。

**13番（小関 淳委員）** 財政的に非常に厳しい中で予算を増額していくというのは、大変厳しいものがあると思いますが、前にも申し上げましたが、職員の8割以上の方がもっともっとスキルアップしたいと、市民の福祉向上のために貢献したいと、そういうお気持ちでいるようなので、ぜひその辺を酌み取っていただいて、手厚くしていただければと思います。

次に、これは補助費のほうになると思うのですけれども、36ページの下のほう、2款1項7目の36ページの下のほうに、新庄コンピューター専門学校介護福祉学科運営負担金というのが載っています。これは300万円ですけれども、どのような流れで進捗している、今の段階を教えてください。

**荒川正一総合政策課長** 委員長、荒川正一。

**佐藤卓也委員長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 新庄コンピューター専門学校福祉学科、今コアカレッジ福祉科というふうなことで募集を、それで4月1日の開校というふうなことになりますが、1学年30名定員というふうなことで、2年制と。25年度の8市町村によります協調支援ということで、新庄市の場合、今年度500万円、建設費ということで支援いたしました。おかげさまで4月1日開校に向けての準備が整っているというふうなことで、このたびの予算につきまちは300万円というふうなことでございますが、建設費と合わせて決められている形の中での一つなのですけれども、向こう5年間ということで、300万円ずつ運営支援を行うというふうなことで、これも8市町村協調しての初年度というふうな形になってございます。軌道に乗るためにこの5年間というふうなことの支援を行っていききたいというふうなことでございます。

**13番（小関 淳委員）** 委員長、小関 淳。

**佐藤卓也委員長** 小関 淳委員。

**13番（小関 淳委員）** わかりました。恐らく多くの方が望んでいる部分だと思いますので、ぜひ充実させていただければと思います。

次に、47ページ、3款1項の社会福祉総務費、一番下、47ページの3款1項1目社会福祉総務費のシルバー人材センター助成事業費というのがありますけれども、シルバー人材に係る人件費みたいなことは聞くことはできますか、これで。この中の予算の。予算というか、できます

か、委員長。どういふところにどういふ、その所長が、センター長が幾らとかという、そういう人件費の部分は聞けますか。聞けない。それ、聞けるのだったら聞きたいのですけれども。

**佐藤卓也委員長** 暫時休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時45分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、小野 享。

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** ただいまシルバー人材センターの助成事業に係りまして、いわゆる公益法人シルバー人材センターの人件費の関係で御質問いただいております。ただ、あくまでも公益法人でございますので、我々が今回助成事業費としてお示ししている640万、失礼しました、48ページになりますが、運営費の補助金638万7,000円という額の中身につましては、県の補助金も含んでおりますので、新庄市の補助金としては、このうち498万円となっております。

それで、シルバー人材センターの考え方としては、個々の契約を行いながら、いわゆる手数料、現在ですと8%いただいているわけですが、総額大体2億7,000万程度の契約状況ということでございますので、その8%ですから、大体2,000万円程度かなという感じはいたします。そして、国庫補助金が、国庫も含めていわゆる現在の補助金の総額が1,500万円という形になりますので、いわゆるシルバー人材センターを運営する原資という形になりますと、この3,500万円の中で運営しているという形でございます。

それで、多くのシルバー人材センターの運営

状況でございますが、基本的にはほぼ人件費に充当されるという形になります。ただ、個々の役職の、現在は職員の方は5名いらっしゃいます。それと、事務局長なり理事もいらっしゃるわけですが、基本的には常駐の職員が、失礼しました、4名、嘱託が1名、それと事務局長が1名という形の事務局体制をとっておるようではございますが、基本的にはこの方々に対しての人件費という形になるかと思われま

す。ただ、その算定の基礎なのですが、昔、確認したところでは、いわゆる市の職員の給与に準ずると。ただ、全く同じではございません。かなり低い位置で準じているという、給与表は独自で作成しておりますが、そういう形で運用しているというふうにはお聞きしております。私どもでお答えできるのはこのくらいということでございます。

**13番(小関 淳委員)** 委員長、小関 淳。

**佐藤卓也委員長** 小関 淳委員。

**13番(小関 淳委員)** お答えいただきありがとうございます。何かちまたに漏れてくるのは、市役所を退職なさった方々が、その所長でしたか、事務局長に御就任なさっているわけですね。どれぐらいの報酬かはわかりませんが、非常に何かしっかりしたラインがついているようで、ちょっと不明、不明というか、あんまり透明性も感じられないので、きょうはこの辺にしておきますが、これからいろいろ確認をさせていただきたいと思っております。まずきょうはこれでいいです。

次です。77ページ、7款1項の商工振興費の大体真ん中よりちょっと下のところ、さっき質問があった介護分野へのというところの項目の下ですね。項目というか、説明の。商店街活性化アドバイザー育成事業委託料と、これは何でしたっけ、説明いただきましたっけか。じゃあ、それはどういう中身か教えてください。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 77ページの商店街活性化アドバイザー育成事業委託料でございますけれども、ここも緊急雇用事業でございます、その上の介護分野、それからこの事業、アドバイザー、それから商店街連合会事務局の拡大事業、ここは全て緊急雇用でございます、全て昨年からの引き続きの事業でございます。活性化アドバイザーにつきましては、商店街を活性化するために、いわゆる商店街の三種の神器と言われているその事業の中であるとか、そういったものを進めていくための委託料ということでございます。

**13番（小関 淳委員）** 委員長、小関 淳。

**佐藤卓也委員長** 小関 淳委員。

**13番（小関 淳委員）** 商店街も御存じのとおり、かなり疲弊していますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。7款1項の3目、78ページ、真ん中よりちょっと上に、説明のところに、美化警備員育成事業委託料497万6,000円とありますが、美化警備員ってどういうお仕事なのでしょう。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** これも昨年から引き続きの緊急雇用事業でございます。昔から、昔からといいますか、数年前から行っている観光地等の清掃等を行っている事業でございますが、この事業は原則1年ということでございまして、その事業はずっと引き続いていきます。人は違っておりますけれども、中身は実は同じでございます、同じ名前でも引き続きはできないので、名前が少し変わっているというふうに御理解いただきたいと思ひます。

**13番（小関 淳委員）** 委員長、小関 淳。

**佐藤卓也委員長** 小関 淳委員。

**13番（小関 淳委員）** わかりました。緊急雇

用ですね。いや、警備員ってついているもので、そういうセキュリティーの面も何か担ったのかなと思ったのですけれども、違うんですね、大体。はい、わかりました。

次、では先ほど伊藤 操委員も質問していただきましたけれども、同じ3目観光費の、79ページ、真ん中よりちょっと下、イス1グランプリ実行委員会の負担金についてでございます。先ほど伊藤委員の質問の中の説明というか、答弁では、事業費が100万円だと。その中の70万をとということですよ。7割、今まで新庄市がかかわった、新庄市が主催じゃなくてもいいですから、今までさまざまなイベントで7割を補助したというイベントはありますか。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** これは実行委員会を組織した一緒の、先ほど申しましたように、市とAMP、それから商店街等と一緒に作る実行委員会でございますので、イベントに対する補助金ではございませんので、そこは違のかなというふうに思っております。やはりPR費等で100万は昨年度もかかっております。昨年は16チームですけれども、ことしはもっとたくさんチームが参加していただけるのではないかなというふうに考えておりますので、予算化したところでございます。

なお、この事業につきましては、ほかの有利な財源も今検討してございます。財源の問題ではないということかもしれませんが、なるべく市の持ち出しが少なくなるように、今交渉しているところでございます。

**13番（小関 淳委員）** 委員長、小関 淳。

**佐藤卓也委員長** 小関 淳委員。

**13番（小関 淳委員）** 今実行委員会の負担金ということですよ。その実行委員会の運営ということで100万円かかるということで、じゃあ過去にそのさまざまなイベントの実行委員会



に7割も補助したという例はありますか。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** ちょっと私は全般的なことはよくわかりませんが、全体としての7割補助というのは余りないのかなとは思いますが。

**13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。**

**佐藤卓也委員長 小関 淳委員。**

**13番(小関 淳委員)** 私も余り聞いたことがないというか、そんな例はほとんどないんじゃないかと。なぜこういう、伊藤 操委員とも重なりますけれども、なぜ雪まつりで80万で、この初めてのものに70万という、その金額が決められた経緯を聞かせてください。なぜこの数字なのか。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** 経緯と申しますか、昨年度のイス1の事業費が歳出100万円であったということがベースでございます。それに協賛をいただくという努力もするというので、収入を30万見込んで差し引き70万ということでございます。

**13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。**

**佐藤卓也委員長 小関 淳委員。**

**13番(小関 淳委員)** 非常に理解しにくい、私たちが議会として、何だ、これはと市民から聞かれたときに、これをもし通したら、通した説明をしなくちゃいけないわけですよ。かなり厳しいんじゃないかなと思いますね。何かの力が働いて、こういう金額を設定したのかなと思わざるを得ないような感じが私はします。

次に行きます。最後あたりの質問にしたいと思います。109ページ、10款4項12目の、これは工事請負費と、真ん中よりちょっと上にあります1億8,392万4,000円、これは先ほど歳入の際に、下山委員も質問なさっていましたけれども、説明も受けたわけですがけれども、この事業

が最初に湧いてきたというか、それはいつごろでしょうか。最初に議論し始めたのはいつからですか。

**森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。**

**佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。**

**森 隆志社会教育課長** テニスコートにつきましては、総務文教協議会でも申し上げましたけれども、かなり老朽化しているというふうな事実がございます。あと、やはり市のいわゆる市総体でも、冬場、インドアでテニスの大会を開かなければならないといった状況で、テニス協会からも9月に要望が出ているということで、10月に入ってからだだと思っておりますが、その辺でいわゆるt o t o助成を活用してのテニスコートの整備、あわせて陸上競技場の整備、それについて検討したところでございます。

**13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。**

**佐藤卓也委員長 小関 淳委員。**

**13番(小関 淳委員)** さまざまな事業を私たちはチェックしなくちゃいけない役割を持っている、それが議会だと思っておりますけれども、今3月で、話が起き始めたのが9月。半年たっているか、たっていないか。そんなふうに事業を進めていいんですかね。半年もたっていない。それに1億8,000万もかけてしまう。これも市民に議会報告会等で、これを通してしまったら、私たちというか、私はなかなか説明しづらい。何でこんなに早く進める必要があったのか。拙速過ぎないかということです。あと、最上広域全体で考えて、すばらしいテニスコートもあるわけでしょう。そういうふうな広域全体で考えるということもできたんじゃないかなと。なぜそんな8面必要なものを6面しかつくない。県大会とか開催する際に。だから、何でそういうものをつくらなくちゃいけないのか、その辺、何度も聞いているのですけれども、もう1回説明してください。納得できるまで。

**山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。**

**佐藤卓也委員長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 社会教育課長から、12月からいろいろ説明させていただきましたが、この1件につきましては、陸上競技場のことからスタートしているということであります。最上郡内の教育委員会より、陸上競技場の改修工事をしていただきたいということが、申し出がございました。最上町村会の中でこのお話をさせていただきました。それで、なかなかまとまりそうでもとまらないと。今の社会教育課長の前、スポーツ課長がt o t oに実際に陸上競技場の申請をしております。その際の説明の中では、4種、あるいはさまざまな諸条件がありますが、何億というお金がかかるということで、広域全体に呼びかけをさせていただきました。なかなか理解できないと、させていただけないと。何とか子供たちにあの陸上競技場で、あの泥まみれの中で走らせてはならないという思いでスタートいたしました。

しかし、その後、先ほど申し上げましたように、陸上競技場がなかなか進まないということで、今度はさまざまな話の中で、t o t oの助成を相談したら、確率的に高いだろうというお話をいただきました。一方で、耐震化工事が入っております。耐震化工事につきましても10月ぎりぎりまで判断を内部で調整してきたところで、というのは、平成29年度にインターハイが来るということであります。インターハイが来るということで、この体育館をどうするかと。一時は諦めるというようなことで判断もしたところではありますが、教育長のほうから、どんな形であれ、耐震の結果が出ては、壊すか、あるいは再事業をするしかないというような提案が内部でございました。

その結果を踏まえて、じゃあ体育館を最初に持ってくるようになりますと、陸上競技場と、またテニスコートについては、過去からずっと議論されてきました。その中で、こういうふうな順

番のところに行きますと、せっかくt o t oの可能性として認めるというような状況。ただし、2年連続ではだめだというのがございます。その結果、施設計画がより短くできる、そしてこれまでの施設を十二分に利用できるということであれば、9割補助の助成をもらったほうが得ではないかという判断をさせていただいたところであります。

そういう順番でしますと、陸上競技場は2年一緒にもらえませんので、ということは来年度、26年度に体育館の改修工事の設計を行って、27年度に直すと。それで、さらにはその次に、陸上競技場を改修し、子供たちに走らせたいというような段取りになったわけであります。

それが1年、陸上競技場の全然進まないという状況の中で相談させていただいた結果として、可能性があるということから始まったということであります。いずれテニスコートを直さなければいけないと。築35年以上になっていると。また、目詰まりがあると。雨が降ってはできないと。先ほど広域的な利用があると。8面の希望があるのではないかといいますが、県大会のために真室川も十二分に資本投下しております。

そういう観点からいきますと、2つ大会をするようなことよりも、市内の子供たちが十二分に活用、活動できる夜間ナイター設備のほうがより有効に活用できると、そういう判断をしたところであります。そのことから、社会教育課のほうで、大分前から設計図面は独自に立てておりましたが、そのことから急遽展開を図ったということをお理解いただきたいというふうに思います。

**13番(小関 淳委員)** 委員長、小関 淳。

**佐藤卓也委員長** 小関 淳委員。

**13番(小関 淳委員)** 何かよくわからない感じですけども、地方自治法第2条14項に、最少の経費で最大の効果という文面があると思います。ぜひ市民のために本気で数字をつくって

いっていただければと思います。終わります。

**佐藤卓也委員長** 暫時休憩します。

午後3時07分 休憩

午後3時08分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

## 散 会

**佐藤卓也委員長** 以上をもちまして本日の審査を終了いたします。

次の予算特別委員会は、あした13日木曜日午前10時より再開いたしますので、御参集お願いします。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時09分 散会

## 予算特別委員会記録（第3号）

平成26年3月13日 木曜日 午前10時00分開議  
 委員長 佐藤卓也 副委員長 伊藤操

### 出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 下山准一 委員	16番 新田道尋 委員
17番 山口吉静 委員	18番 森儀一 委員

### 欠席委員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 佐藤信行
市民課長 荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長 小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋弘	会計管理者 兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長 兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
社会教育課長 森隆志	神室荘長 伊藤忠志
監査委員 高山孝治	監査委員 局長 富樫雄二

選挙管理委員会  
委員長  
農業委員会  
委員長

矢 作 勝 彦

星 川 豊

選挙管理委員会  
事務局  
局長  
農業委員会  
事務局  
委員長

武 田 清 治

浅 沼 玲 子

### 事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉  
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵  
主 事 八 鍬 貴 征

### 本日の会議に付した事件

議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算

## 開 議

佐藤卓也委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

これより、3月12日に引き続き予算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、3月12日にも申し上げましたが、再度確認のため、審査及び本委員会の進行に関しましての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質疑は、答弁を含め1人30分以内といたします。

質問の際は、必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守お願いいたします。

以上、ただいま申し上げました点について、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、これより審査に入ります。

### 議案第31号平成26年度新庄市 一般会計予算

佐藤卓也委員長 初日の審査に引き続き、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

それでは、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、平成26年度主要事業の概要の3ページの中の市制施行65周年記念事業があります。その中でバル街委託事業、商工観光課の事業費で緊急雇用創出事業内において実施となっておりますけれども、これは事業費はどのぐらいになるのか。（「款項目」の声あり）款項目ですか。済みません。

主要事業の中で、済みませんが、事業費のあれにも載っていなかったようなのです、商工費の中に、私が見る限りでは。なので、歳入のほうの緊急雇用の予算は出ていますので、多分その中の事業費かと私は思ったんです。それで、どのぐらいの事業費で、委託先を教えてくださいなということと。

それから、私スペインにも行ったことありませんし、「気軽なバル」、そういうイメージがわからなかったの、その辺詳しくお願ひしたいと思います。

あともう1点、「ふだん立ち寄りにくい高級店」というふうに表現されているんですが、新庄には高級店は何軒くらいあるのかということ、をわからなくて申しわけありませんが、勉強不足なものですから、その点よろしくお願ひします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 主要事業のバル街委託事業についてのことでございますけれども、予算書でいきますと7款の商工費でございまして77ページ、真ん中ほどのちょっと下に商店街活性化アドバイザー育成事業委託料というものがございまして、この中で取り組む事業でございます。この事業は緊急雇用でございまして、昨年度から引き続いてやるものでございます。

商店街三種の神器と言われておりますのが

100円商店街、それからバル街という事業、それからまちゼミといいまして、まちなかでの商店主とのやりとりをしながらお客さんを呼ぶという、この3つの中の一つでございまして、語源はスペインのほうで生まれた言葉のようございまして、要はお得なチケットを発行しまして、それを飲んだり食べたりするというものでございます。例えば1,000円の商品券が900円で買えるとかそういった事業で、さまざまな店に立ち寄っていただきたいということでございます。

高級店という表現ではあるんですけども、余り、御指摘のように新庄の中でそんな高い店はないとは思っておりますので、ちょっと表現が誇張し過ぎたかなということでご理解いただきたいと思っております。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** 今、委託先はお聞きしましたでしょうか。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** お答えが漏れてしましまして、申しわけございません。

委託先は、商店街活性化アドバイザー育成事業の委託料はNPO-AMPでございまして。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** 委託先はわかりました。

事業費はどのぐらいなんですか。このアドバイザー育成事業費の委託料の中の幾らになるんでしょう。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 商店街アドバイザーの委託料につきましては緊急雇用でございまして、主には人件費でございまして。2人を雇用し

ておりまして、昨年から引き続き雇用しているのはAMPでございまして、緊急雇用の場合は人件費のほかに、少しのそれに関連する事業費を盛り込んでいいということになっておりますので、チケットの印刷代等は今回の委託料の中で賄うこととなりますが、チケットを1,000円で売ったものを回収してとか、そういう精算については実際に実行委員会をつくってやりますので、商店の中での精算になるということで、この委託料の中には含まれていないというものでございます。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** はい、わかりました。最後にもう一つだけですけども、飲食店って隅から隅までであると思うんですけども、やっぱり中心地になるんでしょうか。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** やはりある程度店が近いほうが行きやすいということもございまして、例えば曙町とか駅前通りとかではあるんですけども、東山のほうでも実際に一緒にやりたいというような話もあるようでございまして、できるだけ広く捉えてやっていきたいというふうを考えております。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** わかりました。それでは、飲食店の活性化のためにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、予算書の71ページ、6款1項3目農業振興費の6次産業化推進事業費600万のうち、農と食による地域の魅力創造事業費補助金300万円について御説明を詳しくお願いしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** おはようございます。

平成26年度主要事業の概要の11ページにも説明してございますが、総務省の地域おこし協力隊と県単の農と食による地域の魅力創造事業補助金、これらを活用して6次産業化を進めていきたいというふうなソフト事業でございます。

内容としましては、ここに概要を書いてございますが、広く関係者から推進委員会を立ち上げまして、地域の特産品などの調査、リストアップということで、いろいろなこれまでの地域の伝統食材ですとかレシピであるとか、あるいはそれを行っている人々、こういった方々を初めにリストアップしまして、そのリストアップされたものの中から都会の目線でブラッシュアップしていくというふうなことで、また大消費地におけるマーケティング調査ということで、地元で売れるものがそのままその形、そのパッケージで首都圏等に持っていったときには、なかなか量的なものですとか、そのものの物語なんかほとんどわからないわけなので、いわゆる都会の目線に合った形のサイズとかパッケージとか物語を付しながらマーケットリサーチもかけていくというふうなことで、地域に眠れるそういった素材に磨きをかけるとともに、既存の素材を生かした商品開発も含めてこれから6次産業化の推進をしていきたいというふうな事業でございます。

農と食による地域の魅力創造事業につきましては、2分の1が県の補助を受けられるというふうな制度でございます。以上でございます。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。  
**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** ありがとうございます。

同じところなんですけれども、6次産業化推進事業費のすぐ下に嘱託職員報酬とありますけれども、これが結局、地域おこし協力隊の隊員の賃金というか報酬になると思うんですけれど

も、それで先ほど課長のほうから、都会に暮らした経験のある地域おこし協力隊員ということが出ていますけれども、協力隊員って何名かいらっちゃって、その中から選ばれると思うんですけれども、選考方法とかお願いしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 地域おこし協力隊につきましては首都圏からの公募という形で、JOINとかさまざまな情報誌等、ホームページございます。そういったサイトに募集をかけまして、そちらに応募した方々から面接によりましてこの事業に適性な方を1名選考してここに来ていただいて仕事をしていただくというふうなことで、地域おこし協力隊、新庄市では首都圏ということで、東京圏であったり仙台圏というふうな、そこで暮らす方からの募集ということになります。以上です。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。  
**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** それでは、しっかり新庄の思いが伝わるような事業にさせていただきたいと思います。

続きまして、予算書92ページ、9款1項2目非常備消防費の防災対策推進事業費1,175万1,000円のうちの備品購入費755万5,000円の内訳を詳しくお願いいたします。主要事業の概要にも載っておりますけれども、再度お願いします。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 92ページ、9款1項3の消防施設整備事業費の中の備品購入費ということでございます。

主要施策の10ページにございますけれども、こちらのほうに防災対策推進事業費として主要事業としてまとめております。その中の備品と



しては事業費内訳ございますけれども、非常用の発電機、災害用備蓄毛布、トイレ等、それから下から2つ目にあります防災倉庫でございますけれども、これは現在、防災の備蓄品を保管する場所がありませんので、今回新たに2.9坪ほどの防災倉庫を確保しまして、その中に備蓄を進めるというふうな形で計画をしております。

それから、上のほうになります、非常用発電機につきましては、中学校区の中から学校施設等に1台ずつということで現在考えております。

それから、毛布については避難所等に配備するものということで、現在25年度も備蓄をしておりますが、26年度も毛布として備蓄で計画をしております。

下、簡易トイレということで、こちら災害時には食料はなくても何とかしのげるんですが、トイレについてはどうしようもできない部分がありますので、こちら簡易トイレの臨時用テント、それからトイレパック等ということでの整備を図るということで計画をしております。

非常食につきましては、お湯で戻して御飯にするアルファ米があるんですけれども、そちらの備蓄を検討しております。

内容としましては以上のような内容になっております。よろしく申し上げます。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。  
**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** 今、課長のほうからありましたけれども、概要の中の非常用発電機から防災倉庫まで、これ合計すると782万円になるんですけれども、こちらの予算書には755万5,000円となっているようなんですが、この違いはどうなんですか。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 申しわけありません。非常食については食料でして、備品ということではあ

りませんのでちょっと外れますので、よろしく申し上げます。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。  
**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** というと、この予算書の何ページに入っているんですか。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 失礼しました。

簡易トイレのほうの金額でございました。訂正をさせていただきます。25万9,000円でなくて26万5,000円、こちらのほう、トイレパック等の欄を含めております。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。  
**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** 済みません、91ページの食糧費、ここですか、26万5,000円となっていますけれども、非常食というのは25万9,000円で、簡易トイレのほうは確かに26万5,000円で金額は合うんですけれども、説明の食糧費という部分なんですか。

**佐藤卓也委員長** 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時23分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 大変申しわけありませんでした。

それでは、詳細の内訳を申し上げます。

備蓄用として非常食、金額までよろしいですかね、こちらのほう1万5,000円掛ける2箱、これを2カ所ということで、非常食6万4,800円。それから緊急の非常用の水、こちらのほう10万8,000円。救急箱、こちらは8万6,000円で2カ所に設置する予定でございます。それから

先ほどの非常用の発電機、こちらのほうが216万で予算化をしております。あわせまして、発電機に伴って非常用の投光機ということでセットで考えておりまして、こちら21万6,000円です。それから、先ほどの備蓄用の毛布、こちら118万9,000円です。それから石油ストーブも入っております。こちらのほう、石油ストーブはあれですけども、15万120円・2.9坪の先ほど防災倉庫ということで御説明を申し上げましたが、こちらのほうの予算、358万1,280円ということでの全体755万相当の内訳でございます。

以上、申しわけありません。よろしくお願ひします。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。  
**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** 電卓もないのであれなんですけど、さっき私が言ったのは755万5,000円とこちらにある782万の違いの部分のところをお伺いしたかったんです。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 先ほどの金額の相違点は、簡易トイレ部分でございます。簡易トイレのテント分です。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。  
**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** そういうことで、それでは、この中には簡易トイレテントは入っていないですか。食糧費はありますけれども、「消耗品」の声あり）消耗品。済みません。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 備蓄ということでなくて、消耗品の部分で計上しておりますので、御理解いただきたいと思います。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。  
**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** 済みません、消耗品

のページ数、じゃお願いします。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 消耗品につきましては、この項目全体の中の消耗品費ということで載っておりますが、この中の内額でございます。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。

**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

**3 番（高橋富美子委員）** 最後になりますけれども、98ページ、10款1項2目教育振興費の図書購入費、それから100ページの10款3項2目教育振興費の図書購入費、こちら小学校・中学校ともに前年度予算200万から今年度300万というふうに、100万円ずつ増額となっております。その点、御説明をお願いしたいと思います。

**柿崎憲一教育次長兼教育総務課長** 委員長、柿崎憲一。

**佐藤卓也委員長** 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

**柿崎憲一教育次長兼教育総務課長** 小中学校の図書購入費でございますけれども、これにつきましては財政再建計画ですか、そのとき以前は小中学校それぞれ200万円というようなことで予算化しておりました。財政再建計画の中でやはり若干その辺のところを減額がございまして100万円になったという経過がございます。

財政再建計画、状況に若干光が見えてきたというようなことで、一昨年120万円ずつに増額になりまして、本年度25年度については200万円というふうなことで、さらに充実強化を図ってまいったところでございます。

教育分野においては、読書活動ということが一つの重点施策としてございますので、26年度、新年度においてはさらに5割アップの300万円ということで予算化、御提案申し上げているところでございます。以上でございます。

**3 番（高橋富美子委員）** 委員長、高橋富美子。

**佐藤卓也委員長** 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 本当に頼もしいというか、これからの子供たちのためにこのように予算をとっていただけて本当にありがたいことです。

以上で終わります。ありがとうございました。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） じゃ私、63ページ、4項保健衛生費の6目の環境衛生費についてお聞きします。

環境審議会委員報酬なんですけれども、環境審議会委員は新庄市の環境審議会の条例にのっとって設けられているわけなんですけれども、それによりますと委員が20名以内で設置されまして、審議事項としては3点ほどありまして、環境の保全に関する事項、基本的な事項に関するということ、それ以外に2点ほどあるんですけれども、昨年度これらの事項についてはどのような調査事項になされたのか、まずお聞きしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 環境審議会の委員報酬にかかわって、その内容ということでの御質問ということでございます。

新庄市の環境問題につきまして、いろいろ協議いただきながら政策的なものの進行管理をしていただくということをお願いをしているところでございますが、よろしいですか。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実は、新庄市と隣接する町村があるんですけれども、そこに大規模な畜産施設があるわけですね。そこでいろいろな悪臭の問題等が発生しているということは聞いております。やはり新しいときはそれぞれにおいもしなかったらと思うんですけれども、き

ょうの山形新聞にも米沢市の豚舎のことについて報道されておりましたけれども、今まで恐らく周辺の町村、周辺の集落の方々からいろいろな相談を受けられていると思うんですけれども、今までの対策と今後どのようなにおいというか、それに対する低減対策というのは申し入れていくのか。まずもって今まで関係機関と対応なされたことをお聞きするものであります。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 環境問題、公害ということでの話かということで説明をさせていただきます。

新庄市とそれから周辺の町村との端境、町村側ということになりますが、こちら、今委員がおっしゃられたように豚舎ということでの事業所があります。複数ありまして、そちらのほうから臭気の新庄市内の行政区域のほうに入ってくるということで、行政区域の端境の集落といいますか地区の方から相談を受けたということがございます。これまでは豚舎もそうです。畜舎ですね。それから汚泥の堆肥処理施設ということで、これまで重立ったものとしては3カ所ございます。

そういった場合ですと、相談を受けまして、現地を確認ということになりますが、現状がどうということなのかということで確認をするとともに、その事業所、それから行政区域の役場、そちらのほうに確認をします、そういった例があるかないか情報収集をします。あわせて、豚舎ですと扱うものが産廃ということになります。最上総合支庁の産廃を管轄する環境課のほうにも連絡をしまして、確認をしまして、それで現状を把握し、実際にそういう事例があるかないかということの確認をさせていただいております。

実際にやはりにおいがするんだということで、そういった場合ですと事業所の方、それからその行政区域の役場の方、それから環境課を交

えて善後策といいますか対応策といいますか、現状を確認した上で協議をしていただくという場の設定をしております。これまでそういうふうに話し合いの場を設置しまして、役場のほうからその事業所に対して指導をしますよということでの新庄市側への連絡を受けたという経緯もございます。

なお、それで全部が解決して臭気がなくなったということではございませんので、継続してそういった例が発生した場合には、なお協議をしながら事業所の施設の改善を求めながらということになります。そういうふうにして対策を講じていくというふうになります。

今後ということになりますと、やはり事業所が新設したときにはそれなりの、先ほど委員がおっしゃいましたように、施設の許可を得てやるわけですので、臭気対策というのはあるんですけども、やはりそれが詰まったり老朽化するということがありますので、そういった例、今後も確認をしながら町村と協議をして、事業所と詰めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

**10番(小野周一委員)** 委員長、小野周一。

**佐藤卓也委員長** 小野周一委員。

**10番(小野周一委員)** 今、課長から答弁を聞いておまして、新庄市内にそういう施設があれば苦情の相談というような、対応というのはやりやすいんじゃないかと私思うんですけども、新庄市とは違った行政区にあるものですから、そこら辺でやはりクッション役としてせざるを得ないんだなとつくづく思うんですけども、しかしながら、新庄市に住んでいる市民の方々がそういう悪臭で生活環境が大変困っているという話を聞いているわけです。それは昨年度も恐らく、環境課長言われますとおり、そのような相談が来ているということなんですけれども、これは継続的に、これ以上悪くならないように、さらにはにおいの低減対策、それを徹

底的にしていかなければ、これからこういう問題が多々起きるんじゃないかと私心配しているんですね。ちょっと今、課長言ったんですけども、行政区が違うからそっちのほうに申し入れて、そのように事業所に改善の策をしてもらうと言ったんですけども、地域住民は本当に困っているんですね。どこまで問題を広げていってよいのかと。だからやはり環境課のほうに恐らく相談に来ていると思うんですよ。その辺のことを十二分にわかっていただきまして、新庄市に住んでよかったなという、そういう住民のことを思っただけであれば、今後ともこの問題についてはお願いしたいと思います。

次に2番目に、90ページの8款土木費6項雪対策費2目の雪総合対策費に入りたいと思います。

その中で、雪に強いまちづくり事業費補助、もう一つ、これは去年から生活道路排雪事業費補助金、最初に言いましたこの2つは、新庄市にとって雪対策というのは優先度の非常に高い事業なんですけれども、まずもって最初の、雪に強いまちづくり事業補助金ですが、110万。これはたしか昨年度までは5万円だったはずでしたね。金額が上乘せになったことは大変住民にとって喜ばしいことなんですけれども、この事業の中身を教えていただきたいと思ひます。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** おはようございます。

それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

1つについては、雪に強いまちづくり事業補助金、この補助金の内容につきましては、3つの項目があります。まず一つは、地域で除雪をする場合、自分たちで除雪をする場合に、その地区に除雪作業について補助金を出すものでございます。もう一つがいわゆる消雪施設、私道に消雪道路をつけたいという場合についての、

その工事費の負担の補助制度。あともう一つが除雪機械を購入したいというふうな場合のその地区に補助制度というふうな形で、大きく分けて3本になっております。

まず1点目の、先ほど委員の言われました最高限度額5万円というふうなものですけれども、これにつきましては、現在、1町内が毎年申請をしていただいているというふうな状況でございます。ただし、この町内につきましては非常に積極的に利用していただいております、自分の町内で予算化をして私道除雪よりも早目の除雪を行いたいということで、自分たちでやっているというふうなことでございます。これについては非常にこちらでも支援をしていきたいというふうなことで考えております。そのために、今の除雪の金額を算定しますと、非常にこの金額ですと無理があるということで、今まで基準をいろいろ設けておりましたけれども、1メートル当たり200円というふうな基準を倍に400円として、限度額を10万円というふうな形で何らかでも補助を多くしていただいで負担軽減を図るというふうな意味でございます。これにつきましては、やはり除雪そのものの人件費の高騰等もございまして、これを補填するというふうな形でございます。

それから、もう1点の除雪機の購入、これにつきまして、しばらく購入の希望者がございません。一つは、除雪機の同じような項目ですと、貸与機械というふうな形で貸与にしているものもあります。ですけれども、やはり限度はございまして、このたび除雪機の購入に際しましては一応限度額5万円としまして、除雪機械の経費の2分の1というふうな形で約20個分といいますか、20申請分を予算化したというふうな状況でございます。

背景といたしましては、道路の脇に置かれた雪の処理、それが非常に現在の高齢化については大変だということで、その制度を改正したと

いうふうなことでございます。これにつきましては、これからPR等含めまして普及していきたいというふうに考えてございます。

それからもう1点、去年から始まりました生活道路排雪事業補助金、これについて今年度で2年目というふうな形になっております。最初の段階、去年の段階ですと、やはり途中の補助制度の新設ということで、その辺がちょっとPRの面で不足したかなと思っておりますけれども、去年は相当の大雪だったというふうなこともございまして、昨年については8件ほど申請をしてございまして、補助金額で22万2,000円ほどになっております。今年度につきましては7件ほどになってございまして、18万2,000円ほどというふうな形になっております。

この制度そのものにつきましては、今年度実施するに当たって私道除雪の申請者、350件ほどあるようではございますけれども、その方々につきまして申請時に窓口のほうで、こちらのほうではこの制度を説明しまして周知を図ったというふうな経緯。それから市報、あとホームページのほうにも記入してございます。

この制度は100万ほどあるわけではございますけれども、これもこれからPR等も進めて何とか共助というふうな形でともに除雪といたしますか、雪に立ち向かう力ということを育てていきたいというふうに考えてございます。

以上のような説明でございます。

**10番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**佐藤卓也委員長** 小野周一委員。

**10番（小野周一委員）** ありがとうございます。

実は今、課長言われたんですけれども、この2つの補助金、本当に地域にとってありがたい補助金なんですけれども、それが今、お聞きしますと、昨年度段階での生活道路除排雪事業ですか、昨年度は22万ぐらい、今年度は十何万ぐらいで計40万ぐらいですか、半分ぐらいしか

使われておりませんね。もっともっと周知の徹底というものをせざるを得ないと私は思うんですよ。

あともう1点、雪に強いまちづくり支援事業ですか、これは1町内会がやっておられるというんですけれども、これは恐らく7時まで、大体子供たちが通学に行くまでは一般市道ですね、生活の場合はその後来ると思うんですから、非常にその地区、地区で話し合ってお互いに協力し合ってやっていますね。そういう場合、集落であくまでも申請をするのか。集落といってもいろいろな路線があるわけですね。そうなった場合、例えば生活道路の除雪レーンみたいに、3戸以上になった場合は該当になりますとか、そういう詳しい要綱というのはつくっていないんですか。ただ集落に一事業だけに指定されますと、どうしても道路がいっぱいになるわけ、その生活道路が集落においても。その場合、ただ集落で1つしかならないとすれば、ほかのところはどうしようもないですから、そういう場合は3つの例えば通学路がありますと。それからやっぱり生活道路の除雪やっておりますと。どうしても小学生が行った後、除雪が来るものですから、集落の方々が協力し合って自分たちの持っている機械でやっている状態の場合はどういう要綱にのりますかね、これね。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 雪に強いまちづくり事業補助金の中で、先ほど説明申し上げました現在1カ所使っていらっしゃるというふうな方でございますけれども、今の制度そのものについては結構な縛りがございまして、10軒以上住宅があり、かつ交通量が多いことというふうな形で、あと生活道路の延長が50メートル以上というふうな形で、結果的にはこういう制度があるものですから、実際1つの件数しか申請がないというふうなことがございました。

今回の改正も、ちょっと現実的には即していないのではないかといいふうなことがありました。そのため、先ほど出ました金額の変更とともに、いわゆる3戸というふうな、3戸と言われるのは、今の、こちらに毎年申請来られている生活道路、うちのほうの除雪と一緒にやる除雪の申請ですけれども、これが大体平均3戸ぐらいで来ています。ということになりますと、これについても10戸では余りにもかけ離れているということで3戸と。

それから、延長50メートル、これについても実際、高齢化が進んできますと、やはり人も少なくなってくる、あと50メートルそのものについても非常に延長的には長いというふうなことでございまして、これも10メートルというふうな形で、現在そういうふうな形で考えてございます。

ですから、金額もそうなんですけれども、基準をある程度やはり現実に即した形で持つていくというふうな形が、やはりこれから高齢化を迎える除雪体制の確立ということが叫ばれる中では必要条件だというふうに感じてございます。以上でございます。

**10番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**佐藤卓也委員長** 小野周一委員。

**10番（小野周一委員）** このような質問したあれを言いますと、これから各地区、各集落で総会ありますよね。必ず最初に聞かれるのが、今週の新庄市の除排雪の何ぼかかったやと。あと生活道路、そういう問題が来るんですね、必ず。課長が言ったとおり、現場に合ったような内部の要綱というのが、即した要綱というものをつくり変えていく必要があると思うんですね。極力現場見ていただきまして、内部での要綱というのを直していつてもらいたいと思います。

次に、97ページ、10款教育費1項教育総務費の小学校管理費運営事業費に当たると思うんですけれども、昨年7月ですか、教育委員会から

我々議会のほうに新庄市の小学校の通学路の危険箇所の点検と、こういう資料をもらいましたね。これを見ますと学校関係者、教育委員会の方々、あと地元の保護者等、いろいろな関係者が見て回って、こういう点検箇所を選んだと思うんですけども、これ、内容を見ますと、本当にガードレールがないとか歩道がないとかという、本当にすぐできない要望というかそういう結果が出ているんですよね。昨年度から点検したから、5カ月間になったんですけども、恐らく今まで何点かは改善したと思うんですけども、できるものは早くしてもらって、児童の通学路の安全・安心というものを図ってもらいたいという意味で私質問するんですけども、この5カ月間で何点ぐらい改善策が講じられたのかお聞きしたいと思います。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 教育関係ですけれども、現実的に教育関係のほうから道路管理者の私たちのほうに話が来るものですから、私がお答えするような形にしたいと思います。

委員のほうからおっしゃいました実施という形で、通学路の点検というふうな形で、この点検作業そのものにつきまして全国的に無謀運転等で非常に通学路の事故が多発したというふうな経緯がございまして、全国的に道路管理者も含めて学校関係者も含めた形の点検も行って危険箇所を把握しようと。それに基づいて、その対策を講じていこうというふうな形で始められたものでございます。

ことしにつきましては、25年7月に合同点検をしたわけですけれども、それ以前に、一応5月に点検を実施するに当たって、最上教育事務所が中心になりまして、道路管理者、あと教育委員会、新庄警察署というふうな形で、今回の合同点検についての打ち合わせが行われたところでございます。

それで、まず最初に、たたき台としまして、各学校から一応危険箇所のリストというふうな形を出していただいたというふうな状況でございます。そのリストそのものにつきましては35カ所ほどピックアップされたものでございまして、それからそれをもとにしまして対策会議というふうな形で、その中から抽出しまして5カ所を点検するというふうな形で進められてきております。

内容的には、新庄学区が1件、日新学区が1件、北辰小学校学区が1件、昭和小学校学区1件、升形小学校学区が1件ということで全部で5件、その5カ所を重点的に抽出して点検しようというふうな形で3者、PTAを含めまして点検を実施したところでございます。

その実施について、やはり見通しが悪いとか、非常に歩道とか整備されていないというふうな形でございました。それに伴いまして、その結果を含めまして解決策ということで講じたのが、全て全部講じられているわけでございますけれども、その中で特に目立ったのが路面の標示、いわゆる子供たちの目の高さを意識しました路面の注意標示、それから車両から見た外側線で車の誘導をするというふうな形。あと、一つ特徴的なのは冬期間における大雪のための見通しの悪さの解消というのがございました。いずれもこれにつきましては対策が講じられておりまして、この5件については解決したというふうなことでございます。

ただ、その中で一つ、県のほうで歩道整備がこれから実施されるというふうなことで、その分について対策は完璧に整うということで、その事業の進捗を早めていただくというふうなことでございます。ただ35カ所ほど来たわけですけれども、抽出したのは5カ所です。そのほかあるわけです。それについてはこのままにしておくというふうなわけにはいきませんので、これとはほかに、今まで埋もれた部分とかそれか

ら皆様方から指摘された部分のやつを一応もう一回整理、洗い出しまして、教育委員会、あと道路管理者等を含めまして、具体的な対策等を講じていきたいというふうな形でございます。特にガードレールがなくて歩道がないというふうな要望そのものについては非常にあるわけです。ですけれども、現実的にすぐ歩道設置、ガードレールを設置することはできませんので、一つの方策としましては路面標示をして車両の通行を安全な方向に誘導させる、もしくは歩行者に注意喚起を行う、いわゆるドット線というふうな形で進めていきたいというふうに考えています。今回のやつで特徴のある改善策としましては市道30号線ということで、昭和マンションの前の電柱の移転、これについては対策は講じたというふうな形で、非常に発揮したなというふうに思っております。以上でございます。

**10番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**佐藤卓也委員長** 小野周一委員。

**10番（小野周一委員）** やはり全体で35カ所余り点検箇所があるものですから、これはすぐできるというか、予算的にもできないし、しかしこういう工事するのは、今、都市整備課のほうである程度優先順位をつけてやるであろうと私は思います。

それで、何カ所か恐らく予算にも今回計上していると思うんですけれども、それ以外に、例えばこれを見ますと、交通指導員もなくなったというそういう箇所が1カ所あるんですね、要望で。かつては恐らくいたんでしょう、ここに。あとは手押しボタンが冬場になると凍って押せない。そういうことはやはり原課を除いて、横の課の連絡ですぐやるべきなんですね。その辺どうなんでしょう。今、県道のほうの横断歩道はこれからすると恐らく見えないところだと思っただけなんですけれども、手押しボタンが凍って押せない、あと今までいた交通指導員がいなくなったという状況というのはどう把握してい

るんですかね。教育委員会とか環境ですか、これは。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 児童生徒の登校時の安全対策ということで、新庄市で交通安全指導員というのを配置しておりますが、今回、委員おっしゃったように、高齢のためにやめられたというふうな場所が1カ所あります。交通指導員の配置をしているところにもですが、学校側の教師の立ち会いといいますか、立哨もしていただいております。一つ新庄市の交通指導員のみで児童生徒の安全確保ということではなくて、地区、それから学校に対しても安全確保についての協力ということで協力を願っている部分もありますので、よろしく御理解いただきたいと思えますし、それから交通指導員のなり手がなかなかいらっしやらないので、その辺も都度都度、勧誘しながら進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

**佐藤卓也委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

**14番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**佐藤卓也委員長** 遠藤敏信委員。

**14番（遠藤敏信委員）** 質問させていただきます。

69ページ、6の1の3、学校給食米粉利用推進事業費補助金というふうなことがございますけれども、これについての御説明をお願いいたします。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。



**齋藤彰淑農林課長** 米粉利用推進事業補助金ということで、小学校・中学校での米粉の活用を推進する事業でありまして、小学校におきましては米粉パン、1食当たり14円、それから中学校におかれましては米粉パン19円ということで、種類としては米粉パン、米粉麺、それから米粉を使ったおかずということで3パターンございますが、現在においては米粉パンのみの活用ということでとり行ってございます。学校ごとに年間6回を上限とするということで、6回以上実施した場合にこの助成金を交付しますというふうな事業でございます。

**14番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**佐藤卓也委員長** 遠藤敏信委員。

**14番（遠藤敏信委員）** わかりました。給食に米を利用したというふうなことで、献立を説明しているのでしょうか、食品構成上。食品の例えばこれは米を使ったパンですよということで説明をなさっているのか。

**高橋千春学校教育課長** 委員長、高橋千春。

**佐藤卓也委員長** 学校教育課長高橋千春君。

**高橋千春学校教育課長** 米粉を使ったメニューのときに子供・家庭のほうに周知になっているのかということの御質問です。

毎月いわゆるメニュー表が各家庭に配られるわけですが、そのメニュー表の中に米粉パン、パンしか米粉を使ったものをしていないわけですが、米粉を使っているときの中身とかそういうようなところの表示、お知らせはしております。以上です。

**14番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**佐藤卓也委員長** 遠藤敏信委員。

**14番（遠藤敏信委員）** 米の消費拡大というふうなことで、米粉を活用した麺とかあるいはパン生地とか、さまざまなものが開発されているわけですが、一方で話題性がある持ち上げられる場合もあるけれども、なかなか大きく普及するというふうなことに至っていないと

思うんですね。

学校給食の中では米粉でつくったパンと小麦粉でつくったパンとで食感の違いとか、どういうふうなものがあるのかとか、そういうふうなアンケートとかをとって、より普及拡大に向けたことにつながるような手だてを考えられないか。より普及化に向けた方向性に持っていけないか。これは国県の金を使っての補助事業なわけですけども、何とか普及につなげるようなことに持って行っていただきたいものだなというふうに思うところです。これについてもう一回お願いします。

**高橋千春学校教育課長** 委員長、高橋千春。

**佐藤卓也委員長** 学校教育課長高橋千春君。

**高橋千春学校教育課長** 米粉など米の消費拡大というふうなところでの御質問だと思います。

現実的には、現在のところは委員おっしゃったような普通のパンと米粉パンの需要というか、子供たちの好き嫌いというか、完食というふうなところのアンケート等はとっておらない状態です。補助をいただいての米粉パンの活用というふうなことで、いわゆる経費のところもございまして、現実的に来年度、消費税が上がるといことで給食費が上がっているような状況もございまして、なかなか給食費を現実にここが上がってくるわけですので、難しいところもあるかなというふうには思っているんですが、なお年1回、給食の運営協議会というふうなことを委員会主催でしておりますので、そこら辺の場でも今出していただいた御意見等も踏まえて協議を進めていきたいと思っております。以上です。

**14番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**佐藤卓也委員長** 遠藤敏信委員。

**14番（遠藤敏信委員）** よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、80ページ、7の1の8、神室山避難小屋管理運営協議会負担金。管理運営協議

会の構成メンバーをお教え願いたいと思います。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** 本市のほかに湯沢市、金山町、最上町等の自治体、それから産学関係者等から構成されております。

**1 4 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。**

**佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。**

**1 4 番（遠藤敏信委員）** 2011年の雪が降るころ、晩秋というか初冬というか、改築されたわけですけれども、それから丸3年たったわけです。初年度の夏分に伺ったときから感じていたことなんですけれども、2階から雨漏りするんですね。

これは新しくなった避難小屋なんですけれども、これが2階の入り口です。この日、去年の10月23日ですけれども、雨が降っていたわけではなくてですね。風があつて霧がかかっていたと。中に行くと雨水が入っていた。ここに腐敗というか、かびが生えているというふうなことがあります。

これは去年の夏でした。ぬれているわけですね。拭く前に撮ればよかったんですけども、拭いたんです。これ黙っているとどうなるかという、柱を伝って、階段を伝って、玄関の土間に水が落ちてたまるんです。

この原因なんですけれども、これは設計者の方はよく考えたんだと思うんですね。多分、冬のことを考えたと思うんです。普通戸は外に開くのが多いんですけども、中に開くんですね、これ、内開き。ということは、去年のちょうど今ごろですけれども、戸が中に入って、雪が中にいっぱい入っていたというふうな報告があつて、去年の担当者から相談を受けました。どうしたらいいかというふうなことを考えてはいるんでしょうけれども、実際的に改善の手だてが見出せない。せつかくつくったんですね。せつかくつくったのを、これ黙っていけばそれこ

そ寿命を損なうと、そういうふうなことなんです。雨が降らなくて、ガスがかかって、風が当たったという段階で戻ると。中側から外側が見えるんです、穴があつて。だから、これは外壁も、あれはただペンキでなくて防腐剤というふうなもので、早目の手だてを講じないと、長寿命化でなくて、わかつていて短寿命化に終わるんじゃないかというふうなことが考えられます。これについてどうお考えか伺います。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** 御紹介ありましたように、まだ余りできてから長い年月はたっていないんですけども、やはり高いところにあるということで、すごい厳しい自然条件ということで、普通の建物と違った傷み方といいますか、その辺があるのではないかと思います。

ドアの改修につきましては御指摘のとおり私どもでも把握しておりまして、設計の段階でいろいろ考えて、雪のことも考えて設計なさったとは思うんですが、少し設計というか、考えたとおりにいっていないところがあると思います。それで、今年度の予算の負担金の中にドアの改修費を含めて計上しております。

それから、外壁の件についても御指摘ございまして、やはり防腐剤を塗ってはいるんですけども、自然条件が厳しいということではがれてしまっているというような状況かと思えます。相当何回も重ね塗りをしないとあの自然条件の中ではうまくないのではないかというようなことを業者のほうからも確認していただいております。26年度、その外壁の塗装をもう一回やるということで、この負担金の中に含めて計上しているところでございます。

**1 4 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。**

**佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。**

**1 4 番（遠藤敏信委員）** わかりました。管理運営協議会負担金八十何万何がしの中で全てでき

るかどうかわかりませんが、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。黙つておれば損失だといふふうなことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、90、91ページの防災対策事業ですけれども、先ほど高橋富美子委員が事業費内訳を事細かく説明してくださいといふふうなことがあつたわけですけれども、私はこれを見て、例えば主要事業の概要の中で捉えて、非常用発電機5台、非常用投光機5台といふふうなことはまず5カ所、ですから最低限の設備とわかるんですけれども、あとそのほかのものについては取つてつけたように、ここは災害の少ないところだといふふうなことで、来ないべやといふふうな安心感があるのかもしれないけれども、むしろ少ないのではないかと。例えば非常食であり非常水であり、むしろ少ないのではないかといふふうな気がします。

折しも、きょうの山新の「談話室」に出ている記事なんですけれども、ふと缶詰を手にしたら2014年4月1日が賞味期限だといふふうなことが載つていたと。つまりその缶詰は震災があつたといふふうなことを受けて、それぞれの家庭でも備蓄しておかなければならないといふふうなことで買つておいたものだったと。缶詰の賞味期限というのは3年だと。だから、食料品の備えにランニングストックという方法があると。多目に備蓄し、期限が近づいたものから順次、繰返し日常的に使つて、消費した分だけ買い足していくといふふうなコラムがあつたわけですけれども、そういう非常食については買い置きをしていたっていいのではないかといふふうなことを思ひます。

3年前の話になつて恐縮ですけれども、被災後、気仙沼とか石巻とか炊き出し支援といふふうなことで何回か通ひました。例えば気仙沼の場合、海岸からちょっと高台にあるいわゆる地域公民館ですね、紫会館というようなものでし

たけれども、そこに120人もの人たちが避難しているわけだ。子供たちがいないといふことで、子供たちはと聞いたところ、さらに高台の小学校に避難していると。我々は炊き出し用の大きな鍋で御飯と芋煮をセットで持つていったんですけどけれども、全国各地からジャガイモとかタマネギとか、あるいは米とかがテントの中にさまざま善意の支援物資として送られてくるんですけれども、その善意の物資が生かされないのはなぜか。水道が復旧していないといふ話。4月4日に行つたんですけど、水道の復旧が4月3日だと。厨房施設がないところで120人分の食料を誰が調理するかと。できないよね、そういうものを使つて。そこで必要なものはおにぎりであり、パンであり、でき合ひのすぐ食べられるものといふふうなことで、非常災害の場合は現地の人たちが煮炊きなんかできないといふふうなことだと思ひるので、そういうことを考えなければならぬといふことを痛感してきました。

といふふうなことから、むしろ余裕があればですけれども、ストーブとか毛布とかトイレとか非常食、最初はこれでスタートしてもいいかもしれないかもしれませんが、もう少しいわゆる安全面を考慮してふやしていてもよいのではないかといふふうなことを思ひますけれども、いかがでしょうか。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 災害時の避難所にかかわる備蓄品といふことでの御質問でございます。

食料についてただいま遠藤委員から話がありましたように、各方面からの救援物資といふことでの物資、食材といふことになろうかと思ひますが、そういうものは相当数集まってくるけれども、調理するための水、それから厨房等について不足するといふことで、食べやすいパンとかそういうものといふことですけれども、今、

防災の構えとして、個々の家庭で3日分ぐらいの食材は確保しておいていただきたいということでのお知らせは最近になって出てきているようでございます。

新庄市としての考え方については、避難所にかかわる食料については、基本として流通備蓄を何とか促進したいということで考えております。例えばおにぎりとかも、災害が発生した場合にその場で、先ほどありましたように調理をしておにぎりを握るということは到底、難しい話でして、現在ですと庄内のほうの生協、新庄市から離れたところ、そこからおにぎりを調達すると。新庄市がおにぎりを握ったりあるいは調理したりするということではなくて、みんな災害に遭っているのということ、そういうふうな流通備蓄を主として考えたいということでもあります。

食料をもう少しふやしてということになりますと、避難所、ただいまありましたように100名以上、200名以上ということになりますと、食材を確保する場所、それから一旦確保しますとその管理も含めて、暑いところに保管するというわけにはいきませんし、食品の保管状態も確保しながらということで、管理に要する相当の注意力が必要になるかと思えます。何とか、ここにありますように、冬期間の夜間の災害のときが一番被害が大きいということになりますので、防寒用の毛布、あるいは寒さよけで、電気がなくても燃えるようなストーブ、そういうものを優先して備蓄をしていって避難所に設置をしていきたい。今指定している避難所そのものが本当に避難所として使えるかどうかということも出てきます。そういうことも含めて、あらゆる災害に備えるものとして少なからず、少しずつではありますけれども、進めていきたいという考えで備蓄をしたいというふうに考えております。以上です。

**14番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**佐藤卓也委員長** 遠藤敏信委員。

**14番（遠藤敏信委員）** 災害時における他都市との協定ということで、流通備蓄というふうな考え、わかりました。よろしく申し上げます。

続きまして、107ページ10の4の10、わくわく新庄事業運営費、高橋富美子議員が一般質問の際にわくわく新庄の調理施設というふうなことでお尋ねしましたけれども、確認の意味での質問です。

2階にIH、電磁加熱器がありまして、簡単な湯沸かしはできるということでした。調理実習したいというふうなことがあったそうだけれども、プラザのほうを利用してくださいということ、今まで何度か言われていたというふうなことです。でも日新学区の婦人会といったところで高齢者が多いもので、やっぱり近場で利用したいと。そば打ちをやってそばをゆでようとしたんだそうですけれども、火力が弱くて近くの魚屋さんに行ってゆでてもらったというふうな経過があったそうです。この前の課長答弁によると、簡易なものであればというふうなことですけれども、どのようなものを、急にすぐ答えを出せと言っても難しいと思えますけれども、想定しているのかお願いします。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** 一般質問でも答弁申し上げましたけれども、調理室というふうな形にはなり得ないのかなというふうに思えますけれども、今、IH式の湯沸かし、調理設備はございます。ただ、IH式ですと、それに対応した鍋釜でないと対応できないということで、やはりガスのこんろとかそういったところの簡易的な設備については対応できるのかなと。その辺については前向きに検討していきたいというふうに思っているところでございます。

**14番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**佐藤卓也委員長** 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それから114ページ、職員数の異動状況というふうなことに絡んで伺います。

これによりますと、平成26年3月31日の退職者数が、行政職10名、技能労務者5名、平成26年4月1日採用者、行政職15名、技能職については、なし。

新庄市の今後の職員の定数管理についてですが、例えば行政職者数がふえるわけですね、5人。この狙いというのは何でしょうか。どこか強化する部署があるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

佐藤卓也委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員の体制についてでございます。

職員の中で行政職と技能労務職職員、今年度退職者は行政職が10名、技能労務職が5名でございます。技能労務職につきましては、従前より委託化等、嘱託職員化、こういったものを活用しながら、平成2年ぐらいからだと思っておりますけれども、ほとんど採用していないという状況でございます。今後もこの方向性については維持してまいりたいというふうに思っています。

その中で、行政職員10名に対して、ここがございます15名ということでもございますが、実際には採用試験を昨年度行いまして13名、今のところ予定してございます。

それであると、行政職10名の退職者に対して3名、今のところ増になるわけでございますが、御承知のとおりいろいろ行政需要が多岐にわたってふえてきている状況でございます。その中で定員管理計画に基づいてこれまで相当職員数を減らしてきた中で、一方ではそれに応じて仕事が減っているかという、決して減っているわけではない。今後も新たな行政需要が出てくる。例えば子育て推進でございますとかいろいろ

るな部門で出てきますので、新たな行政需要に対応するためにこのたびそのような措置をさせていただくということでございます。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） わかりました。

それでは、最後に109ページ、10の4の12、いわゆるテニスコートの改修問題ですけれども、きのうの市長の説明でその経緯についてはわかりました。ただ、潤沢な財源があった中では許されるかもしれませんけれども、6,800万円の助成をt o t oからいただいたにしても、1億1,600万にならないとする市債、市の持ち出しというふうなものは非常に大きいと。委員会所属が総務文教ではなくて、産業厚生というふうなことで、委員会で十分な審査がされているというふうなのがわからない状況の中でぽんと出てきた場合、すぐには納得できないというふうなものがあります。例えば、体育施設の改修が今回のテニスコートを皮切りに体育館、陸上競技場というふうなものにこれから年次を追っていくわけですけれども、この3つの改修というのはセットなんですか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 体育施設の3施設につきましては、課の内部でもいろいろ検討を重ねたところでございます。きのう市長答弁でもありましたように、まず優先順位としましては、体育館の耐震化、それから懸案でありました陸上競技場、それからこのたびのテニスコート、この3つの体育施設についてはとにかく短期間のうちに改修していこうというふうなことでございます。

ただ、社会教育課所管の施設、文化会館とかいわゆる生涯学習施設もでございます。そちらのほうもあわせて、いわゆる大規模改修とか耐震化とか、そういった事業について今後計画

的に進めていきたいというふうなことでございますので、ひとつ御理解のほどよろしくお願いいたします。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ございませんか。

**7 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**佐藤卓也委員長** 奥山省三委員。

**7 番（奥山省三委員）** 予算書の70ページ、6款の農林水産業費の1項の農業費で、右の一番下の青年就農給付金（経営開始型）3,750万、この内容について教えていただきたいと思いません。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** この事業につきましては国の事業でございまして、これから地域農業を担う担い手が不足していると、また一方では、高齢化を迎えてきているというふうなことの対策ということで、これから新たに農業を開始するという方に対して事業計画を申請していただいて対象となる事業でありまして、そのためにあらかじめ人・農地プランというプランの中に位置づけされる必要がございます。おおむね45歳までの農業者が経営を開始する場合ということで、1名につき年間150万円の給付が受けられるという制度でございまして、予算では25名の方ということで3,750万円の計上をさせていただきました。以上です。

**7 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**佐藤卓也委員長** 奥山省三委員。

**7 番（奥山省三委員）** 今の説明ですと、25名の予定というか、1人150万円で25名というふうに話がありましたけれども、ことしの見通しというか、農地もなければできないわけですし、借りるとかそういうことに関してはどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 現在のところ16名の方が該当

しております、この方は一旦認定になりますと5年間、毎年150万円ずつ受給できるという制度でございまして、その伸びとして約10名ほど、26年度においては10名ほどの潜在候補者がいるのではないかとということでの要求でございまして。

また、農地の集積についても、こういった今後規模拡大したい、担い手となって農業を専業でやっていきたいという方に当然優先的に農地も集積していくというふうなことでございまして、以上です。

**7 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**佐藤卓也委員長** 奥山省三委員。

**7 番（奥山省三委員）** 16名の方を今は予定しているようでございますけれども、これは今回新しく学校とかそういうのを卒業する予定の方、それとも全く今まで別の事業に就職して農家を始めるというかそういう感じの方、その辺のところ説明をお願いします。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** おおむね45歳というお話の中には、やはりこれまでサラリーマン生活をしていて、実家に戻られて経営を開始するという方もございますし、また学生から即就農という方もおられますので、その辺は幅を持った形の対応になります。必ずしも卒業、即就農という方ばかりではございません。以上です。

**7 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**佐藤卓也委員長** 奥山省三委員。

**7 番（奥山省三委員）** 支援のほう、よろしくお聞きしたいと思います。

次に88ページ、8款土木費の雪対策費ですけれども、道路の除排雪業務費が3億1,800万何かが載っていますけれども、ことしも3年連続の大雪ということで、ここ3年間ほど毎年専決処分に対応しているようですけれども、ことしも総計では大体6億3,000万弱の数字になって

いると思いますけれども、予算措置として毎年補正というか、専決処分をやって補正やるといふ、予算措置としてそういうやり方でよいのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 除雪費の御質問というふうなことでございます。

当初予算案については多少少なく見積もりまして、その後、補正等によって増額するというふうなこれまでの状況でございます。

一つ雪に関しては、毎年毎年の気象状況で非常にばらつきがございます。特に10月、11月になりますと気象庁のほうからこの冬の3カ月長期予報というふうな形が出ております。それに基づきまして予算関係を多少考慮するというふうな形になります。そのため、当初から冬期間の雪のことを考慮して多目に見積もって出しておくという形になりますと、その分ほかのところにしわ寄せがなるというふうなことが懸念されることでございます。そのために、長期予報をまず最初に参考にします。その後、11月、12月、除雪計画というふうな形でするわけですが、その段階でそれぞれの1カ月予報、あとそれからいろいろな状況等を考慮しまして増額していくという形になるかと思っております。

いわゆる11月について、12月についての除雪費のかかった経費そのものについては確保しつつ、今後、本格的に雪が降る1月、2月、その状況を踏まえまして追加していくというふうな方策については非常に予算の使い方、現在に即した形のものかというふうにご考えてございます。そのため特段の配慮をいただきまして、雪に関してでは予算は柔軟に対応したいというふうにご考えてございます。

**7 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**佐藤卓也委員長** 奥山省三委員。

**7 番（奥山省三委員）** わかりました。毎年同

じようなやり方でこれからもやっていくというふうな回答に私は受け取りました。

次に、94ページの10款の教育費の教育総務費、教育指導費、3番目の謝金の1,838万9,000円という、この説明をお願いしたいと思います。

**高橋千春学校教育課長** 委員長、高橋千春。

**佐藤卓也委員長** 学校教育課長高橋千春君。

**高橋千春学校教育課長** 学校教育指導事業費の謝金について、内訳ということで説明させていただきます。

総額が1,838万9,000円というふうに高額なわけですが、項目としては細かいものまで入れて12項目でございます。

一番大きい金額のものが地域コーディネーターの謝金であります。これは学校支援地域本部事業を使つての配置になるわけですが、各学校1名ずつ14名配置しております。1校当たり210日の授業日、全部ということで、総計が1,722万5,460円となっております。これがほとんどになります。

続いて、地域学校安全指導員、スクールガードリーダーと申しておりますけれども、それ2名、年間50日活動していただいておりますが、その謝金がお二人で53万2,000円お支払いしております。

それから、来年度新しく、山大の教授による小中学校の巡回相談をしていただくことになっております。保育所・幼稚園も含めて15回なんです、その謝金が1回2万円の15回で30万円になっております。

それから、関連するんですが、特別支援教育のコーディネーター研修会、これを来年度、計画的にする予定になっております。戸沢村、大蔵村、最上町、それから鶴岡市、4市町村が連携して年6回、コーディネーター養成のための研修会、この謝金が9万円となっております。

それから細かいところの幼児教育の懇談会とか、就学指導員会にお医者さんをお呼びするための謝

金とか、教職員の全体研修会の講師とか、それから教育研究所があるわけですが、その講師の謝金、それからいじめのない学校づくり、県の事業ですが、各2つの中学校区に来年度お願いするわけですが、そこの事業の指導ということで講師を2万ずつ5回ということで10万も入ります。それからシンポジウムの謝礼、地域コーディネーター用の研修会の謝礼、それから、読書活動推進委員会を今年度完成したわけですが、来年度も継続してその進捗状況等を見るとこのようなことで、そこの委員の謝金ということで、この細かいところの合計が24万1,000円になります。それを合計すると1,838万9,000円という金額になります。以上です。

**7 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**佐藤卓也委員長** 奥山省三委員。

**7 番（奥山省三委員）** はい、わかりました。

95ページの教育費の教育総務費の右下のほう、国際理解教育推進事業費で、職員給付が1,000万ありますけれども、その次のページにも普通旅費235万8,000円というふうにありますけれども、これについてはどのような事業をやっているのか教えていただきたいと思います。

**高橋千春学校教育課長** 委員長、高橋千春。

**佐藤卓也委員長** 学校教育課長高橋千春君。

**高橋千春学校教育課長** この普通旅費、いわゆるALTを配置している関係と普通旅費の内訳です。合計で235万8,000円になっているわけですが、大きくはALTの。実は今、優秀なALTに来ていただいているんですが、ことし7月までの任期になっております。その関係でお二人ともアメリカのほうに帰る、それから新しいALTに来ていただくと、そういう関係の旅費が帰国旅費、あるいは赴任旅費がほとんどになっております。ALTの帰国旅費で、航空運賃も含めてですが、これが例えば成田・デンバー間なんていうとお二人で78万1,720円となっております。それから同じように、どこからという

のはまだ決まっていないんですが、ニューヨークから成田までということで、これは82万4,620円というふうになっております。それから加えて、ALTが市内の学校に毎日行きますので、市内の交通費というようなことで1カ月8,000円の12カ月、それのお二人分見ておりますので19万2,000円となっております。合わせると大体このぐらいの金額になるというふうなことです。よろしくお願ひします。

**7 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**佐藤卓也委員長** 奥山省三委員。

**7 番（奥山省三委員）** 次に、104ページ、教育費の社会教育費、5番目の市民文化会館ですけれども、今回の委託料4,064万2,000円というふうになっていますが、昨年ですと3,570万何がしですけれども、500万近くふえた理由は何ですか。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** 文化会館の指定管理料の増額分につきましては、まず一つが消費税の上乗せ分、それからあとは電気料、それから燃料費等の価格の増加分、あわせまして職員を1名増員した分の人件費の増の部分でございます。以上です。

**7 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**佐藤卓也委員長** 奥山省三委員。

**7 番（奥山省三委員）** はい、わかりました。

あとは109ページ、先ほどは遠藤委員からも話がありましたけれども、テニスコートについて、私もまだもう少し議論が必要だと思えますので、もっと市民にわかりやすく説明できるような説明をお願いしたいと思います。

以上で私は終わります。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ございませんか。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩



午後 1時00分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

午後より、代表監査委員高山孝治君、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が届いております。

ほかに質疑ございませんか。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** 57ページの3款民生費の児童福祉費の説明欄の下から5行目になりますけれども、民間立保育所運営費負担金1億5,408万2,000円ですけれども、この範囲とか内容とか詳細についてお伺いいたします。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、板垣秀男。

**佐藤卓也委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 民間立保育所運営費負担金の件でございます。

この負担金につきましては、新庄で運営をさせていただいております民間の保育所、2所ございますが、そちらに対する負担金でございます。基本的には運営に係る費用、それからいただいている保育料を差し引いた残りが運営費として負担をさせていただいているというような格好になります。以上です。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** そうすると、民間保育所というのは何カ所ぐらいあるのか。（「2カ所」の声あり）2カ所か。どうもありがとうございました。

それでは、次に移ります。

69ページの1項農業費、同じく説明欄の下から10点目で、学校給食における地産地消促進事業費補助金444万7,000円の内容とかその辺についてお伺いいたします。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** この補助金は、小学校及び中学生の米飯給食にかかわる補助金でありまして、平成22年度のベース635万2,000円、これの7割の補助ということで444万6,000円ほど計上させていただきます。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** どうもありがとうございました。

これは週に1回とか2回とか、月3回とか、その辺はどうなんでしょう。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 基本、週5回でございます。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** どうもありがとうございました。

次に、79ページの商工費、1項商工費ですね。説明欄のちょうど中ごろにインバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金とありますけれども、内容とか目標とか、今どこの国をメインとしているのか、どのように進行しているのかとか今後の見込みなどお伺いいたします。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** インバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金でございますけれども、目的といたしておりますターゲットとしておりますのは、今現在は台湾のお客様を取り込みたいということで考えております。去年は市民号と一緒にしまして台湾に100名ほど行きましてプロモーションしてまいりましたが、新北區といたところとも交流してまいりました。今年度はもう少し民間ベースでの活動を促進したいというようなことで考えておると

ころです。

17番(山口吉静委員) 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番(山口吉静委員) 見込みのお客様はどのぐらいの人数を予定していますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今年度でございますけれども、4月からでございますが、台湾、それから韓国・中国等もございますが、宿泊及び食事の立ち寄りとか、これが今現在で322人ほどになっております。来年はもっとふやしたいというふうに考えております。

17番(山口吉静委員) 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番(山口吉静委員) ありがとうございます。

86ページの土木費、4、都市計画費の説明欄で上の欄の真ん中よりちょっと上なんですけれども、先ほど歳入のほうでちょっとありましたけれども、住宅リフォーム総合支援事業費補助金4,000万。歳入のほうの住宅費補助金との関連をお伺いいたします。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 86ページ、木造住宅耐震診断業務委託料ですね。この下ですね。住宅リフォーム総合支援事業ですね。これについてですけれども、歳入のほうで御説明申し上げましたとおり、この事業につきましてはリフォーム補助金というふうな制度でございます。それで一般分ということで3,000万、あとそれから耐震改修分ということで1,000万、合計4,000万というふうな形でございます。以上でございます。

17番(山口吉静委員) 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番(山口吉静委員) どうもありがとうございました。

そうしますと、審査に通ればこれは補助金を受けられるということなんでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 いずれにしましても、審査が必要でございますので、この申請につきましては基準がございますので、その基準に基づいて審査するわけでございます。個々それぞれやり方が、いわゆるそれぞれの申請者の内容が違いますものですから、この辺については御説明したいと思いますので、御相談お願いしたいと思います。

17番(山口吉静委員) 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番(山口吉静委員) ですから、相談させていただいて、審査に通れば受けられるわけですね。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 そのようなことでございます。

17番(山口吉静委員) 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番(山口吉静委員) ありがとうございます。

次に、93ページの9款消防費なんですけれども、説明欄の一番下から2番目です。最上広域市町村圏事務組合分担金の教育費が1,659万6,000円あるんですけれども、どのような教育をされているのか、内容などについてお伺いいたします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 最上広域事務組合の分担金でございますけれども、この教育費につきましては、最上広域の教育委員会の運

営費、それから施設として教育研究センター、設置してございますけれども、その人件費と施設の運営費等々でございます。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** どうもありがとうございました。わかりました。

次に、97ページ、10款教育費1項教育総務費の同じく説明欄で一番下の報償費39万3,000円、各種大会出場奨励費60万3,000円とあるんですけども、この内容についてお伺いいたします。

**高橋千春学校教育課長** 委員長、高橋千春。

**佐藤卓也委員長** 学校教育課長高橋千春君。

**高橋千春学校教育課長** 小学校教育振興事業費の報償費、各種大会奨励費について説明させていただきたいと思います。

これは小学校・中学校の各種大会の補助金というようなことでしているところであります。25年度に比べて27年度の金額、当初の予算に比べて3倍ほどになっております。これは小学校の分担奨励費なんですけど、中学校のほうもまた、3倍ほどにさせていただいております。

昨年9月の決算の特別委員会のほうでいろいろ金額等について少ないんじゃないかというところの御意見もいただいて、それを踏まえて提案させていただいているところです。今年度の見込みのところを基礎にして、来年度については新しく宿泊費、それから交通費、それから大会参加料の半額を補助金のような形に見込んでおります。加えて、現行の奨励金というところを残しておりますので、大体今年度の実績見込みで75%ぐらいのところを手当てできるんじゃないかというところの金額の提案でございます。以上です。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** ありがとうございます。

出場される選手の父兄の方から、例えば国体とか県大会とかに出場される選手の、例えば市役所の前に垂れ幕を誰々とか何とか書いてやってもらえないかという声があったものですから、この費用の中に入っているのかなど。前は垂れ幕下げていましたね。その垂れ幕なんかは下げることが可能ですか。

**高橋千春学校教育課長** 委員長、高橋千春。

**佐藤卓也委員長** 学校教育課長高橋千春君。

**高橋千春学校教育課長** 市役所というか、市としてはその経費は来年度は見込んでおりません。ただ、学校ごとに、学校のほうでいろいろなところを捻出しながら垂れ幕を下げたり、あるいは自作のところを掲示したりというようなことで子供たちを励ましているところです。以上です。

**17番（山口吉静委員）** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番（山口吉静委員）** よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ございませんか。

**8番（沼澤恵一委員）** 委員長、沼澤恵一。

**佐藤卓也委員長** 沼澤恵一委員。

**8番（沼澤恵一委員）** 3つ、4つ、質問をさせていただきます。

まず初めに、119ページ、債務負担行為支出予定額の調書に関する件でお願いいたしたいと思ひます。

この中に、真ん中ころに2つあります。かつろく会の特老の補助金です。20年間で総額5億7,000万円ほど補助金を出すという10年前の約束に基づいて、ちょうど10年が経過したと。26年度から11年目に入るという調書でございます。この中身でここに記載されている金額、要するにこれから10年間で支払う金額が載っております。10年分で元金プラス利子の2分の1と。そ

の下のほうが、10年間で元利ともということで載っております。

お聞きしたいのは、今年度支払い予定しております金額です。というのは、2つ合わせますと、これから合計10年間で支払い分が先ほどの半分で2億6,500万になるようであります。ところが今年度の支払い額が2,743万。10年で先ほどの金額を割りますと、支払い額が2,650万になるのではないかなと私なりに計算しました。ここで100万の違いが出ておりますが、それはどういう計算の根拠でこの食い違いが出るのでしょうか。お願いします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま119ページの債務負担行為の特別養護老人ホーム施設整備費補助金の関係の御質問でございますが、債務負担行為については、将来的に支払う額をここに表示しているという形でございますが、償還計画の中身、年度ごとの償還額につきましてはそれぞれ異なっております。例えば平成18年ぐらいの数値を見ますと、上のほうの福祉医療機構の貸し付け分を2,263万円という額でございますが、一番最終年度につきまして、平成35年にはもう2,127万と。いわゆる元金と利率を、県の補助金も入っているものですから、そういう調整をしながら年度ごとの償還計画を立てておりますが、いわゆる均等ではなく、それぞれの積み上げという形で年次ごとに推移している。**

さらに、その下のほうの民間金融機関からの借り入れ分につきましても同様に、残高といえますか、償還補助金の額につきましては年次ごとに変更しておりますので、単純に半分という形にはならないということをまず御理解いただきたいというふうに思います。

**8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。**

**佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。**

**8 番（沼澤恵一委員）** そうですか。この調書ではちょっとその辺が酌み取れなかったものですから、確認したところであります。

これと関連しまして、市長の行政報告がございました。かつろく会がことしの5月から新しく着工して、27年2月に完成するというふうなことでありました。3階建ての15億の事業費というところまで紹介いただきました。

今回、26年度の予算組みに当たって、かつろく会から先ほどの市長行政報告の内容についての助成金とか補助金の依頼とかそういうものはなかったでしょうか、どうでしょうか。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 平成26年度予算の中には計上しておりません。というのは、第5期の介護保険事業計画を策定する際に施設計画を立てるというふうな計画を持ったわけですけれども、基本前提としていわゆる実施主体者が資金計画を捻出すると。基本的には国・県の補助、それから従来のパターンどおり自己資金と市中金融機関の貸付金によって行うという資金計画をお願いしながら、それを了承していただいて今回は施設建設をしていただいているというところでございます。

ただし、市中機関の貸し付けに伴ういろいろな制度ございますが、自治体がかかわっている融資制度でふるさと融資財団がございまして、そこで貸し付ける資金がございます。これは一応市を窓口にしないと貸し付けができないというところもありまして、さらに利子補給を新庄市が一部といいますか、地方交付税をいただきながら負担するという制度もございます。今までも何回もいろいろな地域関係の施設整備に関

してはそういう資金を使いながら行ってきたわけですけれども、今回もそのふるさと融資については、全国的な融資のあり方としては可能かというふうに検討はされているようですが、まだ実際、こちらのほうに申し込みは来ていない、相談の段階では来ておりますけれども、そういう状況でございます。

**8 番（沼澤恵一委員）** 委員長、沼澤恵一。

**佐藤卓也委員長** 沼澤恵一委員。

**8 番（沼澤恵一委員）** わかりました。そういうふうなお話がありましたら、議会のほうにもぜひお知らせをお願いしたいと思います。

続きまして、次に予算書の38ページ、2款総務費9目の電算管理費の説明欄の中ほどに社会保障の税番号制で、その下にもあります。金額は648万ですか。それから、その下のほうが518万4,000円。この2つの内容について少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

**荒川正一総合政策課長** 委員長、荒川正一。

**佐藤卓也委員長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 電算管理事業費の中の社会保障・税番号制度、この施行に伴う予算というようなことでございます。2本並んでおりますが、御承知のように昨年5月に関連法案が成立いたしまして、28年1月からこの制度が導入されるというようなことになります。それに伴いまして、来年10月からは番号を各家庭のほうに、個人宛て全員に通知するというような作業が入りますので、作業に入る前段といたしまして、まず初めにその業務内容が変わってくるのに対応したシステム関係のほうの設計、あるいは改良というふうなものが必要になってきますので、まずは第1弾として、26年度当初ということで計上できた分だけをここに表記しているものでございますが、総務省関係と厚生労働省関係、両方の分でございます。対応するものが国庫補助金ということで、歳入のほうにも出てきておりますけれども、それに基づく改修と

というような形になりまして、交付金及び交付税合わせて10分の10でやる事業というようなものでございます。

**8 番（沼澤恵一委員）** 委員長、沼澤恵一。

**佐藤卓也委員長** 沼澤恵一委員。

**8 番（沼澤恵一委員）** そうしますと、10分の10ですから市の持ち出しはないと、そういうふうに理解してよろしいですか。補助金関係です。ちょっと待ってください。それでもう一つですが、住民課にあります住基ネットとの絡みというのは、これに影響ないでしょうか。どうですか。

**荒川正一総合政策課長** 委員長、荒川正一。

**佐藤卓也委員長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 財源のほうにつきましては、上のほうの設計業務委託、こちらに関しましては中身が、システム設計が7本ございまして、総務省管轄、厚労省管轄と分かれていますが、厳密に言えば分かれた形の中で事業を進めるといようなことになるんですけれども、双方とも3分の2の交付金が入ります。残り3分の1につきましては交付税措置というよう形となっております。

2つ目の住基のシステム改修、これにつきましては10分の10の補助率というようことになってございます。

住基ネットワークのほうとの絡みにつきましては、今、進んでいる状況の中で出てきている分の改修ということになりますので、番号が個人名の上についていくというようことのシステムになっていく状況になりますので、それにかかわるものが全て改良になるというようことになります。これはやっぱり住民基本台帳が基本になってきますので、社会保障関係とか税のほうにも及ぼす影響が大きいわけですので、ここの部分のところから改修を進めていくというようことになっております。

**8 番（沼澤恵一委員）** 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番(沼澤恵一委員) わかりました。

次に、その下のほうの39ページ、11目の市民生活対策費で説明欄の一番下に町内街路灯の電気料関係が載っております。400万です。これは去年もおととしも26年度も変わりなく400万ですが、これは各町内会に電気料として配分するんでしょうけれども、配分の仕方、少し教えてください。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 街路灯補助金400万についてでございます。街路灯につきましては、町内会に設置しております防犯灯の電気料、これをトータルして町内会から補助の申請というものをいただきまして、その額の3割を補助するというものでございます。以上でございます。

8 番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番(沼澤恵一委員) 3割補助。これはあくまで電気料だけで、故障した場合の修繕費とかそういうものは含まれていない。それは市のほうからの支払いは一切ないということですか、確認です。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 街路灯の防犯灯の修繕ということでございますが、新設のときには町内会から申請をいただきまして市のほうで設置をします。

修繕につきましては、現在のところ町内会は電気料金の補助のみということで対応させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

8 番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番(沼澤恵一委員) 修繕費はないということですけども、今、町なかを歩いてみますと、日中に防犯灯の電気がつき放しという、故障

だと思ひます。例えばセンサーとかタイマーの故障だと思ひますけれども、結構あります。近い町内でしたから、私が話を聞いてみたところ、わかっているんだと、電気ついていると。しかし、切れたら、これは当然不便がありますので直しますが、「ついている分については、うちら余り電気料関係ないんじゃないですか」ということでそのままになっているというのが結構あるんですね。その中身を探ってみますと、やっぱり町内会費が大変なんです。これらに対しての修繕費というのが回らないと。そのままにしておるといふケースが多いようなんです。たまたま電力の方に話をする機会がありまして言ひましたけれども、電力のほうでも修繕義務というのはないらしくてほったらかしのようです。ことしからLEDのモデル事業もし、省エネにかかわろうとしているさなかでありますので、ぜひこの辺の実態を把握していただき、何らかの対応をしていただくのが今の世の中に合う考え方じゃないのかなと思ひますけれども、その辺は市としてどのようにお考えになりますか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 町内会の防犯灯の維持管理上の問題ということでございます。各町内会での防犯灯の維持管理については町内会にお願いをしているという状況にあります。器具の消耗・損耗、そういうところで検討し放しという状況が出ているかと思ひます。町内会の電気料金の補助の機会を捉えまして「維持管理、よろしくお願ひしたいと思ひます」といふふうなお願ひをしたいと思ひます。というのは、照明の明るくなる、暗くなるのセンサー、多分あると思ひますね。それが汚れてきたりしている部分もあるかと思ひますよ。その辺もあわせて目配りをしていただき、管理をしていただきたいと思ひます。先ほど委員おっしゃいました

ように新庄市、26年度からLEDのモデル事業から進めて、防犯灯ということで計画的に進めたいというふうに考えておりますので、その辺あわせてよろしくお願ひしたいと思います。

**8 番（沼澤恵一委員）** 委員長、沼澤恵一。

**佐藤卓也委員長** 沼澤恵一委員。

**8 番（沼澤恵一委員）** じゃ、よろしくお願ひします。機会を捉えて。

先ほども申しましたけれども、なかなか町内会費ぎりぎりの線で会計していますし、1個修理すると、やっぱり万近いお金がかかるそうです。それを捻出するのができない。1つや2つだったらいいんですけども、ある町内においては10基とか十何基とか、高額になるようです。それでは省エネの理念に反しますので、きっちりとお話をさせていただいて、どうにもならないというのであれば、やはり何らかの手当てをしていただきたいと、こういうふうな要望を申し述べたいと思います。

次に、主要事業の15ページ、雪総合対策事業です。雪に強いまちづくり事業ということで事業内容をお聞きいたしますが、この中で、沖の町・中山町線外流雪溝整備、330メートル、こういうふうに記載していますが、整備する具体的な場所をどこに考えているのか。

それから、この中で工事費が6,950万というふうになっております。このうちの流雪溝の整備費のみでは幾らほどを見ているのか、まずお願ひしたいと思います。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 流雪溝の整備、沖の町・中山町線外流雪溝整備工事、主要概要の15ページというふうなことでございます。

その中で、1つについては流雪溝整備ということで、これにつきましては常葉町地内です。こちらから言いますと常葉町の西側の流雪溝、あとそれから東側一部の流雪溝でございます。

それから、もう一つの工事費があるわけですが、これにつきましては陸羽西線の指首野川になりますけれども、トウメキ地区ということになります。あそこに取水を設けまして、そこから常葉町・中山町のほうに水を引っ張ってくる、いわゆる取水樋門の工事でございます。その工事で行われているというふうなことでございます。

内訳についてですけれども、少々お待ち願ひたいと思います。

**佐藤卓也委員長** 暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時37分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 失礼しました。流雪溝の工事、沖の町・中山町線の流雪溝のほうの整備でございますけれども、これにつきましては3,200万ほどというふうな形でございます。残りの分については樋門というふうな形になってございます。

**8 番（沼澤恵一委員）** 委員長、沼澤恵一。

**佐藤卓也委員長** 沼澤委員に申し上げます。

予算書のページ数をおっしゃってから発言よろしくお願ひします。沼澤恵一委員。

**8 番（沼澤恵一委員）** 関連します。その下のほうにあります沖鉄砲町の消雪、こちらのほうは雪を流す側溝じゃなくて雪を解かす仕組みのようですけれども、これに関連する測量設計が200メートル、500万円というふうに記載していますが、具体的にこの場所もわかればお願ひしたいと思います。

**松坂聡士都市整備課長** 委員長、松坂聡士。

**佐藤卓也委員長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** この事業につきましては、

今年度新規で取り組む事業でございます。場所につきましては沖鉄砲町線ということで、ちょうど鉄砲町の小内医院交差点から県道部分までの間、約200メートル、これの消雪のノズル関係、あと水源関係の設計委託というふうなことでございます。

**8 番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。**

**佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。**

**8 番(沼澤恵一委員) わかりました。一般質問でも申し上げましたけれども、融雪溝関係の整備というのが非常におくれていると。あのときの御答弁で、側溝の整備率というのは52%だと、まだまだいっぱい残っているというお話でした。どうかこれらの整備をきちんと進めていただいて、補助率も国から6割近い交付金をいただいてそれを活用してやっているようです。もう少し工事量を上げて、なるべく早く100%に近づくよう努力していただくようお願いしたいと思います。**

その次、予算書もページを言えということで、予算書の97ページ、小学校管理費、次の100ページの中学校管理費、これに関連して主要事業の概要のほうに戻ります。ここに小中合わせてかなりの額、要するに2億3,000万という予算を計上して、26年度一気にエアコン化、要するに冷房化をしていくという事業のようです。1校当たり見ますと、10校ですので2,300万を投資すると。学校の環境衛生を改善すると、こういう内容であります。よく見てみますと、児童生徒が直接恩恵を受ける教室とか部屋、保健室、それと図書室のみのような気がします。いろいろな検討はしたかと思えますけれども、ここに至った経緯、ここでとどめたという経緯があると思えます。それをお聞きしたいんです。

余り申し上げたくないんですけれども、教職員の関係するほとんどの部屋はきちんとここに冷房化しているというふうにも見受けられます。どのようにこの経緯になったんでしょうか。

**柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。**

**佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。**

**柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 小中学校の空調、エアコンの整備ということでございますが、委員おっしゃったように、主要事業の概要のところの説明申し上げておりますように、いわゆる諸室の中で保健室、図書室、それから教職員の部屋等々、また給食をつくります厨房等、どちらかというところと特別教室等々になるわけですが、これにつきましては、まず初めてこの事業を行うというふうなことで、どこを最初に整備すべきかというようなことになりました。そういう意味ではやはり保健室等、体調を崩した児童生徒の休養施設として、そういうところが最初になるんだらうと。また、図書室につきましては当然読書環境の整備、それから学びの学習環境の整備というようなところでここを優先してやりたいと。あと、私たちが庁舎の中では冷房がきいているところで執務を行っているわけですが、先生方においても夜間の事務とかございます。夏分のそういう労働環境も考えまして諸室の整備を行うというふうなことでスタートしたところでございます。**

全国的な部分でいきますと、考え方が2つございまして、1つには児童のいわゆる体の発育上といいますか、暑さに対する体力というふうなもの視点、それから当然かなり暑くなれば熱中症等々ありますので、それを防止すべきだらうという視点があるわけですが、新年度におきましては、まず第1弾としてこの諸室を整備したいと。いわゆる普通教室等については今後どのようにするかというふうなものを検討してまいりたいなというふうに思っております。第1弾ということで、新年度は諸室を整備させていただきたいということで御提案申し上げたところでございます。



8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 第1弾ということですので、26年度はそれでやっていただいて、その効果を見ながら、第2弾はやはり子供たちの教室、一般教室まで波及するような構想でお願いしたいなということを申し上げたいと思います。

最後に、予算書の109ページ、体育施設費、先ほど来から私どもの会派でテニスコートの改修についていろいろ御質問させていただいております。常任委員会の構成上、産業厚生常任委員会に属しているメンバーはどうしてもこの中身、協議会等で聞く機会が少なかったのではないのかなと、こういう思いがします。私はたまたま総務のほうにいましたので、いろいろな中身をお聞きする時間もありました。ところが、そうでなかった常任委員会もあるようです。どうかこの辺、先ほど午前中ですか、奥山委員もおっしゃったように少し議論が足りなかったような気もいたしますので、きちんと議論できる時間があればなということのみで私の質問を終わりたいと思います。終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 最初に、42ページの2款2項2目で賦課徴収費というのがあります。ここで納税収納管理事務1,766万2,000円というのがあります。未納の税金が多い人に収納対策ということでお聞きしてまいりました。ほかの議員の方に答えてきたお答えによれば、不動産ということで預金だと思うんですが、預金の差し押さえ、またタイヤロックということも今後検討していくというお話でした。この影響は、本当によいと考えているのか。預金の差し押さえやタイヤロックについて懸念されることはないのか。お願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 預金の差し押さえ、タイヤロック等についての影響というふうな御質問でございます。

租税債権を回収するために必要があって差し押さえするというので私ども考えております。その際に、いろいろな財産の中からどれが可能かということ、これを選択するという結果、そういうふうな結論に至ったということになるかと思えます。そういう意味ではこれは必要なことをやるというふうなことで考えております。

ただ、具体的に言いますと、タイヤロックといたしましても、車の差し押さえ、すぐ引き上げてそれを公売にかけるというようなことではなくて、タイヤロックをすることによって滞納者の方とお話をする機会を設けると、そういう猶予の期間も考えてのことでございますので、その辺は誠実な話し合いに持っていくための有効なツールであるというふうに考えてございます。

それから、預金の差し押さえでございますけれども、これにつきましては、まず、預金の原資が何であるかということをおもよく調べた上で差し押さえするようにしてございます。例えば給与が振り込まれた瞬間に差し押さえするというようなことは、私どものほうではそのままではやってございません。預金通帳のほうに振り込まれた時点で差し押さえ可能な財産ということになるわけですが、だからといってその原資が何であるかということを見きわめずに全て差し押さえしようとするということはやってございません。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） タイヤロックについてなんですけれども、タイヤロックをやられた方が、そのために仕事に行けなくなるということが想定されるわけですね。そうすると、仕事に来ないということで首になるということがある

わけです。簡単に仕事を失ってしまう可能性があるなど考えたときに、本当にいいのだろうかというふうに思うんですが、もう一度、どう考えるか、お願いします。

それから、原資が何か調べてからということの中身といたしますか、どういう場合、給料が入って、給料を振り込みしている方が多いわけで、給料は生活費、特に少ない人であれば少ないほどそのまま生活費というのも考えられるんですね。そういうことを考えたときに、原資は何かというのはどのような場合を想定しておられるのか、どのぐらいまでならいいというふうに見ておられるのか、あればお願いします。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** まず、タイヤロックでございますけれども、その滞納者の方が営業等で使っている車でありましたら、これは差し押さえ禁止ということで考えております。そうでなければ、これは可能と。

今、通勤に使う車が使えなくなって、その後のお話をされましたけれども、そういったことは想定してございません。私どもとしては租税債権を確保するためには必要な措置だというふうに考えておるといことです。

それから、預金差し押さえでございますけれども、原資という意味では、例えば給料であれば通常、給料の場合に御本人分10万円、それから生計を一にする御家族が1人4万5,000円というのは差し押さえ禁止財産になっております。給料そのものではなく、これが預金に振り込まれた場合であってもこの禁止財産には手をつけないということで臨むということとです。

それから、そのほか給与以外の原資がいわゆる遺族年金であるとかそういった差し押さえができないというものであれば、これは預金になっても差し押さえしないというようなことでございます。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 差し押さえについてのところはわかりました。

ただ、タイヤロックについてなんですけれども、車はやっぱ通勤にしている方は絶対に必要な、ほとんど必要だと思うんですけれども、そういう意味で、仕事ができなくなって首になったということのないように注意していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、53ページの3款の1の10で、臨時福祉給付金1億1,000万円についてですが、生活保護世帯はどうか、また、老齢年金148万円を超える世帯はどうかを含めて説明をお願いします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、小野 享。

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 臨時福祉給付金の対象者ということで御質問いただいておりますが、今回の臨時福祉給付金につきましては、消費税改定に伴う支援策ということで全国的に一律で行われるという形になりますが、ただいま御質問のあった生活保護受給者の方については、基本的に4月以降の生活保護費の改定の中でその分の保障が見込まれるという見解といたしますか国の措置が来ておりますので、このたびの対象者からは外れております。

あと加算措置というのがございまして、いわゆる老齢基礎年金受給者につきましては一律に5,000円を加算するという形になっておりますので、ただいまの額の上限なり区分というところはございません。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 生活保護受給者は、臨時福祉給付金は受けられないと。生活保護の基

準がプラス2.9%ということが4月から行われるということで、これだけを見れば確かに消費税分が生活保護費には上乗せされるのかなと思われるわけですが、しかし、最近の生活保護費の削減は、3年かけて最大10%の引き下げが行われる見通しです。そういう意味で、子育て世帯はマイナスになると思われまます。生活保護世帯は消費税増税等、生活保護費の3年間で最大10%という引き下げなどでダブルパンチが来るというふうに見ていますが、それについてはどう見られているのでしょうか。

それからまた、老齢年金148万円を超える世帯についてなんですが、これは住民税が課税される世帯ということになるんじゃないですか、税務課長。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** まず、生活保護受給者の考え方でございますが、いわゆる生活保護基準改定、昨年8月支給分から行われておりますが、順番としては、基準改定につきましては社会、他の消費状況に合わせた額を改定を行ったというところで、今回の臨時福祉給付金の取り扱いにつきましては、4月以降の保護費の中にカウントに含まれるというふうな御説明をいただいておりますので、ダブルパンチという表現が正しいかどうかについてはちょっとお答えできませんが、国としてはそういう対策を図りながら運用しているということで御説明申し上げたいと思います。

**佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。**

**佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。**

**佐藤信行税務課長 大変申しわけございません。**

ちょっと聞き漏らした点がございましたので、もう一度、御質問いただければと思います。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** 老齢年金が148万円を超えた方は住民税が課税されてしまうのではないかということなんです。そうしますと、決して多くはない収入の中で暮らしておられる方が臨時福祉給付金などが受けられないと、消費税増税だけが来る、年金の引き下げを合わせるとこれもまたダブルパンチで、消費税増税で手当を受けられないことなどで打撃が大きだろうなど想像するんですが、どうかということなんです。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** ただいまの老齢年金受給者の基礎年金受給者の取り扱いの関係でございますが、確かに今回の臨時福祉給付金の該当になる方につきましては、市町村民税の均等割が課税されていない方という扱いがございます。さらに、先ほど私が申しましたのは、その中で老齢基礎年金を受給されている方については5,000円の加算があると御説明申し上げましたが、ただいま佐藤委員から、いわゆる低額という表現は申しわけございませんが、少ない年金の中でも保障してあげていいのではないかというふうな御意見でございますが、今回、主要事業のほうにも出してありますが、臨時福祉給付金の支給対象者として新庄市としては8,877名ということでございます。全体で4万弱おられますので、4人に1人というふうな状況になりますけれども、これは子供も踏まえてという形になります。ですから、かつての一律に支給される給付金とは全く扱いが違うということでございます。

ですから今回、簡素な給付措置ということで、当初は簡便な措置ということで行われる予定でございましたが、名前を臨時福祉給付金という

ことで、一定の所得制限をかけながら行われているということでございますので、この辺の御理解をいただきながら我々も進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 臨時福祉給付金というのが、もらう人は少しほっとするものがあるわけなんですけれども、でも、低所得の世帯の方、あるいは何かのそういった方々が受けられないまま消費税増税だけ、あるいは年金引き下げだけ、そういうつらい思いばかりさせられてしまうだけの人も出てくるということで、しかもこの給付金は1回だけですから、消費税増税をカバーするものには全くならないなというふうに感じるものです。

また次に行きますが、54ページの3の2の1で、放課後児童対策事業委託料が15万円プラスになっております。学童保育指導員の処遇改善について関係があると思うんですが、どのように見ておられるでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

佐藤卓也委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後児童対策事業委託料のことだというふうなことでよろしかったでしょうか。

今、委員の発言の中で処遇改善というふうなことが出たんですけれども、放課後児童対策事業委託料につきましては、これはいわゆる放課後児童クラブ、そちらのほうに対する委託料でございます。今現在、新庄市のほうで3カ所、中央、日新、それから北辰と、放課後学童クラブを市の社協のほうに委託して行っているというふうなことなんです、そちらのほうに対する委託料というふうなことでございます。いわゆる処遇改善につきましてはまた別事業という

ふうなことでなっておりますので、この委託料に関しましては、処遇改善というふうなところは特に含んでございません。以上でございます。

佐藤卓也委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時13分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 94ページの1の10の3ということで、謝金1,838万9,000円というのが載っております。先ほどこの説明の中で、地域コーディネーターの件費ということで1,722万円が含まれているというお答えをいただいたようです。その地域コーディネーターの役割、効果をどう捉えて26年度は向かおうとしているのか、お願いします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 学校支援地域本部事業による地域コーディネーターの配置による成果をどう捉えて予算化しているかというふうな御質問です。

この事業は、地域コーディネーターとしての配置は24年度からですが、その前も国の図書館にかかわる事業として継続、18年度以来、図書館教育、図書館活動の充実ということで市のほうでは力を入れてきているところです。この地域コーディネーターというのは、一つは図書館員として常に図書館にいます。人のいる図書館ということで、整備はもちろんですし、貸出業務等で子供の図書利用の充実というか、増加につながっております。

加えて、そもそもの学校支援地域本部事業と

というようなことで、地域のボランティアを学校に導入する、学校で地域の人材を活用するところの窓口、コーディネーターとしての役目も持っております。両方とも市のほうでは大変効果を上げて、また学校のほうでも大変いい配置をいただいているというようなところの評価もいただいているところです。したがって、来年度も同じような形で1校に1人、地域コーディネーターを配置できるような予算の、この学校支援地域本部事業の補助事業を活用しながらですけども、配置を提案させていただいているところです。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この間、図書館に行く機会がありまして、見させていただいて驚きました。前、図書館といいますと、鍵をかけていたりしたことがあって、子供たちが図書館というのは利用できないような雰囲気がありましたけれども、今は学校に行ってみますととてもきれいに整備されておりまして、分類されていました。分類というのは市の図書館でしか私は経験がなかったものですから、0から9ということでありました。

そこで、うちの子供がですけども、1年生なのに教科書等の調べの延長で図書館に行って相談したそうで、その結果、小学校の教科書の問題をさらに延長させて文章を書いたりしてまして、これは特に小学校4年ごろから自分で調べるということが勉強になるんだそうですが、図書館が分類されていないとそういう調べ学習ができないそうなんです。私の昔の経験でいくと余り分類されていないと、よくわからないところに何があるかよくわからないけれどもいっばいある図書館等だったらなかなか調べにくいでしょうけれども、あのように0から9というふうにきちっと分けられて、そういう仕組みを知っている人がやれば違うんだなということを改

めて感じたんです。そういったことを全ての学校図書館の先生方、関係している方がそういう考えを、あるいは研修を受けていけば、小学校の子供たちにとってあるいは先生にとって非常に支援になる調べ学習の子供の力がつく、自分から学ぶ力がつくなと感じたんです。そのことを考えたときに、やはりそういったことを研修して図書館運営できる専門の司書って、もしかしたらやっぱり必要なんでないかなと感じたんですけれども、そういう視点は市としては持っていらっしゃるのかということでお聞きします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 委員おっしゃるとおり、本当にそういうような方向で今実際に地域コーディネーターがその仕事をしておりますし、かつ来年度もそういうふうなことを期待して配置するところです。

今は地域コーディネーターというのは、この事業を活用して有償ボランティアのような形でしております。実を言うとボランティアなので、報酬も謝金というような形の位置づけ、社会保険なんかもつきません。そういうようなところはありますが、この事業がある限り、いわゆる地域コーディネーターの先生方は、この事業の前からもこの仕事に取り組んで研修を積んでいらっしゃる方がほとんどなわけですので、そういうふうな図書分類法はというのはもちろんですけども、お互いに研修しながらそういうふうな仕事ができるようにというようなことで、研修を積みながら進めているところです。県の研修会なんかにも行ってスキルアップを図っているところです。

当面はこの事業を活用しながら、また何か文科省の制度変更等で学校にそういうふうなところの図書、司書のような形の配置ができるようになれば別なんですけど、当面はこういうふうな

形でできる事業を活用しながら図書館員、地域コーディネーターの配置を考えていきたいなどというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。ぜひ子供たちのために、先生たちのために続けていただきたいなと思います。

次に、86ページの8の4の1、住宅リフォーム助成、4,000万ということで拡大されております。これの効果、期待するところ、また足りなくなったらふやすとか拡大するとか、そういう考えはないか、お願いします。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 住宅リフォーム補助金、この制度は非常に評判がよくて、いろいろ利用してもらっております。

まず、実績ですけれども、住宅リフォーム補助金の一般分、これにつきましては今年度190件ほど予想で入れております。それで2,779万円ほどの補助を行ったというふうなことでございます。

それからもう1点、耐震改修分、これにつきましては25年度2件ということでございまして、240万というふうな形でございます。特に一般分の住宅リフォームにつきましては、前年度24年度で168件ということで、2,400万円ほどというふうな形で、これにつきましては非常に、大工さんの口コミといいますか、そちらから話を聞いてということで利用者数がふえているというふうなことでございます。これについては、財源といたしましては県補助が100%ということで、全て100%県費のほうで賄っているというふうな事業でございまして、これにつきましては継続していきたいというふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 住宅リフォームというのは、地域の建設関係の仕事をしている中小・零細の方々の仕事につながると思います。そういう意味で、沖縄のある市のところでは住宅リフォームを個人住宅だけでなく店舗とか倉庫とか車庫とか、これは小さいものにしていいのかもかもしれませんが、そういうふうにしてちょっと広げているそうです。そうしたところ、この不景気の中で市の市民税というか、入るお金がふえているという、収入・所得がふえている話なんです。国のほうの制度でふえたのではなくて、市の財政もふえたというようなことも言っていました。

ということで、何が市でできるか、経済対策と考えたときに、私はこの住宅リフォームにちょっと力を入れて広げて、地元の業者の皆さん、大工さんなどの仕事をもっと広げるように拡充してもいいのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 確かにこの補助金を使いまして、住宅関係ですので、いわゆる公共事業とはまた別に経済効果が図られるというふうな形で考えてございます。ただ、この趣旨そのものについては、住宅のリフォームというふうな形になっています。いわゆる部分補修、あと省エネとか高齢者に配慮した住宅、あともう一つ大きな意味合いがあるのは、この補助金の中で県産木材を使用した場合、これについても対象になっております。そのために、自分が住むための住居をリフォームとするというふうなことを対象といたしております。あと省エネ、バリアフリー等、あと克雪も含んでおりますので、住居というふうな形の自分の住むための家屋というふうなことでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どうもありがとうございます。この住宅リフォームを、私としては足りなくなったらぜひやっていただいて、地域の独自の仕事おこしということで広げていただきたいということでお願いして質問を終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

16 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤卓也委員長 新田道尋委員。

16 番（新田道尋委員） 平成26年の予算の中で私なりに見てみましたが、どうしても納得いなくて、26年の予算としてはふさわしくないというふうな箇所が2カ所ございます。多くの委員の方々が質問されまして、複数質問されたんですが、2カ所の1カ所目は学校の空調、もう一つは皆さんが言っているテニスコートの2カ所でございます。これから質問いたします。

97ページの2の1の学校管理費の工事請負費の中に入っているわけですね。それから、小学校・中学校分かれていますので、100ページの3の1の工事請負費9,673万、ここに空調が入っているわけですね。

先ほども沼澤委員から質問があったんですが、教育委員会が固執しているように私からは見えるんです。なぜかという、今、建設中の萩野の一貫校も設置する箇所が同じなわけですね。なぜここまでこだわるのかと不思議に思うんですよ。子供たちがいるところはほとんど空調設備なし、それで大人が常にいるところは全部エアコンが入ると、こういうふうな学校の環境で果たしていいものかどうか。私は逆だと思うんですね。大人がもう少し我慢して、子供たちに快適な環境を与えるべきだというふうに思うんですけれども、私の考えが間違っただらば、これは訂正しなければならいんですが、市長の施政方針でもおっしゃいましたね。学校教育環境

整備の一貫としてエアコンを小中学校に取りつけるんだと、快適な教育環境をつくっていきたいと、こういうふうに言っています。この箇所に対してはどなたが最終決定、権限を持ってこれでよしとなったんでしょうか。市長ですか、それとも教育委員長ですか、教育委員会の例会の中でこれを審議して、これでよしというふうにごどこでなったんですか、これ。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 空調設備の設置の経過というふうなことかと思えます。

近年、猛暑に対する対応として、こういうふう空調、エアコンを整備するという一つの流れがございます。

全国的にその辺のところを見た場合どういふふうになるのかというようなことになるわけですが、それでも、それでいきますと、やはり先ほど申し上げたような2つの考え方があると。どっちがよくて、どっちが悪いということではなく、そういう視点があるというようなことはまず御理解いただきたいと思えます。

それから、この空調設備、いわゆる普通教室でなくて、保健室等々をまず整備するというようなことで決定して、今回、当初予算に御提案申し上げているわけですが、一つは夏休みの期間があるというようなこともございます。夏休み、7月下旬から8月下旬までのかなり暑い期間については、子供たちは学校に来て学ぶというようなことがないわけですので、その辺のところも加味しまして、必要となる期間については6月下旬から9月、残暑の期間まででしょうか。というわけで、保健室というのが一番最初に話が出てきたというようなことで、体調を崩した児童生徒への対応というようなことでは、まずここが最初なんだろうというようなこ

とになったわけでございます。

教育委員会の施策の中にはさまざまな施策がございます。その中で熱射病等のそういうふうなものに対する対応というようなこともございますけれども、やはり全体の中でどれを最初に推進していくべきかという判断の中で、今回は、学校全体の空調ということでなくて、第1弾として保健室等々を整備したいということで決定されてきたということでございます。当然当初予算の提案の内容につきましては教育委員会に提案申し上げまして、教育委員会の中で審議して決定していただいたということでございます。

そんなことで、全国的にやはり整備していないところもございますし、整備しているところもございます。郡内的には最近の情勢として1校1校といいますか、小学校は1校、中学校も1校というふうな状況になってきていますので、そういうところにおいては、財源的な部分もございまして整備しているという状況もあるようでございます。ただ、新庄市においては14校というようなこともありますし、全体の事業の中で優先順位、緊急度等もあわせながら判断した結果、こういうふうな形でまずは整備させていただきたいというようなことで御提案申し上げているところでございます。

**16番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤卓也委員長** 新田道尋委員。

**16番（新田道尋委員）** 新庄市の教育委員会はおかしい。私が調べた限り、郡内、調べました。新庄みたいなことをやっているところはどこもない。たった1カ所、大堀小学校だけありました。職員室と図書館。あとはこれの反対です。それから新しく統合とかになって建てた割合新しい学校は全部入っています。萩野みたいなのが1カ所もない。そういうことを考えましたか。周囲を見て決めたんですか。

子供たちを何だと思っているの。少子化対策なんて一番日本で重要な部分の問題を抱えてい

るときにこういう子供の扱いしていいんですか。何です、この新庄市の教育委員会は。私が学校につけると言ったら同じようなことをやって、少し頭を回転してみたらどうです。よそも見て、みんながこうやって、全国的にこういうふうな傾向にあるというんだったら私は文句つけない。やっていないんですよ、私調べたら、この辺だけでも。そういうことを調べたんですか。市長はどこまで教育委員会に関与できるか私はわかりませんが、最終的には了承してこの予算にのっけたというふうに思うんですね。

委員長、あなたも校長経験者だ。もう一回学校に帰ったと考えて、エアコンのきいた校長室に、子供たちはないところにおいて熱中症にかかったらどういうふうに、いい気分ですか。何とも思いませんか。どうでしょう、もう一回学校に帰って考えてみてください。

**武田一夫教育長** 委員長、武田一夫。

**佐藤卓也委員長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** まず前段に、よその地域を見てこの事業を起こしたのかというようなことに対して私のほうからお答え申し上げたいと思います。

東北6県で組織する東北都市教育長会というのがございます。その教育長会でいろいろな議題を持ち寄って協議をするというような場がございますけれども、その中で私も新庄市から、いわゆる積雪・寒冷地における学校の冷房施設の必要性というような部分について協議題としてありました。これは一昨年度だと思っております。ほとんどやっぱり普通教室に冷房設備を入れる考えはないというふうなことがありました。その理由として1つは、やっぱり莫大な経費がかかるということがありました。もう1点は、子供たちに耐性をつける、いわゆる耐える力というようなものも必要なんじゃないかと。教室だけが冷房環境にあっても、一旦外



に出ればかなり温度差、ギャップがあるという  
ようなことで、子供の健康を損ねるというよう  
なこともあるんじゃないかと。特に夏休みの存  
在というのがありました。子供たちは一番暑い  
時期には夏休みで涼しいところにいることがで  
きる。そういうふうなことは逆に、教職員は  
夏休みも勤務があります。私どもも冷房の設備  
の中で事務をとっていますけれども、今までは  
学校の先生方は暑い中で戸をあけながら勤務を  
するというような状況があったというように  
ことで、今回の決定に至ったところがございます。  
萩野中学校も同じようにそういうふうな考え方  
のもとに整備をしたと。

ただ、こういうふうな猛暑が何年続くかとい  
うふうな部分もありまして、その辺の経緯は今  
後見ていきたいと思いますというふうなことで今回の  
予算の提案になったところです。以上ございま  
す。

**山村明德教育委員長** 委員長、山村明德。

**佐藤卓也委員長** 教育委員長山村明德君。

**山村明德教育委員長** それでは、発言の機会をい  
ただいてありがとうございます。

大分空調設備の件について、学校に戻ったら  
どうだというようなことですが、私は子供が多  
く集まる場所ならばいいのかなど。例えば図  
書館、あるいは保健室。職員室についてはやっ  
ぱり先生方が夏休み、暑い中で仕事をする。子  
供を中心に考えれば、どちらかというやはり  
耐える力をつくりたいというのが現場の願いで  
す。ですから、こういうふうな考え方で、これ  
から気温というか天候がどうなるかわかりませ  
んけれども、現状ではこの予算のとおり、教育  
委員会ではそんな設置場所を考えました。これ  
からだと思います。これからさらに暑さが続い  
た場合には検討していくという、そういうふう  
な考え方ですので、御理解いただければと思  
います。

**16番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤卓也委員長** 新田道尋委員。

**16番（新田道尋委員）** 体を鍛えるためだった  
らば、じゃ冬ストーブつけないほうがいいんじ  
ゃないですか。そのほうがぐっと鍛えられるん  
じゃないですか。みんな外套を着ていれば寒く  
ないんだから。そういうこと言ったら、だつた  
らば一般教室につけたところをどういうふうに  
評価するんですか。それはおかしいよというん  
ですか。子供たちは体を鍛えるために、暑さも  
しのげるように、寒さも同じように耐えられる  
ようにすべきだから、暖冷房はすべきでないと  
新庄市教育委員会では助言するんですか。そう  
なりますよ。同じレベル、同じ状況でやはり教  
育というのはあるべきじゃないですか。自分た  
ちはいいことばかりして「お前たちは鍛えろ」  
なんておかしくないですか。それが教育者とし  
てのやり方ですか、いい方法ですか。それで子  
供たちがよく育っていけばいいですよ。そうい  
うふうな差別を小さいうちからさせられて、今、  
一般家庭だって、うちに行けばエアコンのない  
ところなんてほとんどないでしょうが。子供た  
ちだって、夏休みだって、みんなエアコンのあ  
る涼しいところに行きますよ。外でなんて遊ん  
でいるの誰もいない。暑いのが嫌いなんだ。耐  
えられるか、耐えられないか、それはわからな  
いけれども、そんなところないって、大体。  
休み中ずっと歩いてみて、子供たち、外で三十  
何度のとき遊んでいますか。みんなスーパーと  
かなんか、エアコンのあるところに行っている  
んじゃないですか。鍛えるなんて、そんなの学  
校で鍛えなくたって幾らでも鍛えられる。だか  
らこれ、逆だからね。父兄から文句来るよ、絶  
対来るから、見なさい。自分たちばかり何だや  
と。そのときどういうふうに答える。今みたい  
なことを言って説得するんですか。父兄、納得  
すると思いますか、教育長。俺はそれはないと  
思うよ。まあいいや。私はそれ逆だと思う。大  
人たちが我慢しても子供たちはやっぱり快適な

環境で育てて、優秀な人間を育成していくというのが教育じゃないかなというふうに私は思いますよ。そんなところでいじめたって何もならないと思う。考えは違うんだから、そう言ったって、俺の考えと一緒にしろなんて言ったってできないからいいんだけど、俺はやり方としてはおかしいよ。ほかにも全然やっているところ、教室がないというんだったら私は何も言わない。だけれども、調べるとあるんだもの。やっているんだもの、同じく積雪・寒冷地で。教育長はどこでどういうふうに聞いたか俺知らないけど、あるんです。

もう一つ、これを終わってテニスコート。109ページの10の4の12か、工事請負費ありますね。主要事業の概要では20ページか。これ皆さん質問して、私が聞きたいのは、私らの常任委員会に、協議会開いて話になったのが12月11日、これが一番先ですね。その前も私聞いたことないので、いきなり何かなというふうな思いで協議会に出ました。体育施設の改修なんていうのは全然どこからも聞こえてこなかったんですよ。一番私が頭にあったのが体育館の雨漏りですね。もう何年も前から雨が漏っていてどうしようもない。行ってみるとみんなバケツ何十個も用意していて、降ったら置いてあって、その中で練習していたんです。これじゃいつまでもだめだなというふうな思いはずっとあったんですね。テニスコートの話は全然私、聞いたことないんですね。

ところがここ、要望書があって、それに応じた。皆さんもほかの委員の方々もおっしゃっていたんですが、余りにも予算化するには早過ぎるんじゃないかと。この要望書が25年9月2日ですね、こうありますけれども、そこからスタートしてもtotoの了承を得るまでも非常に早過ぎるんですね。設計が従前からあったというふうな課長の話なんですけれども、それもまた不思議だ。予算化できるかできないかわか

らないものを設計し、つくっておくなんていうのはちょっといただけない話なんです。

それで、できるところからやれというのはわからなくもないんですが、この要望書にも8面欲しいと言っているんですね。1面に対して6面じゃ話にならないんじゃないですか。要望も聞いたことにならないでしょう。県大会レベルの場所が欲しいというんだから、だったとすれば、プールを壊しても駐車場するんでなくて、コートつくったらどうでしたか。その場所もとれると思うんですよ。4,400万かければ2面はつくれるでしょうと思う。プールを解体してできませんか。その試算やったことないんですか。そういう考えは持たなかったですか、課長。

**森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。**

**佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。**

**森 隆志社会教育課長** テニスコートの改修につきましては、確かに委員ただいまおっしゃいましたように、いわゆる50メートルプールの場所に配置できないか、いろいろ検討を重ねたところでございます。

全体的な配置上、やはり西側に1面ふやすといった形が一番形の上としては改修費用もかからないということで、ただ、駐車場の部分、野球場の関係者がとめる駐車場がかなり削られる部分がございますので、きのうも答弁申し上げましたように、いわゆる50メートルプールにつきましては、ただ利用していないというだけではなくて、水が張って危険性があると。あわせて、不足分の駐車場整備もあわせて行うというふうな形、全体の中でお示しましたあのような計画になったところでございます。

**16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。**

**佐藤卓也委員長 新田道尋委員。**

**16番(新田道尋委員)** 新庄市のやっている施設整備は皆半端なんですよ。野球場にしたって、でき上がってみると使い物にならないところばかり。ここに1億8,000万もかけてやって

もまだまだ県大会できないじゃないですか、この要望書を見ていると。だから半端でしょうが、6面じゃ。あの近辺に駐車場なんかいっぱいあるでしょうが。わざわざプール壊してそこを駐車場にしなくたって。野球場側、陸上競技場側にも駐車場だらけでしょう。何、今あそこのすぐそばに駐車場つくらなくたっていいんじゃないですかや。変えてみたらどうですか、設計。4,400万の金額の範囲内で。足りないときは補正予算、議会で認めますから、やってください。こういう考えないですか。8面にしなきゃだめですよ、これ。また半端になるよ。何もできない。武道館にしたって何にしたって、体育施設ずっと眺めてみなさい。みんな半端で何もできない。陸上競技場だって大会できないし、公認にならないから。フィールドなんか雨ちょっと降ると全然排水しなくてぐちゃぐちゃ。中に入っていけない、そういうものばかりつくっているんだ、新庄市は。考えない。8面できませんか。今回はこれ認めますから、その範囲内で、あと2面足して8面にしなさい、駐車場なんかやめて。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** 8面にして県大会を誘致という委員のおっしゃり方、非常にありがたいと思います。

基本的には真室川のほうに8面のコートございます。まず一つの考え方といたしまして、いわゆる新庄市民のテニス利用者、ソフトテニス、それから硬式のテニス、その利用者が今現在、これまで昨年、今年度、平均しますと大体年間で4,300人ほど利用してございます。そういった市民の活用という部分に重点を置いたところもございます。いわゆる小中高の利用、それから一般の方の利用。このたび夜間照明灯の設備も設置する予定でございますので、そういったことから真室川との競合という部分もございま

すし、あくまでも市民の健康増進、それからテニスの利用者の利便性といいますか、そういったところをまず第一に考えたところでございまして、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

**16番(新田道尋委員)** 委員長、新田道尋。

**佐藤卓也委員長** 新田道尋委員。

**16番(新田道尋委員)** 少し頭をやわらかくして融通きくような体制とってください。決めたからこれ以上はできないんだなんて言わないで、できるものはやって、やはり将来に向かって有効的ないいものを、よかったなと喜ばれるようなものをつくっていかなければ、せつかくこれだけの金を使って薄半端ではどうしようもないじゃないですか。逆につくってやって後で批判来るようだと「何だ、これ」なんて言われたらおもしろくないんじゃないですか、課長。私だったらそうしますな。今晚から検討してくださいね、うちに帰ってね。これは終わり。

次、61ページの4の1の1のがん検診推進事業費、ここのがん検診の業務委託料に287万9,000円というふうになっていますね。

がんですけれども、いろいろながんがあるんですが、そのための補助なんです、その下の2の予防費の中の予防接種業務委託料で6,380万8,000円、これがありますね。これと数字を比べればはるかにがんのほうが少ない。恐らくインフルエンザかなんかの予防接種だから、ほとんどこの数字からいけば多いんじゃないかと思うんですが、病気になったら一番治療費がかかるのはがんですね、間違いなく、誰が言っても。そして一向に減らない。国でも問題になっていて、一旦かかればなかなか治らない。がん細胞をやっぱり持っているから、一旦死滅させたと思ってもいつかはまた出てくるんですね、がんというのはね。そういうふうになっています。最終的に日本人は2人に1人はがんになるんだというふうなことを今言われています。実

際かかった人も、おさまってもまた再発するというケースがほとんどですね。ということは、その間、治療費がかかる。それで給付費がかかればこれが保険税に影響してくる。今回も上げざるを得ないような状況になってきた。保険税を下げるには病気にかからないようにしなければならぬ。ということは、この検診を徹底する、受診率を多くしていく、受けやすいようにしていくというのが必要になってくると私は思うんですね。

がんの場合だと5年ごと、5年たないと受けられない。補助をくれないようになっていますけれども、これ前も言ったことあるんだけど、5年じゃちょっと長過ぎるんじゃないかと。1年と言って、がん検診は1年ごとにやりなさいよ。若い人は半年に1回やりなさいよと言っているんですよ。だとすれば、4年は余りにも長過ぎると私は思うんです。とにかく市民は病気にならないようにしなければ、なるたけかからないようにしなければ保険税はどんどん上がっていく一方だと私は言っているんですよ。ですから、これの対策事業というのはもっとも重要になってくる。受けた人をカバーするんでなくて、受けないように、病院に行かないように、医者にかからないようにするのが仕事だと私は本当に言うんですよ。違いますか。何か特にそういうこと、これから事業化することを考えたことないですか。それから4年に1回というのをもう少し短くするとか、必要な人は自由に受けさせるとかというような方法を考えられませんか。時間がないので以上で終わりますが。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** がん検診については新田委員からいつも御指摘いただきましてありがとうございます。

がん検診推進事業につきましては、子宮頸が

ん、乳がん、大腸がん、5歳刻みの事業でございますが、がん検診に行っていただくための呼び水ということで政府も考えております。

今回予算が少なくなった理由につきましては、子宮がん、乳がんにつきましては5歳刻みで5年間たったということで、対象が、子宮頸がんは20歳、乳がんについては40歳に限定されたということで、昨年度と比べ予算が減少しているということでございます。

また、そのほかのがん検診につきましては、健康増進事業のほうでがん検診、予算を持っております。このがん検診推進事業につきましては、そういった対象者のみということで御理解いただきたいと思っております。

## 散 会

**佐藤卓也委員長** 以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の予算特別委員会は、あした14日金曜日、午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時55分 散会

## 予算特別委員会記録（第4号）

平成26年3月14日 金曜日 午前10時00分開議  
 委員長 佐藤卓也 副委員長 伊藤操

### 出席委員（18名）

1番 佐藤悦子 委員	2番 伊藤操 委員
3番 高橋富美子 委員	4番 佐藤卓也 委員
5番 石川正志 委員	6番 佐藤義一 委員
7番 奥山省三 委員	8番 沼澤恵一 委員
9番 平向岩雄 委員	10番 小野周一 委員
11番 小嶋富弥 委員	12番 清水清秋 委員
13番 小関淳 委員	14番 遠藤敏信 委員
15番 下山准一 委員	16番 新田道尋 委員
17番 山口吉静 委員	18番 森儀一 委員

### 欠席委員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 野崎勉	総合政策課長 荒川正一
財政課長 高橋則雄	税務課長 佐藤信行
市民課長 荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長 小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長 板垣秀男	環境課長 小嶋達夫
健康課長 伊藤洋一	農林課長 齋藤彰淑
商工観光課長 東海林智	都市整備課長 松坂聡士
上下水道課長 高橋弘	会計管理者 兼会計課長 近岡晃一
教育委員長 山村明德	教 育 長 武田一夫
教育次長 兼教育総務課長 柿崎憲一	学校教育課長 高橋千春
社会教育課長 森隆志	神室荘長 伊藤忠志
監査委員 高山孝治	監査委員 局長 富樫雄二

選挙管理委員会  
委員長  
農業委員会  
委員長

矢 作 勝 彦  
星 川 豊

選挙管理委員会  
事務局長  
農業委員会  
事務局長

武 田 清 治  
浅 沼 玲 子

### 事務局出席者職氏名

局	長	高 木 勉	総 務 主 査	三 原 恵
主	査	川 又 秀 昭	主 事	八 鍬 貴 征

### 本日の会議に付した事件

- 議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算
- 議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第36号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算

## 開 議

**佐藤卓也委員長** おはようございます。

議事日程に入る前に、市長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

**山尾順紀市長** 委員長、山尾順紀。

**佐藤卓也委員長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 委員会の始まる冒頭に、きょう、きょうとマスコミをにぎわしている件につきまして御報告させていただきたいというふうに思います。

ユネスコの無形文化遺産登録への動きにつきましては、昨年3月に文化庁から、市も加入しております国の無形民俗文化財に指定されている団体で構成している全国山・鉾・屋台保存連合会に対して打診があり、その事務局が中心となり、平成25年度の申請に向けて準備を進めてまいりました。新庄市へは、昨年11月に資料等の提出の要請があり、映像等を提供しております。また、文化庁からは、ユネスコの審査では地域社会全体が無形文化遺産の担い手として果たしている役割も重視されるということから、先月末に提案に向けての同意書を市民の代表として市長名で提出しております。

今月6日に開催されました文化審議会において、ユネスコへの提案が決定されました。これを受けて昨日の文化庁の発表となりました。文化庁の発表によって本決定となるので、それまでは公表は控えるようにと言われてましたので、本日、議会への情報提供となったことをよろしくお願いいたします。

今後の日程は、国の関係省庁の会議で政府としての最終決定を受け、3月末までにユネスコへの提案書の提出となります。ユネスコで審査され、登録となるわけですが、最短では来年の11月となっております。市民の誇りでもありま

す新庄まつりが世界に向けて発信されれば、誘客100万人に向けた大きな後押しになるものと期待しているところであります。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

**佐藤卓也委員長** ただいまの出席委員は18名です。

それでは、これより3月13日に引き続き予算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、きのうも申し上げましたが、再度確認のため、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質疑は、答弁を含め1人30分以内といたします。

質問の際は、必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示しながら質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

### 議案第31号平成26年度新庄市 一般会計予算

**佐藤卓也委員長** 昨日の審査に引き続き、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算について議題といたします。

それでは、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

**9番（平向岩雄委員）** 委員長、平向岩雄。

**佐藤卓也委員長** 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） おはようございます。

それでは、私のほうから質問させていただきます。

69ページの6款1項3目でございますが、農林水産業の創意工夫プロジェクト支援事業補助金210万9,000円と、こういうふうなことでございますけれども、この事業は県の継続事業と理解しておりますけれども、雇用対策上におきましても大変よい事業だと思っておりますが、今回の平成26年度の希望者数と事業の内容等について伺いをいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。創意工夫プロジェクトの内容について説明させていただきます。

26年度当初予算編成に当たり要望のあった件数は1件ということでございます。

内容については、JAの色彩選別機の導入ということで、その3分の1の補助金、210万9,000円を計上させていただきました。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） この創意工夫プロジェクト関係につきましては、普通の農業者以外でもできるわけでございますけれども、農協だというふうなことで、がっかりしたと申しますか、もっともっと一般に普及できればなど、こう思うわけでございますが、これまで実施しました創意工夫プロジェクトの事業団体における成果というふうなものをどう捉えておりますか、お知らせいただきたいと思っております。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 手持ちの資料が若干古いんですが、過去に導入されました畜産、園芸、土地利用作物、加工、それから直売というふう

岐にわたり申請があり、これが認められ、過去に二十数件、事業採択を受けて実施してございます。

毎年これの効果測定ということで、その評価をさせていただいておりますが、全体の約7割ぐらいは目標を達成しているというふうに評価させてもらっていますが、途中2割ぐらいの方が道半ばというふうな状況、あと1件の方が再計画の必要性ありというふうな判断をさせてもらっています。いずれにしても事業主体の創意工夫ということで非常にオーダーメイド型の事業となっておりますので、農業者にこだわらず加工業者等についても対象となっておりますので、この辺、今後も普及させていきたいなと思っております。

しかしながら、最近、希望が多いものですから、審査基準が少し厳しくなっているというふうなことが実情としてございます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） ありがとうございます。

続きまして、70ページ、款項目は同じでございます。担い手総合支援対策事業の中で経営体の育成支援事業補助金でございますが、9,900万円というふうなことでございますけれども、経営体の内容につきましてお知らせいただきたいと思っております。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この経営体育成事業につきましては人・農地プランに位置づけになっております担い手農業者におかれまして、今後農地を集積して面的拡大をしていくというふうな、そういう方々に対する助成金でございますが、事業費の30%、事業費の上限1,000万円というふうな事業で、内容としましてはコンバインとかトラクターとか、土地利用型農業に主に使われ



る大型機械の助成事業でございます。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 大型機械の助成と、こういうふうなことでございますけれども、例えば平成26年度の申し込みというのは機種別にごのような内容になっておりますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 主にはコンバインとトラクターということで、数台ずつということでございます。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） はい、わかりました。

続きまして、農地集積の協力金890万と、こういうふうなことでございますが、これは集積に協力したほう、それから集積を受けたほうということでそれぞれ協力金の内容が違うと思うんでございますが、その内容について御説明をいただきたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 農地集積協力金890万の内訳でございますが、農業経営をほかの方をお願いしたい、農地をつくっていただきたいという、いわゆる経営転換をしたい、あるいは離農したいという方に対する助成ということで、見込みとしましては、0.5ヘクタール以下の方は30万の定額でございますが、これが3件、それから0.5ヘクタール以上2ヘクタール未満の方が50万ということで1件、それから2ヘクタール以上の方、この方は70万円となりますが、これが10件ということで、26年度の予算では合わせて840万。それから、分散錯圃解消協力金ということで、担い手の農地の周辺にお持ちしている農地を担い手の方に一部集積をする場合、10アール当たり5,000円ということでございますが、

これを今ざっと100ヘクタールほど見込んでおりまして、この協力金が50万ということで、合計890万の予算要求となっております。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 農地集積というのは、集約もそうでございますけれども、国の肝いりの事業というふうなことを理解しておりますが、本市で担当課として農林課が主体でやっていくというふうな解釈でよろしゅうございますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 26年度から農地中間管理機構が立ち上がりまして、予定としましては山形農業支援センター、これが4月1日付で県から指定を受けるような予定となっております。

しかしながら、35市町村のそれぞれやはり現場でいろいろ情報を把握しないとなかなか集積が進まないというようなことで、中間管理機構からそれぞれの市町村のほうに委託事業が落ちてきます。しかしながら、市町村単独ではこれなかなかできない話で、JA等の中にある農地集積円滑化団体、この御協力とか、それから土地改良区の農地情報等いろいろな情報を連携していかないとなかなかうまく集積が進まないというふうなことでございますので、現段階においてはまだ農林課内での腹案でございますが、農業再生協議会、ここが受け皿となってJAと改良区と農業委員会と連携を図って担い手の農地の連担集積というものを図っていきたいというふうにご考えてございます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） ありがとうございます。

次に、71ページでございますが、款項目は同じでございます。果樹園芸の振興事業費の戦略

的園芸産地拡大支援事業費補助金でございますが、2,633万9,000円。戦略的園芸産地の拡大というものは、これはポスト減反というふうなことでも極めて重要な事業と考えておりますけれども、戦略的な園芸の作目、どういうふうな内容になっているかお知らせいただきたいと思ます。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** おかげさまをもちまして、平成25年度からこの事業につきましては協調補助ということで、市町村が12分の1のかさ上げをすればさらに県がかさ上げするということで、末端の補助が2分の1受けられるというふうな事業でございます。

新庄市としましても戦略的に進めていくために、平成24年11月に新庄市農業振興協議会、こちらのほうで大方絞った品目がございまして、この品目になればかさ上げしていこうというふうな方向性を出しているものが、野菜においてはネギ・ニラ・アスパラ、花におきましてはトルコギキョウ・リンドウ、それから山菜においてはウルイ・タラノメ・ミツバ・フキノトウ・ワラビ、それから果樹については桜桃と、この品目を絞って現在この事業を進めているところでございます。以上です。

**9 番（平向岩雄委員）** 委員長、平向岩雄。

**佐藤卓也委員長** 平向岩雄委員。

**9 番（平向岩雄委員）** はい、わかりました。

戦略的な作目というふうなことの決め方は大変重要なことでございますので、今後、これまでの戦略的作物に加えて、時代に合ったような作目の導入というふうなことを真剣に考えていただければと思います。

続きまして、これは今まで申し上げたのと関連があるわけでございますが、県支出金と本市の予算書の相違についてでございます。

青年就農給付金、これは経営開始型でござい

ますけれども、事業費補助金県支出金が3,770万2,000円、本市の予算を見ますと3,750万円、20万2,000円の差がございまして、そしてまた、さらに戦略的な園芸産地の拡大支援事業費補助金につきましても県の支出金が2,195万1,000円、市の予算が2,633万9,000円、438万8,000円の差額があるわけでございますが、県支出金というのは補助金でございますので、その額の相違というのはあっているのかなという疑問視される点があるわけでございますが、いろいろ会計処理の都合があつてこういうふうになっているんだというふうなこともわからないわけでもないんですけれども、県の支出、補助金支出される分につきましても他の科目に流用というふうなことがあつていいわけですか。その辺、お伺いしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 委員長、齋藤彰淑。

**佐藤卓也委員長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 初めの青年就農給付金（経営開始型）につきましては、これは担い手に交付する金額が3,750万ではございますが、この事業の推進費として20万2,000円、これは合わせた形の歳入の予算組みとなっております。

支出においては予算書70ページの担い手総合支援対策事業費の中の謝金、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、これらのほうで事務費という形で予算を組ませていただいたので、補助金、県の支出金と市から行く担い手への青年就農給付金がイコールにならないというのはそういうところでございます。

それから、戦略的園芸産地拡大支援事業につきましては県の支出金、これが2,195万1,000円ですが、これに市町村タイプということで市のかさ上げをいただいておまして、この金額が438万8,000円ということで、合わせての2,633万9,000円、これが生産組合のほうに助成金として支払われるというふうなことで、県の支出金と市の歳出の部分がずれているというか合わ

ないということですので、御理解いただきたいと思ひます。以上です。

なお、他の事業へ流用するということにはございませんので、申し添えておきます。以上です。

9 番(平向岩雄委員) 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番(平向岩雄委員) わかりました。ありがとうございます。

続きまして、97ページ、10款1項1目でございますが、閉校式の式典の負担金が105万円計上されているようでございますけれども、これは恐らく萩野地区の小中の閉校式の式典にかかわる問題ではないかなと理解しているわけでございますが、この105万円というふうな算出の基礎につきましてお伺いしたいと思ひます。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 御質問ありました閉校式の負担金でございますけれども、統合小学校、萩野小学校・泉田小学校・昭和小学校が統合により閉校しますので、そのときの式典の実施の負担金でございます。額につきましては1校当たり35万円というふうなことで、3校分計上しております。

内容ですが、これまで平成18年に角沢小学校、それから平成22年に山屋小学校がそれぞれ日新小、新庄小に統合しておりますけれども、そのときの先例に倣いまして一応予算措置させていただいたということでございます。

9 番(平向岩雄委員) 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番(平向岩雄委員) ありがとうございます。

この場合は、学校の規模の大きい、小さいというふうなものは考慮されなかったわけですか、その辺お伺いしたいと思ひます。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎

憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 先例の実施の内容を見ますと、やはり式典を開催するときに必要な看板の代金ですとか、あと通信運搬費、出欠等の確認ですとか、その辺の内容でございますので、出席者等々の増減はあろうかと思ひますけれども、大きな違いがないというようなことで当初予算はこのような形で措置させていただいたということでございます。

9 番(平向岩雄委員) 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番(平向岩雄委員) ありがとうございます。

近々閉校式というふうなことも地域では予定しておるわけでございますけれども、何分よろしくお願ひを申し上げまして、以上で終わります。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) 私のほうからも何点か質問させていただきます。

まず最初に、施政方針の中での7ページに触れさせていただきたいと思ひます。

7ページの下段のほうの財政運営面、財政再建を着実に進めてきているという評価をされているわけですね。私も着実に進んできているなという実感はあるんです。そういう中で26年度の予算書を編成され、我々に提出されたと思ひ質問させていただくんですが、我々には財政再建プラン、見通しも示されたわけですね、29年度まで。そういうふうな物事がある。こういうふうな財政再建、「再建」という言葉が果たしていつまで使われるのかなと物すごく気になっているんですよ。着実に再建されてきているという、そういうふうな物事も捉えているわけです。そうした中でまだまだというか、これには

触れないほうがいいかなと思ったんだけど、そういう中で一つこういうふうな財政再建、今どこまで来ているのか、どういうところを我々が確実に今どの辺まで来て、どういうふうな財政再建がいつきちんと図られるのか、確実なもの、そういうものを示してもらわないと、何か奥歯に物挟まったみたいな捉え方をされるようでは、市民も財政再建が図られなければ、市長がいつでも言っている「いきいき元気なまちづくり」、これがどうもぴんとこないような。やっぱり財政再建を図らなければ「いきいき元気」なんて、一家の家族だって家庭だってそうでしょう。そういうふうな意味合いを持って私質問させていただきます。

まず一つ、財政再建がどこら辺まで来ているのか、再建が図られるめどがいつごろなのか。その辺、財政課長か市長か、答弁願います。

**高橋則雄財政課長** 委員長、高橋則雄。

**佐藤卓也委員長** 財政課長高橋則雄君。

**高橋則雄財政課長** ただいまの質問については、財政再建ということでございますけれども、財政再建プランについては平成21年から25年度までのプランでございます。それで平成25年12月に財政再建プランについてのローリングということで、25年度から29年度までの見通しを立てております。平成25年度までのプランでございますので、当然25年度の決算を受けまして、それで内容を精査してその後の計画を立てるということになります。

したがって、今現在、平成25年度ということで財政再建プランの年度というか、予定の計画期間の中にありますので、平成25年度については財政再建プランというふうな形で「再建」という形で使わせていただきますけれども、来年度、このプランの見直しをいたしまして、財政再建になったかどうかということを検証して新たな計画を作成したいと思います。

**12番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**佐藤卓也委員長** 清水清秋委員。

**12番（清水清秋委員）** できるだけ早く市民に示していただきたい。もうかれこれ10年になるわけですよ、財政再建に向かってから。

そういう中で、今回この予算書あるいは主要施策、主要事業ですか、26年度は今までにない主要事業が盛り込まれているんですね。こういうのを見ると財政再建図られて、もう健全な財政状況じゃないかなという感じも受け取れないんですよ。

その中で、まず主要事業の2ページの65周年記念事業、これだけ盛りだくさん事業が組まれて企画されそうなんです、私から見て、果たしてこれが記念事業にふさわしいのかなという物事も、私なりに見た場合ですよ、これが記念事業と。記念事業というのはどういう捉え方しているのかなというか、65年目というのは26年度が65周年でしょう。記念ということは、その年度にふさわしい事業というのが私に記念事業という捉え方はそうなんです、こういうふうなここでする事業、輪投げ購入費補助金、まちなか賑わい創出事業、おもてなしプロジェクト実行委員会負担金、まつり交流事業実行委員会、バル街委託事業、この辺、本当に記念事業かなと。下のほうは楽天イーグルスの公式戦、そういうのとか、名誉市民近岡善次郎の100周年記念、あと人間国宝の奥山峰石さんの展示、こういうものが記念事業という、それなりにわからないわけではないんですが、今最初に言った物事、こういうのは記念事業としてふさわしいのか、その辺どう考えているんだか。ふさわしいから載っけたと思うんだけど、こういうのは記念事業、私らで言えば単年度的なものが要素、少し含みがあるという、おかしくないんじゃないかと。これだったら通年やるような事業なんですよ、最初のところで言ったのが。どう捉えているのか、もう少し説明してもらわなければだめだ。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 65周年ということで、この4月1日に満65歳というようなことで非常に熟れた年代に入っていくわけなんですけれども、これを単なる通過点にすることなく、区切りとしてさらにステップアップをとというふうなことで、まちづくり総合計画、もう序盤から中盤に入っていこうとする26年度でございますので、これを機にますます壮健で元気な新庄をとというように趣旨、コンセプトにして数字的な基準を持って選考するわけにもいきませんので、まちづくり総合計画を進めるにふさわしい元気あふれるような形のもの、あるいはいろいろな形で、庁内のさまざまな形のものも考えてもらって出してください。その中で検討しながらふさわしいものをとというように盛り込んだわけですが、今お話のありましたように単年度あるいは通年というものも含まれておりますが、おおむね単年度のような形のものなんですけれども、これをもってよしとするならば、通年型に変えていくこともできる可能性もあるのではないかと、事業も含めてございます。

今、委員言われた最後のほうの記念事業のほうにつきましては、25年度から進められている分ではございますが、このようなものも含めまして、例えば今、輪投げと申されましたけれども、このような新しいものも含めて今後展開できるような要素も含めているというようなことで、歴史を振り返るだけでなく、今後65周年をステップに、まちづくり総合計画の着実な進行を図る意味でさまざまな分野からも選ばなければいけないだろうというような視点もございました。したがって、数字的な基準では設けられませんので、個々さまざまな視点があるかと思いますが、この形の中で落ち着かせてもらったと。

もう一つは、ふるさと納税、寄附金のほうから充てさせてもらうのもふさわしい事業にしたいというようなことありまして、さまざまな分野も一応入れなければ目的は達成できないだろうというような視点も含めてございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） これは私と総合政策課長の見解の相違もあるんだなという感じもしないわけでもない。通年にやるような事業も、そういうものを記念事業と捉えてどうなのかなというように、それはそれで、まず今説明あったとおりひとつよろしくこの事業を進行させていただければ。

これね、65周年、施政方針の中で終わりの文言ね、「65歳になりました」と。高齢者のものを唱えているね。前期高齢者だ、これ。じゃ75歳になって後期高齢者になったらどういうふうな事業をやるのかなと、何かそういうことも頭に浮かんできたものですから、市になって65周年は本当に喜ばしいことなんだけれども、職員だって皆これ毎年新しい新採もいるし、何かまちが65歳、かかわっているのが皆65歳みたいな感じも受け取れなくないですから、捉え方をもう少し別な形で表現されたらまだいいんじゃないかなという感じも受けましたので、ひとつ。我々議会だって若い議員だっていっぱいいるわけですから、何か皆65歳的に見えたら逆に失礼な物事になってくるような気がしますので、ひとつよろしく。

そうしたことで、予算書の79ページの観光費、まずここから。

観光振興に関しては78ページの観光振興対策事業費も皆関連していくんですが、一つは新庄まつり、そしてまたインバウンド事業、そして伊藤操委員も指摘されたというか、イス1グランプリの負担金、そういうものを質問させていただきたいと思う。

まず、まつりね、今市長のほうから世界遺産の候補になったという、これも喜ばしいこと、登録されればうれしいかなという感じを受ける。新庄まつり、いろいろな委員の方々も質問しております。佐藤義一委員なんか心配している。新庄まつり、伝統だ、伝統だと言われているわけですね、伝統の新庄まつり。どこまでが伝統なのか。新庄まつりの山車が伝統。山車とかそういうものも伝統の中での捉え方、当然それはわからないけれども、一番気になるのは協賛金、寄附をもらいに歩くわけだ。これも伝統なのか、その辺、どういうふうに捉えているかお聞かせいただきたい。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** まつりの協賛金につきましての御質問でございますけれども、やはりまつりの協賛金はこれまでもずっといただいているという経緯がございます。それで、地域との結びつき、地域から出ているまつり、それから他地域からといたしますか、20台の山車ですから19台は他地域になるわけですけれども、それらを盛り上げる意味でもそういう協賛金ということで結びつきがあるのではないかというふうに考えております。

**12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。**

**佐藤卓也委員長 清水清秋委員。**

**12番（清水清秋委員）** なしてこういうことを聞くかという、やはり協賛金というか、寄附をもらう、歩く、そういうのを市民からどういふふうな反響をもらっているか課長だってわからないわけではない。いい反響じゃないのよね。私から見ると伝統ある新庄まつりが協賛金をいただきながらまちを縦断して歩く、そういうものが新庄まつりの伝統の足引っ張りしているみたいだ。協賛金をもらわないと町内会の山車製作もままならないからもらい歩くんだ。山車づくりを一生懸命やっている人たちは、当然予

算・経費がなければ大変だろうと思いますが、こういうものを解消する考えというのはないのかなという。こういうものを解消してやる、ないしはこれだけの世界に発信するような状況が今つくられようとしているわけだから、思い切って課長、市長の決断にもなるんだけれども、やはりこの際、山車連盟含めた実行委員会もあるんだけれども、恐らくまつり委員会にいろいろなまつりの経費、予算は約2,000万ぐらいはこの予算書で載っているんでないかや、1,800万、700万。あと補正でも出てくる可能性もある。そうすると2,000万を超える額にはなっているんじゃないかな。それだったらやっぱり短絡的というか、言わせてもらうと1町内の山車20台を町内・市内の商店街とつくって今やっているわけでありますが、1台1町内というか、そういうところでやっぱり今言った協賛金をもらい方歩かないでいいような補助体制というのはとっておかしくない。市民だって、それに対して予算計上したって「だめだよ」という声は出てこないんじゃないかと俺は思っているんだけれども、課長、その辺どう今捉えているのか。そういうふうな協賛金を解消する方策というのは課長、思ったことないのか、その辺お聞かせいただきたい。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** 協賛金の問題につきましては、いろいろな御意見があることは承知してございます。ただ、まつりのはやしが聞こえて、にぎわいが出て、うちの近くまで来ると、そのときにお花を上げるということを非常に楽しみにしている人もいるわけでございますし、協賛金のおかげでまつりが成り立っているというわけ、それだけではないと思っております。ただ、協賛金という部分で地域との結びつきが出ているという部分もあると思いますので、今、協賛金を全てなくするというにはならない

というふうに思っております。

**1 2 番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**佐藤卓也委員長** 清水清秋委員。

**1 2 番（清水清秋委員）** あによ、課長よ、山車製作している町内、本当に運営的に大変だという状況なのよ。ある町内では今の山車づくりをもうやめざるを得ないというような状況下にあるところもあるの、実際に。新庄まつり、もともとは城下町で殿様がやって、これは今の役所、行政でやってきているわけだから、そういうところからやっぱり市が、行政がもっともっと入って行って運営的なものもできる限り確保してやるというか、市がバックアップしてやる、これがないとせっかくユネスコ世界遺産、片方の町内で、つくるの楽でなくなったという声聞いてっぺや、課長。課長は甘いよ、はっきり言って、そういうふうな捉え方が。もっともっと山車製作している方々の声を聞いてもらいたい。まずひとつお願いいたします。それだけで時間とってられないので。

あと観光費の中でのイス1グランプリ補助金、これ去年初めて企画されて、我々は降って湧いたみたいな物事で受けとめていたんだけど、そういうふうな事業化、予算配分をこのたび提示されたんだけど、こういうのを見ると、さっき言ったような財政が戻ってきたなという感じに受けとめざるを得ないのよ。もっともっと慎重に運んでもらわなければだめだ。こればかりでない、ほかにもいろいろな委員からも指摘されたものもあるわけなんですけど、今回の予算書を見ると、だから財政再建がもう凶られてきている状況下だからこういうような事業が次々企画されてきたんだべなというような感じは俺だけでないと思うんだ、受けとめているのは。

イス1グランプリ、課長は伊藤 操委員に答弁していたんだけど、去年、実行委員の人たちが100万の予算化というか経費がかかった

と、そういう説明で、ことしはAMPだかそっちのほうで頑張って30万円、あとの70万円を足りないところを市で出す。これだけでは我々「んだか」と言われぬ。どういうふうな経済効果、どういうふうな市に反響があって、市民が商店街をどういうふうに使っていただいたか、そういうことを我々に説明してもらわなければ、予算書だから数字だけ説明すればいい問題じゃない。伊藤 操委員に答弁した以上は出てこないと思うんだけど、そういうことで我々委員何名かがこれを非常に疑問に思っている。この答弁は、あれ以上はできないと思うから別に要らないけれども、そういうことできちっと我々に説明責任、我々も市民にお答えしなければだめなことがあるわけだから、もし、いいでございこんだら。伊藤 操委員さ言った以上のこと。同じことを言われたってだめだからな。

**東海林 智商工観光課長** 委員長、東海林 智。

**佐藤卓也委員長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** イス1グランプリにつきましてでございますけれども、私の説明が足りなくて大変御迷惑をおかけしているようでございますけれども、伊藤 操委員等にもお話ししましたが、それ以上のことということではございませんけれども、やはり商店街は最近、特に若手のほうからやる気がだんだん出てきているという機運が感じられます。昨年もかむてんスタンプラリーとかイス1グランプリといったことを商店街の目玉に捉えまして非常に頑張っていたというふうに思っております。

特にイス1グランプリにつきましては、運営にも積極的に携わっていただきましたし、大会16チーム出ましたけれども、その中で駅前商店街から1チーム、それから中央通り商店街からも1チームが出てきておりまして、商店街のほうからの開催を継続するという要望が非常に強く出ております。ですので、継続するという方向で予算化しているわけですが、一方、

財源につきましても有利な財源がないかを検討しております。レースに実は仙台の経済産業局の職員が1チーム出ておまして、そういう補助金も活用しながら可能性が高いというふうなことでございますので、財源的にも振りかえることができると思っております。観光事業といたしましては、交流人口の拡大ということも大変重要な部分だと思っておりますので、予算化したというところでございます。

**伊藤元昭副市長** 委員長、伊藤元昭。

**佐藤卓也委員長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 重ねて私からも簡単に御説明させていただきます。

今、商工課長が言ったように、商店街自身でいろいろな事業、イベントをやりながら経済効果を生みたいと、あるいは商店街のにぎわいを創出したいという中で、商店街自身が財源として経済産業省のほうから補助金をもらえるめどがついたというような情報を得ております。補助金がつけば、最終的には歳出である市の負担金の支出を大幅に減額する、あるいは執行しないということも当然考えられるわけですので、そここのところは御理解いただきたいと思っております。

**12番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**佐藤卓也委員長** 清水清秋委員。

**12番（清水清秋委員）** そいつはあといいわ、触れないわ。

あとインバウンド事業、これも事業化3年、4年目か、この事業。さっぱり成果が出てこないのよ、300人も来たと言っているけれども、昨年行った100人だって観光協会が企画しているんだ。課長、あたかも市がやったみたいな物事じゃないのよ。何のためにとか、市長はよくわかっているんだ。きのうは観光協会がこういうのを企画したということは、もう少し市長から聞いておけ、お前。市長も汗かいてくれたんだから、そういうふうなインバウンド事業、観

光協会。いいか、こういうことを言いたくなかった。今まで10年間も財政再建でずっと我慢してきたんだけど、観光協会、どれだけ貢献しているか、誘客、お客さんを。びた一文、予算化になっていないんだや。こんなことあるか。ほかの市町村でこんな例ないよ。商工観光課長、ちょっと調べてみろな。こういうことは言いたくないの、「予算をつけてけろ」みたいなことは。こういうのを見ると、「予算つけてけろ」と言ったところが予算ついていないみたいで、こんな予算書じゃだめだ。そういうふうな貢献している団体だって個人だって、あればそういうものを吸い上げて、じゃこれをバックアップどれだけできるかとかという、やる方向性を見出してくれればいいんだけど、片方で汗かいて一生懸命、観光誘客。新庄の観光協会、半端じゃないよ。俺役員になっているけれども、そういうふうな貢献度というのはどう捉えているんだか。時間もなくなったから、ひとつその辺もきちっと踏まえて考えてもらいたい。終わります。

**佐藤卓也委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

**15番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番（下山准一委員）** なるべく穏やかに質問したいと思います。

39ページ、2款総務費1項11目の市民生活対策費ですか。その中の修繕料、これは主要事業の中の8ページですか。防犯灯LED化更新モデル事業、立派な名前をつけてあるんだから、修繕料の中に入れてないで、説明欄にきちっと明



記されたほうがよかったんじゃないかという気はしております。余り余計なことは言わないようにします。

主要事業の中を見ますとモデル地区が2地区、それで54基更新していくという話なんです、たしか佐藤義一委員に対する答弁の中で、学校周辺とか人通りの多いところということで選定したいというふうな話が出ていましたが、まだどの地区にするのかは決まっておられませんか。内定しておりませんか。

あと、54基という半端な数字なものですから、事前に決まっているのかなという気はするんです。ただ、もうちょっと見方を変えると、例えば予算要求で60基したんだけど、10%カットさせて54ですよ。先回りしたような感じで申しわけないけれども、地区の選定と基数の算出、そこら辺、教えていただきたいと思います。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 主要事業のLEDのモデル化事業ということでございます。委員おっしゃいましたように、54基という数、非常に中途半端と言われれば中途半端ということになりましょうが、一応学校の周辺地域にあるということで、今のところ想定している町内会2つ、一応目算しております。ただし、予算決定いただいた後で区長の方々と説明をしながら詰めるということがありますので、54基自体は町内会の灯数の合計でございます。少ないんですけれども、数としましてはいろいろな条件を加味して町内会を選考して基数が確定したというふうにお考えいただきたいと思います。「確定したの」の声あり）今のところ、私どものほうで想定しているところはございますが、ただ、その数で区長の方々といいですか、町内会のほうで了解いただくということもあります。町内会の料金にかかわることですので、その辺は了解をいただいた上で進めたいというふうに考えております。

**15番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番（下山准一委員）** たしか沼澤委員からも話があって、各町内会、街路灯とか防犯灯の維持管理、物すごく大変。3割補助来るでしょう、電気料は。だけれども、交換とか修繕とかというのは全部自費ですから、こういう事業を待っているわけよ。だからこのモデル事業の選定についてはやっぱり気をつけていかないと。これは多分モデル地区、対象地区は負担金なしなわけでしょう。全額公費でやられるわけでしょう。そうすると、選ばれたところは大変うれしいと思いますけれども、選ばれなかったところは不満が出てくるような気がするんです、それはいいとしても。

これは全額一般財源なんです、この目的の中にも節電、省エネとか低酸素社会とかうたっているんですから、例えば国とか県の補助制度はなかったのかどうか、お調べになりましたかどうか、これをまず聞きたいと思います。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 事業にかかわる補助とかそういう部分でございますけれども、単独で交換するということについての補助事業自体が、助成金というものは見当たりませんでした。ただし、全体の工事費に係るレンタル方式ということでの業者がありましたけれども、これについては結果的には負担が増になると、総計すると負担が増になるということで、そちらのほうは作業しておりませんでした。以上です。

**15番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番（下山准一委員）** 国・県の補助制度がないとすれば、やっぱり国の方針に沿ったような対応するわけですから、新たに新設してもらったとかそういう運動もやっぱりしていかなければならないだろうなというふうに思いますので。

それで、これ単年度事業でしょう。検証して、実施計画をつくるということなんですが、単年度で大丈夫ですか。

あと、実施計画の中に昨年の3月の予算委員会で私言いましたよね、規程の改定をするべきだと。実情に合わないやつを直しなさいよと。だから、この実施計画をつくる時に規程の改定まで踏み込んでいかれるのかどうか、お聞きします。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 街路灯の補助制度の中の一つ、LEDということで進めておりますけれども、全体としては交付規程ということで進めております。交付規程の中身になかなかそぐわない、蛍光灯とか白熱灯の交換経費ということで盛り込んでいる部分もございますので、この事業を検証して、やっぱり効果を検証しながら、規程の改定も含めて検討していきたいというふうに考えております。

**15番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番（下山准一委員）** この事業が本当に成功し、皆さんに喜ばれるような形で進まれることを望んでおります。

次、47ページ、3款民生費の社会福祉総務費の中の民生委員についてお伺いします。

これずっと私、災害時要援護者支援事業ということでお聞きしておりますが、今回もまた予算にはないけれども、民生委員の活動の中でまた対応されていくのかどうかお聞きをいたします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、小野 享。

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** 災害時要援護者の対応につきましては、去年の回答でも

お答えしていますように、予算的には一般事務費でやっておりますので予算計上しておりませんが、いわゆる活動の中身としましては現行ではまず要援護者の洗い出しといいますか、把握を民生委員・児童委員の方をお願いしております。それを私どものほうで取りまとめまして、区長さんにそれぞれ地域で見守りしていただくと。結局地域と民生委員さん連携しながらお願いするという形で現在進めておりますので、民生委員の方には、今お話があったような形でかわり合っていたきながら進めていくという考えでございます。以上です。

**15番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番（下山准一委員）** 昨年聞いたときも、大した数はふえていないので、何か去年も言ったと思うんですけども、喉元過ぎれば熱さ忘れるみたいな感じで、やっぱりだんだん身近ではなくなってきているのかなという気はしております。

先般、新聞記事の中に、福祉避難所というやつが出ていたのを課長、見ていますか。福祉避難所はどういうものかと思って読んで、その後「県内自治体、指定や協定締結相次ぐ」となっているんです。そうすると、中身を見て、新庄市であるのかなと思ったら、ない。市民の方々は、使う使わないよりも先に、あるかないかということを考えるんです。あれば安心するし、なければ不安だと。使えれば満足するけれども、使えなければ不満、これが市民感情なんですよ。新聞記事も見ていますけれども、かなり課題もあるものなんですよ。ただ、課題があるからということで、何もしないわけにもいかないのです。この災害時要援護者支援事業もいいんですが、やはり地域とか、そこだけでカバーできるものじゃない。例えば介護の必要な高齢者とか障害児・者に対しては、普通の町内とか、普通の避難所対応はできないとすれば、や

はり福祉避難所的なものも考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、例えば老人福祉のほうで一応検討されているかどうかをお聞きしたいと思います。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 災害時の福祉避難所に対する考えということでございますが、報道にもありましたように、新庄市では現在、福祉避難所として指定している箇所はございません。いわゆる防災計画の中でも今までの防災計画では福祉避難所というものはうたっておりませんでした。このたびの見直しに合わせまして新庄市として福祉避難所を今後指定していくことに努めるというふうな表現になっております。ですから、考え方としましては、一つ福祉避難所につきましては、日赤のほうでいろいろガイドラインは出してあります。お話しのように非常にいろいろな要件がありまして、簡単に受け入れ側の施設で申請したからオーケーだというふうなところはなかなか進まないところもございます。ただ、現実としては災害時に対応して、要支援者、一般の方以外の方を引き受ける施設が特に必要だという認識でございますので、このたびの防災計画の変更の中では福祉避難所を指定していきたいということで、まず文言は入れさせていただいております。**

ちなみにという表現になりますが、このたびの第2かつろくの里の建設に当たっても、将来的には福祉避難所として指定を受けることを条件といいますか、前提としながら施設計画をされているようです。供用が27年の4月ということもございますので、当然ほかの福祉施設、新庄市にはございますから、並行して指定できるような形の取り組み、若干時期は前後するかもしれませんが、他市に劣らないような福祉避難

所の体制を整えていきたいというふうに考えております。以上です。

**15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。**

**佐藤卓也委員長 下山准一委員。**

**15番（下山准一委員）** 前向きにやられるというところで、これで市民も若干安心するんじゃないかなというふうに思います。

次に、79ページ、7款商工費1項3目の観光費、先ほどもインバウンドの話が出ておりました。実行委員会の負担金が332万5,000円ですか、山口委員が質問したときに、その事業内容、ちょっと話をされましたんですが、民間ベースの交流というふうな答弁されましたよね。どういうことをやるんですか。もっと細かく聞きたいんだけど、余りあれなんで、これだけちょっと絞って聞きたいと思います。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** インバウンド事業の件でございますけれども、昨年、市民号と一緒に、ほかの町村も含めて、県も含めて行ってきたわけですが、ある程度新北市などは、公的なところとはコンタクトがとれたかなというふうに考えておまして、今年度につきましては、民間ベースを少し進めたいというふうに言っているわけですが、市内のいろいろな団体がございます。例えばロータリーとかそういう公的な団体もございますし、JCとかそういったところ、あるいは学校でいいますと、修学旅行で国外というところで行っているところもあるとすれば、台湾とかあるいはスポーツ交流などができないかなということも考えているところでございます。

**15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。**

**佐藤卓也委員長 下山准一委員。**

**15番（下山准一委員）** 課長の話を知ると、来てもらうんじゃないかと思うんですけど、だから、ちまたで何と言っていると思いますか。

インバウンドじゃなくてアウトバウンドって。種まいて刈り取るんじゃないで、種まいてカラスの餌になっているのが現状じゃないですか。昨年、台湾の訪問団が行って、市民号も一緒に100名行ったというんですが、その中で商談会やったでしょう。これは多分新庄の売り込みをしてきたと思うんですが、台湾の方たちは日本に何しに来るのか、ちゃんと聞いてきましたか。それ教えてください、旅の目的。何を求めて日本に来るのか。それちょっとお聞きしたいと思います。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** やはり台湾の方々でも年齢とか性別によっても好み、目的は違います。ただ、一般的には台湾の方々で日本に対する興味を持っているのは雪、それから紅葉とか、都会的な部分を京都とかそういったところ以外ですと田舎といいますか、歴史のある部分、先日も台湾の業者の方がお見えになりましたけれども、古い施設について非常に興味を持っているというところがございます。

**15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。**

**佐藤卓也委員長 下山准一委員。**

**15番（下山准一委員）** 異文化体験と言ったらいいのかな、やはりそれを求めてくると思うんです。昔の見学型じゃなくて体験型になってきているのかなというふうに思います、食も含めてね。あそこはたしか仏教国ですから、お寺なんか見に来ないと思うんですよ。だから来るとすればやっぱり雪とか異文化体験しに来るわけです。あとは電化製品じゃないですか。だから新庄でそういう人たちにどう対応できるのか、受け入れ体制なんですよ。「こういうものがあるから見てください」だけでは来ない。市長の答弁なんかでも、あなたの答弁でもそうですけれども、300人以上泊まりました。これは台湾だけに限らず中国・韓国も含めてです。何人泊ま

るかじゃなくて、その方々が幾ら新庄市でお金を使ってもらったかじゃないですか。1万円しか使わない人が1,000人来たって1,000万。10万ずつ使える人が100人来たって1,000万ですよ。数じゃなくて、中身の問題だと思う。それには喜んでもらわなければならないですよ。

最近、テレビ番組で「ガイアの夜明け」というのがある。夜中にやっているので余り見た人はいないと思うんだけど、北海道の枝幸町って、稚内のちょっと下のところにある。そこに歌登という地区があって、ぼつんと山の中に1軒のホテルがあるんですよ。最近、タイの人たちが観光バスで乗りつけてくるそうです。札幌からバスで5時間以上かかるころに来て何するかというと、すぐ浴衣に着がえるそうです。浴衣に着がえて輪投げしたり、射的したりとか、これがやっぱり異文化なんでしょうね。冬なのに流しそうめん食ったり、自分ですしを握らせて食べさせたりとか、それで行くんですよ。だから、向こうの要求にいかにか柔軟に対応するかですよ。そうなれば、行政だけではできない。本当に民間がやる気を出せなければ、こんなのは成功しませんよ。だから交流なんていうのは、姉妹都市交流じゃないんだから、行ったり来たりだけでは本当の経済効果なんかはできない。わかりますか。

だからもうそろそろ、ことしで4年目か、目標値をきちっと持つべき。前の課長が、何年か後に1万2,000人とかと言ったという話も聞いていますけれども、人数の設定もいいですけども、例えば1万人来ていただいて5億円の経済効果があったとかそういう設定まで踏み込んでいかないと、何年やったって、それではアウトバウンドですよ。だから目標値の設定の意識があるかどうか、それをちょっとお伺いしておきます。

**東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。**

**佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長** インバウンドにつきましては、26年度で4年目になるのかなというふうに思っておりますけれども、行くばかりということの御指摘ありましたけれども、やっぱり行かないとなかなか来ないというところもありますので、交流を図りながらやらなければならないと思っていますので、そう簡単にはできないというところも、やってみると難しい部分もございます。ただ、戦略的にやらなければならないので、通過型ではなく宿泊もというふうなことで、経済効果を上げるためには今は農家民宿のほうを一生懸命取り組みたいというふうに考えております。

**15番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番(下山准一委員)** まず、ある程度目標を立ててやっていかなと、ずるずるいくだけだから、やれない面もあるというのはやめちゃえばいいんだよ、こういうものは。本当にやる気を出して頑張ってください。

次が107ページ10款の教育費、わくわく新庄。調理室に関しては、高橋議員の一般質問もあったし、遠藤委員の質問もありましたので、余り触れたくないんですが、地域の要望とか、市民の要望をどう酌み上げてどう反映させていくのか。予算書を見たら、運営協議会的なもの予算が載っていなかったもので、教育長に聞いたら、生涯学習センター運営審議会のほうでということ、101ページのほうにまとめてあるという話だったんですが、どういうふうに酌み上げてそれを実際生かしているのか、お聞きしたいと思います。

**森 隆志社会教育課長** 委員長、森 隆志。

**佐藤卓也委員長** 社会教育課長森 隆志君。

**森 隆志社会教育課長** わくわく新庄につきましては、市民プラザと同様、生涯学習センターの位置づけになってございます。それで運営審議会につきましては、プラザとわくわくとあわせ

て委員の方々にいろいろ協議してございます。

あと、ただいま委員おっしゃいました地域の要望等についてどのように酌み上げているのかといった件につきましては、各指定管理者側のほうで利用者アンケート等々としてございます。それに基づきまして、次年度に向けた取り組み、あとは指定管理者側との協議を行った上で対応できるところを徐々に対応していくといったところでございます。

**15番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番(下山准一委員)** 審議会とか協議会の区別、私よくわからないんですけども、プラザとわくわくと一緒に同じ人がやっていらっしゃるんですね。だから重複する施設はどうのこのなんていう話が出てくるんじゃないですか。プラザにあるから調理室は要らないと、そういう発想でしょう。あそこは地域の人々にとっては南部公民館のイメージが強いんですよ。せっかくつくったものを使い勝手よくしてやらなければどうするんですか。これだけ高齢化して、本当に歩いてわくわくに来る方が多いですよ。それをプラザに行ってやれと、これはないんじゃないかなと。もう少し市民の要望とか地域の要望を的確に実践できるようにしていただきたい。

それからもう一つ、あそこの利用団体による使用日の調整会議ありますよね。何か有力な団体だけがいいところをとって、小さな弱小の団体がなかなかとれないという不満があるみたい。だからどういうふうな形で調整会議をやって、例えば調整役というのかな、あとルールとかどうなっているのか。きちっとやっていけば不満は出てこないと思うし、少しは譲り合いの形をとっていかないと、大きい団体だけがいいところをとっておいて、小さな団体が本当にあいているところしかとれないみたいな、特にあそこの体育館なんでしょうけど、そこら辺ちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 わくわく新庄の多目的ホール、いわゆる体育館でございますけれども、稼働率が97%を超えているということで、ほぼいっぱい状況になっています。

委員御指摘のように、年2回調整会議を行ってございます。卓球とかラージ卓球とか、いろいろな団体が活用しておりますけれども、既得権化しないように、まず白紙に戻した状況での調整会議を行っているというふうな指定管理者からは伺っております。そういったことで、最終的にはなかなかそこにはまっていけないというふうな声なども伺っておりますけれども、あくまでも利用者団体の中で館長を中心に調整しながら行っているというふうなことでございますので、ひとつ御理解のほどをお願いいたします。

15番(下山准一委員) 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番(下山准一委員) なるべく不満の出ないように指導してください。

あと、時間がないので簡単に言いますけれども、84ページの8款土木費の2項2目道路維持費、街路樹、これも日新の婦人会との懇談会の席で出たんですが、根っこ張ってきて歩きにくいという話が出ています。街路樹きれいだと言っている人もいたんですが、実際地元にあるあれは邪魔くさい。葉っぱは落ちるわ、雪かきしにくいわ、根っこは盛り上がってきて歩道は傷むわ、何とか検討していただきたいと思うんですが、昨年3月のあれで、新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例というのが制定されましたよね。多分、課長持ってきていないと思うけれども、その中で第45条の中の歩行者専用道路の3項の中に、歩行者専用道路の線形、勾配、その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければなら

いと規定されているのよ。それから、47条にいくと、高齢者、障害者の移動の円滑化というのも出ているし、歩いていらっしゃる方のために金かけて街路樹の葉っぱ落とすだけじゃなくて、もう少し気を配っていただきたい。場合によっては撤去も可能だと思うんですよ。そこまでひとつ担当課のほうで考えてください。

時間もちょうどなくなりましたので終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

ここで、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算については、修正動議が提出されておりますので、ただいま事務局に写しを配付させます。

暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は、2人以上の発議者がおりますので、動議は成立いたします。よって、修正動議を直ちに議題といたします。

修正動議の説明を求めます。

12番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番(清水清秋委員) 私のほうから、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算に対する修正動議を提案させていただきます。

提案の理由

歳出第7款第1項商工費においてイス1グランプリ実行委員会負担金70万円を減額し、同額を歳出第14款予備費に措置するものであります。

本議案の修正動議部分については、予算特別委員会において質疑の中で妥当性を議論してま

いました。

これまでの財政再建の取り組みの中において、市民がかかわる多くのイベントなどが廃止や縮小を余儀なくされてきたわけであります。負担金の額なども減額を強いられてきました。昨今、財政状況が上向いてきたとはいえ、このような経過を考慮すれば、新規事業への取り組みは慎重に行わなければいけないと考えます。

このたびのイス1グランプリ実行委員会負担金については、確かにマスコミにも取り上げられて好評であったことは否定しませんが、市に与える経済効果の検証もなされておらず、今後の事業の見通しなどの説明もなく、到底納得できるものではありません。

よって、別紙のとおり修正案を提出するものであります。

平成26年3月14日

新庄市議会予算特別委員長

佐藤卓也殿

提出者は、私、清水清秋、そして下山准一委員であります。

その内容、一般会計に対する修正案の内容も読み上げます。

平成26年度新庄市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表歳入歳出の歳出の表中、「7款商工費1項商工費9億592万6,000円」を「商工費1項9億522万6,000円」に、そしてまた、「14款予備費1項予備費2,000万」を「14款予備費1項予備費2,070万」に改める。

歳出7款商工費1項商工費3目観光費、イス1グランプリ実行委員会負担金9,170万、14款予備費1項予備費1目予備費、予備費の増額70万を修正することを求めて提案の理由とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**佐藤卓也委員長** ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより修正動議に対する討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。

初めに、修正動議について採決いたします。

本案は、起立採決にいたします。

本修正動議に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**佐藤卓也委員長** 起立多数であります。よって、修正動議は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。

初めに、反対討論として、佐藤悦子委員。

(1番佐藤悦子委員登壇)

**1番(佐藤悦子委員)** 平成26年度一般会計予算に反対討論を行います。

初めに、評価できることについてです。

住宅リフォーム補助事業の4,000万円の拡大、不妊治療への補助125万円の継続、主要施設の耐震化事業、学校図書館に14人の職員を配置する事業費1,722万円、生活道排雪への補助100万円、これはPRに努めていただいたことには感謝します。さらに、事務手続の簡素化も図り、より利用しやすくしていただくよう要望します。学校のエアコン整備、普通教室以外ではありませんが、大きな前進です。

その他、この場をかりて言わせていただきますが、国民健康保険税の引き上げ幅を抑えるため、3月補正予算で3,000万円の市独自補助を

行ったこと、特別会計で水道料の毎月のメーター使用料をなくし、使用料の抑制を図ったこと、新しい特別養護老人ホームの建設が始まり、平成27年度には沖の町に建設が予定されることは待機者解消への前進です。これらは高く評価したいと思っております。

さて、反対の理由です。

1つは、市の施設利用料、使用料の消費税増税分の上乗せ、市民負担増は約550万円とお聞きしました。一般会計の場合、消費税納税義務がありません。市民生活を考慮して、消費税増税分を転嫁しないで抑えたものもあることは評価します。国の悪政の防波堤としての役割を發揮し、市民の負担増を抑えるべきではないでしょうか。

道路占用料については、負担者は東北電力やNTTなど優良黒字企業なので、消費税増税分だけでなくもっと引き上げるべきと思います。個人宅には電柱1本につき年3,000円支払っているようです。市には560円から1,200円とのこと。占用料が安過ぎるのではないかなと思います。

反対の理由の2つ目は、国民健康保険税の11.83%の増税です。予想される赤字分1億2,300万円分を増税するのではなく、一般会計の市独自の繰り入れを行えば増税を抑えられたのです。26年度末の財政調整基金は11億7,700万円に上ることが予想されておりました。小中一貫校建設などのための膨らんだ市債は後に交付税措置で補われる予定なので、財政負担は心配ないとのことでした。国保税増税を抑える市独自の繰り入れは十分に可能であったと思います。

3つ目は、小中一貫教育の推進、学校統廃合による教職員の多忙化が一層進むことが懸念されております。去年の教職員の残業調べでは、お聞きしますと小学校では週35時間、中学校60時間、週なのか月なのか、月かと思いますが、

学校の努力だけでは残業は減らないというお話でした。大規模校の教職員の残業時間が長く、小規模校は少ない傾向にあると見ました。いじめなどの解決のためには、子供の話をしつくり聞き取る時間的余裕が重要です。教職員の定数改善が決め手です。これは同じ意見です。市としては、地域にある小規模校を守る立場に立つことが私は必要だと思います。

反対理由の4つ目なんですが、マイナンバー法成立に伴うシステム構築改修です。全額国の負担ですが、あえて言わせていただきます。

税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税の強化、給付抑制を狙うものです。同時に、権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが心配されるものであります。情報管理のあり方など、市民を守る立場から十分なチェックなどが必要だと思います。

5番目に、住民の暮らしを守る立場から、国に対してもっと意見・要望を言う必要があるということです。安倍自公政権は、庶民には消費税増税と社会保障の改悪、大企業には法人税減税、大型公共事業推進と軍事費拡大の大盤振る舞い、原発の推進、TPPの推進です。国の財政も経済も壊す道に進んでいると私は見ています。その上、侵略戦争ではなかったと公言し、靖国神社参拝、集団的自衛権の行使を容認し、再び戦争する日本になろうとしています。安倍自公政権は、ハンドルは右にしか回らない、アクセルだけでブレーキはきかない、まさに危険な暴走車ではないでしょうか。私たちは、消費税増税の中止、大企業や富裕層への負担増、労働者の雇用の安定と賃上げによって税収を確保し、無駄遣いはやめて財政と経済を立て直すべきだと考えます。

日本国憲法を守り、戦争のない平和な日本を守ってまいります。韓国・中国とともに北東アジアに平和協力機構をつくり、領土問題などのめめごとは戦争にはしない、話し合いで解決す



る地域にしていこうと提案しています。

世界は今、核兵器も戦争もない世界にしようという流れが大きくなっています。日本の子供たちを再び暗黒の時代に引きずり込むのか、平和な明るい未来に導くのか、私たち大人に今問われていると思います。地方自治の大部分が国によって決められてしまいます。住民を守る立場で、悪政にはストップと声を上げていくことが重要だと思います。

以上、反対討論を終わります。

**佐藤卓也委員長** 次に、賛成討論として高橋富美子委員。

(3番高橋富美子委員登壇)

**3番(高橋富美子委員)** それでは、議案第31号平成26年度新庄市一般会計当初予算の賛成討論を行います。

2年前に発生した東日本大震災や世界的な金融不安などによって不安定なものとなっていた我が国経済は、政府の経済再生に向けた取り組みの強化などによって緩やかに回復してきたようです。

国においては、みずからの財政の健全化を図りつつも、経済成長力の底上げと持続可能な経済成長の実現へ向けた好循環実現のための経済対策に基づき、25年度第1号補正予算の編成を行いました。このことにより、消費税率の改定に際しても景気を下振れされることなく、経済成長力を底上げさせるための動きが今後色濃くなっていくものと思われまます。

このような中で、本市の財政状況はこの数年間で大きな改善が見られましたが、これは市民との一丸となった継続的な取り組みのあかしといえます。しかしながら、懸案の大規模事業が本格的に展開され始めており、財政規模を大きく膨らませることとなります。したがって、今こそ後戻りをする事のないよう、これまでの財政再建プランに基づく健全化の精神を堅持していかなければならないと思います。また、

新年度となる26年度の予算はもちろんこの財政の健全化を堅持しつつ、第4次振興計画を推進する意義ある内容でなければならないものと考えております。

予算案を見ますと、総額が対25年度比で12億3,100万円の大幅な増で、5年連続の伸びを示しております。我が市を取り巻く情勢を見たとき、この積極的な予算の編成は内外への発信についてまことに明るい材料となるものと言えます。

歳入においては、国における地方財政対策から、交付税を抑えた形にならざるを得ない状況ですが、それを補う形で市税の伸びが見られました。また、大規模事業の本格化に伴い、国庫支出金や市債に大幅な増額が見られるとともに、これらの財源補填のために財政調整基金や市有施設設備基金からの繰り入れを行うという形で編成となっているようです。

歳出においては、我が市を取り巻く諸状況をよく認識し、国・県の動向を踏まえるという予算編成方針にのっとりながら、全般的に第4次振興計画の3つの重点プロジェクトの計画的な推進などのために、限られた財源を効果的に活用することを基本として編成されていることも見て取ることができます。全体を通して、健全な財政運営を基本に据えながらも、行政の目指すべき基本となる市民生活の向上と地域経済の進展に主眼を置いた評価できる予算であると思います。

また、5年連続増の積極型予算を組むことができましたのは、一致結束した財政再建の旗のもとに貴重な努力を続けてきたたまものであり、この点も評価に値するものと思います。

一部修正もありましたが、今後ともこの歩みをとめることなく、また、市民や議会の意見などに傾聴されるとともに、創意工夫と改善の努力を惜しまず事務事業に当たっていただきますよう御期待申し上げ、平成26年度一般会計当初

予算の賛成討論といたします。

終わります。

**佐藤卓也委員長** ほかに討論ありませんか。（「反対討論」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）小関 淳委員。

（13番小関 淳委員登壇）

**13番（小関 淳委員）** 平成26年度新庄市一般会計予算に対する反対討論を行います。

私は、この予算案につきましては、先ほどの高橋委員の賛成討論におおむね賛成するものでございます。しかし、今回ばかりはどうしても歳出の部分等で納得できない部分がありますので、反対の意思を示させていただきたいと思っております。

財政再建については、改善されていることは間違いのないと思います。しかし、さらなる慎重さが必要であり、特に多額な予算がかかる事業については十分な議論を尽くして進められるべきであり、短期間で決定していくべきものではありません。

まさに10款教育費4項社会教育費の中の体育施設の管理運営事業費の1億8,392万4,000円については、総務文教常任委員会の協議会、そして全員協議会での説明はあったものの、まだまだ十分な説明と議論がなされておりません。市長側の説明では25年9月ごろから進められていたということでしたが、たった半年足らずで1億8,000万円ほどの事業を来年度予算案に盛り込むということは当たり前の流れとは思えないわけです。さまざまな体育施設を市民のために充実させることを否定するものではありませんが、このような簡単なプロセスで1億8,000万円もの事業が成立してしまうことが今後の市政運営にとっては本当にプラスになることとは思えません。この数字にはこのような進め方をやっても構わないんだという執行部側の強引な姿勢が見えます。多額の血税が事業に向けられるならば、市民に対してももちろん議会に対して

も十分な説明をして納得してもらった上で進めるべきと考えます。

ということで、今回の一般会計予算案にはさらに財政再建を進めるためにもあえて反対させていただきます。

**佐藤卓也委員長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也委員長** 他に討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

修正議決した部分を除く原案については、反対討論がありましたので、起立採決をいたします。

修正議決した部分を除く議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算については、原案のとおり決することに賛成委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**佐藤卓也委員長** 起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算については原案のとおり可決するべきものと決しました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

午後より代表監査委員高山孝治君より欠席届が出されております。

## 議案第32号平成26年度新庄市 国民健康保険事業特別会計予算

**佐藤卓也委員長** 次に、議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

なお、本件を含む特別会計につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** それでは、特別会計ということで、国保の件でよろしく願いいたします。

予算書137ページ、歳入になりますが、被保険者国民健康保険税というところです。予算書の中にはございませんが、このたび税制改正ということに伴いまして低所得者への配慮として軽減される部分が多くあるということで、まだこれ、国の中でも正式に決定されていない中でお伺いするのは恐縮ではございますが、それらのもと、どういった2割・5割・7割というところで、特に2割・5割がふえてくるのではないかという予測のもとで全体を審査しなければいけないというところでございますので、承知している範囲で構いませんので、それら低減対策として、国から来る部分、新庄市への影響、例えば5割の層が伸びてくるのか、あるいは7割の層が伸びてくるのかといった部分、お伺いできますか。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** ただいまの御質問、平成26年度税制改正でもって2割軽減、5割軽減の部分が拡充されるというふうなことについての御質問でございます。

今回7割軽減の部分については据え置きということでございまして、5割軽減、2割軽減の部分が広がるということになります。

具体的に1つ例を申し上げますと、給与収入ベースの方ですが、3人世帯で、今までですと

5割軽減が147万円の収入以下の方、それから2割軽減が223万円以下の方ということになってございました。これが今回の税制改正が通りますと、5割軽減の範囲が147万円から178万円にふえます。それから、2割軽減の部分が223万円から266万円までふえます。こういったことでもって対象世帯をふやすというふうなことでございます。

それで、実際にどういうふうになるかということなんですが、あくまでも推定ということになりますけれども、昨年10月時点での被保険者で試算いたしました。そうしたところが、全体で5,753世帯ございましたけれども、そのうちの5割軽減の世帯がこれまで349世帯でございますが、これは対象となって広がる部分が825までふえます。476ふえるということになります。次に2割ですけれども、2割のほうも伸びるわけですが、これは5割のほうは2割に移ってくるというふうなこともございまして、現行、10月時点では858世帯だったものが756世帯に、逆に100人ほど減るというようなことでございます。ただ、トータルといたしましては374世帯がこの軽減の対象世帯として拡充されるというふうなことでございます。以上です。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** 非常にわかりやすい説明をいただいたものと思っております。低所得者への配慮という形で、当然国の制度ができ次第、収納体制という部分でいかにそれら該当される方に周知を図っていくのかということが一番の課題であるかなと思いますので、あわせてお伺いします。

また、今の中で減免になる部分、つまりこれは拠出財源、財源は例えば国が何割で市町村負担分は何割ということをお示しいただけますか。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 広報体制ということですが、前回も同じような感じでしたが、議決、決まりますれば早目に広報等でお知らせをする予定にしております。

あと軽減分の財源ということですが、国の保険基盤安定という制度がございまして、軽減分の4分の3を県が負担します。残りの4分の1を市が負担する、そういう予算を今年度の予算にも計上しております。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** それでは、予算書の148ページ、8の1というところの特定健診診査業務委託料というところで、この部分に関しては、一般会計とも健康増進ということで若干かぶってきて、さまざまな議論があったところでございます。考え方としては、これは国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担して、予算書にもあるとおり、700万が受益者負担であるというような捉え方をしていきますと、これは昨日も同僚議員の新田委員のほうで質問されたかと思うんです、同じ趣旨の内容。つまり、初日で人工透析の患者さん、山形県平均500人に1人のところ、残念ながら新庄市は290人に1人であるというところで、その中の答弁の中でも健康体と自分では思っている、実はやっぱり私のようなインシュをたくさん抱えられた方がいるわけです。やはり受診率を上げて、早々に自分の体の状態に気づいていただくと。そこが第1点ですね。

次に、その後のフォローをどうしていくかと。私もさんざん健診は受けておりますけれども、言われることは飲むな、食うな、吸うなと、三拍子私は約束守れないので、いささか説得力に欠けるのですが、その辺の見直しを図っていく、これは一般会計のほうでも聞きましたけれども、いかがお考え、もう一度答弁お願いします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** いろいろとありがとうございました。

健診受診率、もちろん大事であることは言うまでもござませんが、その後のフォローも大事であるということで、こちらのほうでもこれまで取り組んでおります主要施策の成果にも記載しておりますが、特定健診の後に特定保健指導というのがございます。特定保健指導につきましては、各団体、向上するのに悩んでおるわけですが、うちのほうとしては特定健診のあったその日に特定保健指導の1回目を行うことといたしました。そのため、主要施策の成果のほうにも記載しておりますが、初回の特定保健指導、非常に7割、8割という段階で伸びております。そうしたこともありまして、口伝えに健康の大事さを伝えるのが重要なのではないかなと思っております。

なお、先ほど「飲むな、食うな、吸うな」というお話がございましたが、健康の面で言えば、お酒のほうは多少飲んだほうが飲まない方よりも寿命が長いという結果も出ております。ただ、「過ぎたるは及ばざるがごとし」で、過ぎないようにしていただければ飲む分には健康かなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** 励まされたのか、叱られたのか、ちょっと。

これは私だと例えば一回人間ドック、個々のやつを受けると八千幾らで、オプションによって1万ぐらいまでふえてしまうと。ところが、税制上の特典と申し上げますと、所得税の申告の際に医療費控除というものがあって、そこは10万円を超えていかない部分に関しては控除にならない。これは国の税法上なので何とも言いえない部分があると。例えば40歳から人間ドク

クが始まるとするならば、最初の40歳の1回、あるいは45歳で受けられる方でも受益者負担はゼロということは多分ないのですが、そこで例えばもう少し受けやすいと。全部健診終わって5,000円で済むような、これ一般財源のほうから少しやっておかないと、具体的に本当に人工透析の方は非常に気の毒な思いをするんですが、そこまで至らないと。つまり糖尿病と高血圧がそれら大きな2つの要因であるということですから、やはり自分の体は自分なりには体調がよいと、これは課長の認識と私も同じなんです、ところが異状のもとでは早く自分でも気づく必要があるわけです。やっぱり行政として受診率を上げていくという方向にもう少し力を入れたほうがいいのかというふうな思いがあるものですから、その辺のところ、いかがお考えですか。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** それにつきましては、私のほうから昨年度からずっと申し上げておりますように、痛くならないうちはどこも悪くないんだという誤った考えは正したいということで議会でも何度も答弁差し上げました。痛くなってしまっちは遅いというのが新田委員についても同じような感じでおっしゃっておりますので、こちらのほうとしてはなるべく周知に励みたいということではありますが、なかなか印刷物というのも読んでいただけないところもございます。

そうした意味からも、今年度、健康づくりのモデル地区ということで、ある町内に保健師が2年間ですが、月1回程度入りましていろいろな健康の話をする中で、受診率の向上であったり健康に関する各自の取り組みをふやしていただくようにということで、そうしたモデル事業を考えたところでございました。委員おっしゃるように、健康というのは痛くなってしまっ

からでは遅いという部分がありますので、今年度の予算書にはモデル地区の事業というのは何もあらわれてはおりませんが、少ない予算の中で、職員の汗と工夫で健康づくりに努めてまいりたいと思っております。

**5 番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**佐藤卓也委員長** 石川正志委員。

**5 番（石川正志委員）** 国保の運営上、非常に厳しい状態であるというところで、しかしながら、運営する上では税率の改正ということで今回やられるようですけれども、既にもう支え切れない状態にあるのかなと思っているわけです。これは全国市長会などで、市長は国保の安定的な運用を目指すための国への要望等をされていることは承知してございますが、やはり地方自治体での限界点にそろそろ来ているのではないかなと思いますので、今後もしかるべきところで地方の実情をぜひ訴えていただきたいというお願いを申し上げまして終わります。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ございませんか。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 137ページの1の国民健康保険税の滞納繰越分というのが6項目出ておりますが、これに対する対応はどのようにとっていくつもりなのか、お願いします。とっておられるのか。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 滞納世帯への対応ということでございますが、健康課の部分としましては、納税を促しながらもそれに対応できていない世帯の方については短期保険証、またさらに滞納の多い方については資格証明書等を発行して対応しております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 短期証と資格証の人数

などは、現在はどうなっているでしょうか。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 短期証と資格証の世帯数でございしますが、2月末現在で資格証が32世帯、短期証が235世帯ということになっております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 短期証のとめ置きというか、そういうことも聞くんですが、そういうことがなく、短期証を必要な人に出すというふうにしていらっしゃるでしょうか。

また、資格証というのは保険証がないという状態だと思うんですが、そういう方々の状態といいますか、なぜ資格証になってしまったかというあたりも含めてお願いします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 短期証のとめ置きということですが、とめ置きというのは被保険者宅に届けなくて、こちらで一時留保しているという状況を言っているのだと思いますが、短期証をなぜそういうふうな処置にしているかということの一つの理由としまして、納税相談する機会を設けたいということがございます。こちらのほうとしても3カ月、6カ月の短期証があるわけですが、そうした機会を捉えて、世帯の状況ですとか収入の状況というのを聞く、そういった中で納税相談をやりたいということで、とめ置きといいますか、直接郵送しないでこちらに来ていただいて納税相談する機会を設けているという意味でございます。

また、資格証明書の方につきましても、必要な医療がある場合にはこちらのほうに来られます。そういったときに納税相談をしながら、資格証明書を短期証に切りかえながら、必要な医療を受けられる体制にしながら納税相談する機会をふやしているということで御理解いただき

たいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 先ほどとめ置きのことと納税相談の機会にしたいという、その気持ちはわかります。とめ置きの期間といいますか、どのぐらい納税相談しようとして待っておられるのか、最大。本当は即、出してやるのが一番親切だと思うんですけども、お願いします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 短期証の期間としましては3カ月・6カ月ということであるわけですが、3カ月の場合については1カ月ぐらいは留保するというようなことにしているかと思えます。それ以上こちらのほうにとめておくに必要な医療を受けないという場合も想定されますので、1カ月ぐらいをめどにして、とりに来られない方には郵送するようにしております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 資格証などになっている方々の状況については、どういう状況で資格証になっておられるのか、把握しておられたらお願いします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 資格証の方については、例えば単年度で未納が出てしまったといった方については資格証は出さないようにしております。長年、継続して滞納額がふえているという方については資格証という措置をとっていることとございます。

資格証になる方、納められない方というふうになりますが、非常に世帯の中で状況がいろいろございます。そういったことで、状況をお聞きしながらこちらのほうで審査委員会を開いて資格証の対応をしているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 長年にわたって未納状況があるという方の中で、審査委員会で状況を聞いて資格証にするというお話でしたけれども、審査委員会で話し合われて資格証になってしまおうというのはどういう方なんでしょうか。ならない方との違い。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 基本的には、納められる状況ではないかと思われている中で、なかなか納付が進まない、納められない、納めていただけないという方が資格証ということで思っております。例えば、少しながら、わずかずつであっても1カ月置き、2カ月置きということで納めていただいている方についてはこちらのほうでも配慮しているつもりでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今、お話を伺いながら、この方々の収入状況というのはやはり厳しい収入というふうに見ておられるのではないのでしょうか。そういう意味では、市独自の減免状況、申請などは受けなかったのでしょうか。あるいは申請、市独自の減免をしたという方などはいらっしゃるのでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいま健康課長のほうからもお話しいたしましたが、資格証明書を支給されている方々、必ずしも低所得者と限ったわけではございません。そういう意味ではその部分でどういった所得なのかということまでは把握してございませんけれども、独自減免のお話ですけれども、これにつきましては前にもお話ししたような気がしますが、平成21年の3月定例会でもって新庄市独自の減免制度、減免規定、

皆さんで御可決いただいております。その運用については、災害とかそういったものの減免というのはあるわけです。あと服役とかそういったものは毎年定期的にあるんですが、所得が激減するという理由での減免というのは非常に今のところまだ少ないです。少ないですが、この規定がありまして、さらにそれを審査する体制もできているということからしますと、新たな減免というよりは、これをさらに周知を図って、その適用を受けられる方、必要がある方については受けられるというふうな状況を整備するのがまずは今のところの段階での仕事かなというふうに思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 規定そのものが所得の激減ということで、激減ということは減ったということでありまして、前はもっといっぱいあったんだけど、がくっと減った、その年ぐらいたと思うんです。でも、この景気の状況を見ますと、激減というよりはずっと低迷し続けている人が少なくないんじゃないかと思うんです。だから、長年にわたってしまうといいですか、長年にわたって未納が続いてしまうということは、激減は一回あったとしても、その次、ずっと低所得が続いてしまうといえますか、そういうことで、それを上回る国保税が毎年毎年来る中で、それに納入できないままになっていく方がいらっしゃるんでないかなという気がするんですけれども、それについての認識はどうですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 ただいま激減ということで申し上げましたが、国民健康保険税については、前の年度の所得状況、収入状況で、翌年度課税されます。低迷が続いている方については、所得が例えばなくなった方についてはその翌年度

の課税については7割軽減ということになりますので、毎年毎年同じような所得であれば課税されますが、激減した低迷状態が長く続くということであれば、翌年度には7割軽減に該当するかと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 7割軽減ということ、どうの方が7割軽減になるのかということ、いろいろお聞きしたりして聞いてみますと、例えば給与所得で1人65万円未満、2人でいてそれぞれが65万円未満の給与所得、2人で130万円の収入で、あと所得ゼロということで、国保税が7割軽減になるというふうにお聞きしたんです。7割軽減になったから、じゃ払える国保税なのかというと、今度の26年度では4万3,000円の国保税になると言われております。7割軽減世帯で、実際のもらう手取りが1人65万円、それが2人で合わせても130万円しか働いてももらえない。このぐらい厳しい世帯でも4万3,000円の国保税になってくるというんですね、7割軽減で。これは国がおっしゃる、先ほど石川委員がおっしゃってくださった低所得への対策として軽減を広げると言って、7割軽減って一番大きな軽減だと思います。それでもこのように働く人が4万3,000円もの国保税となったときに、どう考えても払えないだろうなということが想像されてくるんですね。そういう意味では、こういう方を救えるような本人の申し出が必要だと思えます。ただ所得ゼロといってもいろいろあるんだということがあると思えます。でも今言ったような1人65万円、2人で130万円しか稼げなかったような方が国保税、4万3,000円納付しろと言われたときに、減免していただけないだろうかとお申し出られるような、あるいは免除でもお願いできるような、そういう規定に持っていくことはできるのか、お願いしたいと思えます。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 こういったお答えが適切かどうか、ちょっとはっきりしないんですけども、今現在ございます減免規程というのは、前年中の合計所得金額が400万円以下の者で、事業不振、失業、退職、廃業や疾病などでその年の所得が皆無と見なされ、国保税の納付が著しく困難であると認められる者、これが全額減免になります。それから、もう一つが前年中の合計所得が400万円以下の者で、事業不振、失業、退職、廃業や疾病などでその年の所得が前年の所得に比べ2分の1以下に減少した者で、国保税の納付が著しく困難であると認められる者と、これはその状況に応じて7割減免、あるいは5割減免、3割減免というふうになります。これで言いますと、やはり前年の所得が落ちたというふうな事実がないと対象にならないような感じをいたします。

ただ、前年の所得が400万円以下であればどこまで低くても差し支えないというふうにご考えることもできるわけでございまして、そういう意味では仮に低所得者の方でもこれに適用させることができないわけではない、そういうケースもあろうかというふうに考えております。それから、そういう意味では全額減免だけに限らず、ほかの減免も基準としてはあると、用意してあるというふうなことでございます。

とりあえず以上、お答えいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今、言ったような1人65万円、2人で合わせても130万円みたいな、こういう収入しかない方が4万3,000円来たとき、去年はどうだと言われても、ちょっとわかりませんが、去年と同じだったのかもしれませんが、そのような方が来たとき、去年と同じだとして、全額免除、あるいはさらに7割免



除か、そこら辺まで考えていただけるということですか。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** まず、たとえ低所得の方であったとしても、前年はその所得でもって国民健康保険税を納付していたということであれば、これができなくなる客観的な理由がないとだめかなというふうに私は思っております。そこら辺、例えば今回は税率改正によって税額そのものがふえるという事情がございますので、その辺は加味して考慮することはできるのかなとは思っておりますが、前年までは納めていた、ことは納められない、その辺、理由ありますか。去年と所得変わっていませんというようなことでは、これは理由にはならないのかなというふうに思います。

その辺、個別の事情がいろいろございますので、しょうから、ぜひ納税相談をしていただいて、いろいろな対応、ほかの対策もないかということも含めて御相談いただければというふうに思います。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** わかりました。ぜひ、市民の中で国民健康保険税が高くなって納められなくなるということが予想されますから、そういう人が出たときに資格証にしたりするのではなく、できるだけ減免制度もあってお話を伺って適用できるかもしれないかどうかということで、市民の立場に立って減免などを広げて、使うべき人は使えるようにできるようにお願いしたいと思います。

次に、どうしても今言ったように、今度の国民健康保険税の引き上げというのは厳しいと思っておりますので、一般会計からもう少し繰り入れて税率引き上げを抑えるべきではなかったのかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

**佐藤卓也委員長** 悦子委員に申し上げます。ページ数、款項目をよろしく願います。佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 今のは137ページの1、国民健康保険税の滞納繰越分とかかわりましてです。そしてこれについてです。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員に申し上げます。一般会計の予算が決まりましたので、国民健康保険税のことについての質疑をよろしく願います。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、討論の発言を許可いたします。

初めに、反対討論として佐藤悦子委員。

（1番佐藤悦子委員登壇）

**1 番（佐藤悦子委員）** 議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算に反対討論を行います。

初めに、増税幅を抑えるため一般会計から3月補正で3,000万円を基金に繰り入れたというのは、私は高く評価したいと思います。

年金が下がり、平成26年度4月から消費税5%が8%の増税となります。さらに農家への補助が半額になり、生活費が確実に下がり、経済の落ち込みが確実にあります。こういうときに国保税の大増税が市民に追い打ちとなることは避けるべきだと私は考えます。

24年度からの1人当たり15.54%増税がありました。さらに26年度に11.38%の増税になります。予想される赤字分1億2,300万円を一般会計からの法定外の繰り入れをすれば、今度の増税は抑えられるのです。例えば年収300万円、所得は192万円の40代夫婦、中学、高校の子供を持ち、資産なしという世帯では、23年度は31

万6,300円の国保税でした。24年度は38万1,100円になり、今度の26年度は同じ収入状況だとし  
て41万3,800円となります。国民健康保険料は  
36万円余り、資産がありませんからアパートに  
住んだとして家賃年60万円とすると、残りは月  
13万5,300円です。教育費、車の経費、食費、  
水光熱費が果たして賄えるのでしょうか。この  
世帯は26年度から7割軽減世帯となります。軽  
減された後であっても、この金額なんです。前  
年比で3万2,700円の増税だし、23年度と比べ  
ると10万円近くもの増税です。課税された国保  
税について、全額は払えないということは明ら  
かではないでしょうか。申告による市独自の減  
免制度が活用できるようにしていただきたいと  
思う時代です。

国民健康保険は、ほかの健康保険に入ってい  
た人も退職すると必ずお世話になる医療制度で  
す。国民の3人に1人が加入する日本最大の医  
療保険制度です。大事なこの制度が、国保税が  
高過ぎて払えない人をふやし、保険証取り上げ  
や過酷な滞納制裁などで住民を苦しめる異常事  
態になっています。

国保税の値上げの最大の原因は国の予算削減  
です。1984年、当時の自民党政府は、医療費掛  
ける45%としていた国保の定率負担を、給付費  
掛ける50%に変える法改定を行いました。国保  
では、かかった医療費の3割が窓口負担で7割  
が保険給付です。ですから7割の保険給付掛け  
る50%で、実は35%です。ただ、高額療養費が  
適用されると給付は7割以上となるので、実際  
は38.5%となります。自民党は法改正で医療費  
の国庫負担を45%から38.5%に削減したんです。  
これを皮切りにして、自民党は国保の事務費や  
保険料軽減措置などに対する国庫補助を削減、  
廃止したり、都道府県調整交付金の中に移しか  
えて肩がわりをさせました。その結果、国保の  
総会計に占める国庫支出金の割合は、1984年の  
約50%から2009年度24.7%へと半減しました。

さらに、国保世帯の貧困化が一体に進んだこ  
とが事態を一層深刻にしました。国保加入者の  
平均所得は、1990年度は年240万円でした。  
2009年度には158万円に下がっています。ここ  
だけでも82万円の減です。同じ時期に1人当  
たりの国保税は6万円だったのが9万円にはね上  
がりました。2014年度、来年、新庄市は1人12  
万4,048円に上げようとしています。これでは  
滞納がふえるのは当然です。

今、国保は財政難、保険税の値上げ、滞納が  
ふえる、財政難という悪循環に陥っています。  
年金生活者や失業者も加入する国保は、もとも  
と適切な国庫負担なしには成り立たない制度で  
す。ところが、歴代の政権は、国の社会保障予  
算を削減するために国保の国庫負担を削減し、  
しかも国保世帯の貧困化が深刻になった今もそ  
れをもとに戻しません。この失政によって国保  
税の高騰に歯どめがかからなくなったのです。

国保の広域化、都道府県単位化についてです  
が、国保の運営を住民の声が届きにくい広域組  
織にして、自治体の独自繰り入れをなくし、医  
療を受けて保険税値上げか、保険税を抑えたい  
なら医療を制限するしかないという選択に住民  
を追い込むことで公的医療費の恒久的抑制を図  
るのが政府の方針です。

私たちは、国庫負担を増額し、国保税の引き  
下げを提案しています。約4,000億円を投入す  
るだけで国保税は1人1万円引き下げできます。  
その上で、国保再建のために計画的に1984年、  
改悪前の水準に戻せば、国保税の水準を抜本的  
に引き下げることができます。さらに、国保税  
の算定方式を見直し、所得に応じた保険税、誰  
でも払える保険税にすれば滞納もなくなります。  
全国知事会、全国市長会など、地方六団体も従  
来の枠を超えて国庫負担割合の引き上げを一致  
して要求しています。国保の運営主体である市  
が国の圧力に屈伏するのか、住民の立場で国保  
税の値下げ、抑制に努力を続けるのかが問われ

ます。

福岡市では2008年、2009年に2年連続で引き下げを実現したそうです。鹿児島県霧島市や愛知県一宮市では、子育て世代に対する市独自の国保税減免制度が住民の要求を受けてつくられたそうです。一般会計からの市独自繰り入れをふやし、値上げの中止、減免制度の改善、拡充を図ることが重要です。県の姿勢も問われると思います。市町村国保に独自の補助を行い、国保税の引き下げや健診事業などの支援をしてほしいものです。県に対して国の国保政策の先兵ではなく、住民の福祉の守り手として、市町村国保への支援を強めるよう要求することも必要だと思います。

給与や年金など、生計費の差し押さえは法律で禁止されています。子ども手当やひとり親世帯の児童扶養手当も差し押さえは禁止されています。地方税法は、生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、差し押さえなどの滞納処分をしてはならないと規定しています。また、分納となって納付が着実に行われているときに滞納処分をしないのが原則だと予算委員会でおっしゃっています。

市で今後検討しているというタイヤロックについて言えば、会社に行けなくなり首になってしまったということはないようにしていただきたいと思います。

国保法には助け合いという、相互扶助という言葉はありません。そう規定していたのは戦前の旧国保法です。1959年に施行された新国保法は、第1条で国保を社会保障及び国民健康保険のための制度として規定し、第4条でその運営責任は国にあると明記しています。国保は憲法25条に基づく社会保障の制度であり、お金のない人を制度から排除するのは本末転倒です。払えなくなる人がふえることが明らかな増税は中止すべきだと思います。

以上、反対討論を終わります。

**佐藤卓也委員長** ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算については、反対討論がありましたので起立採決をいたします。

議案第32号について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**佐藤卓也委員長** 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第33号平成26年度新庄市 交通災害共済事業特別会計予算

**佐藤卓也委員長** 次に、議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

**15番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番(下山准一委員)** 156ページ、1款1項1目共済会費の収入についてお伺いします。

昨年度より19万7,000円減額されていますが、加入率は幾らと見て算定したのかお伺いします。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 交通災害共済の加入率ということでございます。25年度はまだ期間が終わっ

ていませので、25年度については51.55%ということで最終の加入率を見込んでおります。26年度におきましては大人で460人程度、子供で120人程度の減少になるであろうというふうに試算をして計算をしております。以上です。

**15番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番（下山准一委員）** 単純に見ると大体50%ぐらいなのかなという気はするんですが、先日、環境課のほうから過去の加入率の資料をいただきました。平成21年度が59.99%、約60%あったんですね。今回約50ですから、この5年間で10%減ってきている。

とてもいい事業だなというふうに思うんですが、これだけ加入率が下がってきたのであれば、そろそろその役割は終わる時期が来るんじゃないかなというふうに思いますし、大体加入率が何%ぐらいになったら考えられるのか。基金も今8,600万ぐらいありますので、この使い方はまた別としても、まず加入率が何%ぐらいになったらもう見切りつけるんだよという考えがあればお聞かせください。

**小嶋達夫環境課長** 委員長、小嶋達夫。

**佐藤卓也委員長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 加入率はここ5年で相当落ちてまして、10%程度落ちたということでございます。

扱いとしましては、現在、区長の方々、隣組長の方々にいろいろ御協力をいただいて、まさに集約の最中でございますけれども、個人情報等の扱いが出てきてなかなか市民と隣組長、区長の方々のお金のやりとり、それに付随する情報の部分で相当難しくなってきたのかなというふうな考えはあります。

ただ、ここで最近の見舞金の支給の内容を見ますと、60歳以上の方の見舞金の支給が50%を超えております。言い方を変えますと、それだけ60歳以上の方が市内を動いて回るというか、

活動されているということにもつながるのかなというふうな考えもありますので、この場で何%になったらというふうな言葉ではなくて、もう少し何とか集金の方法も含めて検討させていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**15番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**佐藤卓也委員長** 下山准一委員。

**15番（下山准一委員）** 私ども区長として、集め方とか大変なのは事実なんですけど、別にその部分で言ったわけではないですからね。いい事業なのでできるだけ続けてほしいんですが、やっぱり加入率がこれだけ下がってくると本当に必要になっているのかなという気がしますので、逆にもっと加入率を上げるような算段をやってください。以上です。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第34号平成26年度新庄市 公共下水道事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第35号平成26年度新庄市 農業集落排水事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第36号平成26年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第36号平成26年度新

庄市営農飲雑用水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第37号平成26年度新庄市 介護保険事業特別会計予算

**佐藤卓也委員長** 次に、議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 203ページの1の1の1で、介護保険料についてですが、基準額と今

後の見通しをお願いします。

それから、滞納繰越分が207万であります、この状況と対応についてお伺いいたします。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

平成26年度の当初予算でございますけれども、現年課税分で平成25年度の当初予算に比較いたしまして1,325万の増、比率にしまして2.27%でございます。それから24年度の決算額、これと比べますと1,014万円、1.73%のこれも増というふうになってございます。団塊の世代が65歳到達ということが順々とふえてきておりますので、25年度当初予算時よりも被保険者数で121名増と見込んでございまして、特に今回の場合は第6段階から第8段階、比較的所得の高い層の増加が見込まれるというふうに考えているところでございます。

それから、滞納繰越分のことでございますけれども、これについては昨年度、25年度の当初予算と比較いたしまして若干下がっているというふうな見込みです。お手元でございます予算書では滞納繰越分の金額が出ておりますけれども、実際はこれに収納率を掛けてこの結果になったというふうなことで、調定額が当然でございます。それについては前年比で90.58%ですか、10%弱でございますけれども、引き下げて見込んでございます。

何であれ、滞納繰越分については少なくするというのが私どもの目標でございますけれども、実際のところは年度によって多少の出入りがあったりということもございますが、その辺、減らしていくように努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) この介護保険料につい

てなんですけれども、現在は月平均で約5,000円だったかなと思いますが、それがその次の年といたしますか、今度の改定では8,000円になるんでないかと言われているんですけども、今現在、何とか6年度でふえないようにという努力をなさるんだと思いますが、その見通しなどがあったらお願いします。

**佐藤卓也委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 開議

**佐藤卓也委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** ただいま介護保険料の見込みについての御質問いただいておりますが、介護保険料の算定につきましては3年に1回ずつ見直しをかけるということで、現在第5期の介護保険事業計画の中で推移しております。

御発言のように、おおむね5,000円程度で全自治体に取り組んでいるというふうな状況になりますが、先ほど委員のほうから8,000円という額が出ておりますが、この額につきましては、今、国、厚生労働省のほうで将来に向けた介護保険事業計画を策定すると、いわゆる見通しを立てながら今後はやっていこうということで、いわゆる27年度から当面まず第6期の介護保険事業計画があるわけですが、それよりかなり遠い将来といたしますか、10年後なんですけど、平成37年度、いわゆる団塊の世代、先ほどお話しも出ましたが、75歳以上の方の人口が非常に多くなる時期を見定めまして、介護保険の収支計画を立てております、計画といたしますか見込みでござ

いますが。給付費が現行でも9兆円程度というふうに見込まれておりますが、平成37年度では21兆円、当然の前提としていろいろな給付抑制をかけながら21兆円という数値を出しておるわけですけども、これに相応するいわゆる1号保険者の負担金という形になりますが、保険料を8,200円と推定していると。ですから、8,000円については10年後の見込みの数値ということでお答えいたします。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 次に、215ページの4の2の5で任意事業というのがありますが、ここでおむつ支給455万1,000円というのがあります。この内容、人数などについてお願いします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長** おむつ支給事業費について御質問いただいております。このおむつ支給事業費につきましては、いわゆる高齢者を対象としたおむつ支給という形になりまして、一定程度の介護状態、はっきり言いますと介護度3以上の方を対象とした給付条件ということで、さらに非課税世帯ということも前提としながらやっていたというところでございます。

支給の人数でございますが、ちょっとお待ちください。

お待たせいたしました。おむつの給付費につきましては、基本的におおむね80名程度を対象ということで一応想定しております。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** おむつ支給ということで浮かんできますのは、介護度が2とか1であってもおむつが必要な方っておられるように思

いますが、そういう方についてどう考えておられるか。特に低所得世帯についてなんですけれども、どう考えておられるかをお願いします。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 おむつの支給要件につきましては、何回も御質問いただいて、常に同じお答えで大変申しわけないんですが、この部分についてはいわゆる単独の給付に近いというところもございまして、やはり全体の福祉給付のバランスを見ながら考えていくというところが大前提でございまして。ですから、福祉タクシー券もございまして、いろいろな制度取りまぜて、我々のほうで中身を検討させていただいてその支給要件を決めているわけですが、現行の財政状況なり他市町村の例も含まして考慮しながら、現行の支給水準で当面いこうということでは話しておりますので、支給範囲の拡大については26年度は想定していないというところでございます。**

**佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。**

**16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。**

**佐藤卓也委員長 新田道尋委員。**

**16番(新田道尋委員) 208ページの2の1の1と5、これは保険の給付費なんですけど、かなりの高額介護費を使われておるわけですが、ここに載っておるように居宅介護サービス費が12億4,900万、施設の介護においても大体同じぐらいの12億6,300万というふうに、相当の部分を介護保険の中でここで費やしているわけですが、この数字というのは年々増加の傾向をたどっているというふうに私は思っていますが、過去3年間ぐらいの数字の動き、わかれば小野課長のほうから、わかりませんか。資料ないとすればいいんですけども、上がっていることは間違いのないというふうに思**

うんですが、ありますか。今年度に限ってはこの分は1億7,600万円、1年間でこのぐらい増加しているわけですね。なかったらいいです。

私が申し上げたいのは、数字のどうこうでなくて、これをこのまま置きますと、さっきの健康保険じゃないけれども、また介護保険の値上げ、保険税の増額というふうになってくるわけですね。市民サイドから言えば、さっきは通りましたんですが、税金をそんなに納めたいなんて思っている人はいないわけです。健康保険も介護も放っておけばどンドンどンドン給付費が上がっていくことは確実です。したがって、私が一番お願いしたいのは、これを防止する対策を立てての事業を展開すべきじゃないかというふうについて何か申し上げたと思うんですが、日本一の長寿県になった長野県においてはやはり相当の事業を展開した結果、ああいうふうに長寿日本一にたどり着いたということが言われております。そんなことで、やはりいいものをどンドン取り入れて、これは国に頼るわけにはいかないの、上がった分は各自治体で賄いなさいと。健保にしても介護にしてもそういうふうになっていきますので、給付がふえないような対策は、これはいずれしていかなければならないんじゃないかなというふうに思うところあります。それで現在、何かその手だてを考えておられればお聞かせいただきたい。

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。**

**佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。**

**小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 確かに新田委員の御指摘のとおり、給付費は右肩上がり、率は別にしましても減額という状況ではございません。国としてもそういう状況を鑑みまして、いわゆる介護保険のあり方としては従来進めてきた介護予防のあり方も見直すというところで、新しい介護保険事業計画の中でいろいろと新し**



い地域ケアシステムの取り組みを提案されております。

具体的に申しますと、昨今話題になっております認知症対策ということで、早期治療が一番大事だろうと。進行をおくらせることによって施設に入る方をなるべく少なくして、いわゆる在宅介護を進めていくというところはまず一つの観点でございます。ですから、その観点に乗りまして、一つの医療と介護の連携ということがありまして、医師会と介護分野の協力を得ながら自宅で認知症患者をケアしていく。適切にケアすることによって、施設になるべく入れないで地域で暮らしていただけるという対策をまず考えております。これも認知症につきましては、初期集中支援チームというのが25年度から提案されておりまして、いずれ我々もこういうチームをつくりながらも対応していかざるを得ないというところでございます。

もう一つが地域ケア会議ということで、一般質問のほうでもお答えしておりますが、いろいろな困難ケースのまず事例をケア会議の中で検討するわけですけれども、一定の地域での介護における特殊な状況があれば、それを地域で共通化して地域の見守りにもつなげていくと。ですから、地域で要援護者を支援していくというところも一つの観点としては出されております。

具体的には生活支援という項目が出てまいりまして、生活支援のコーディネーターという言葉が新しく出されておりますが、例えば仮に申しますと、健康福祉推進員のような方が地域で高齢者の状況を見ながら必要な事項を指導したり、役所のほうにつなげていくという制度も27年度以降は具体化されるという状況でございます。

介護予防につきましても従来の取り組みをもう少し見直しまして、もう少し早い段階から介護予防を行って、早目に対応することによって施設入所のかかる経費を少なくしていこうとい

うふうな取り組みをこの4点にかかわって強力に進めていきたいというふうに27年度からは考えているようです。結局27年度からということでは遅いものですから、26年度の段階でいわゆる試行という形で、国も当初予算にのせているようですので、追って県のほうからいろいろなメニュー、例えば介護ボランティアの進め方とかといういろいろな事業について26年度の中で各市町村で取り組んでくださいというふうな要綱も来ておりますので、そういう形で将来進めていきたいと、進めていくということで考えております。以上です。

**16番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**佐藤卓也委員長** 新田道尋委員。

**16番（新田道尋委員）** 今後の対策ということで、一歩進んだ、前進した対応をしたいということで課長からお伺いしましたんですが、もっと言えば、介護のお世話にならないようなやり方が一番よろしいわけで、一般会計でも申し上げましたんですが、病気にかからないように対策を立てる、要するに健診率を上げるとかいろいろな方法が考えられるんですが、受け身で、来たものを処理するというふうなやり方でなくて、来ないように私はどっちにしてもすべきじゃないかなというふうに思います。誰でも年をとっていきんですが、とつても病気にかからない、介護の状態に陥らないというふうな事業を展開していけばある程度は防げるんじゃないかなと。結果として長野みたいに長寿県になっているんだというふうに私は思っています。そんなことで、来たものを処理することだけでなく、その前に来ないように、ストップかけられるような政策を打って健康管理に専念させるとか市民に浸透させていただきたい。

機会あれば一般会計でこれを徹底的に議論してみたいと思うんですが、年々減っていく人口、毎年約500人前後減っていくんですけれども、これに歯どめをかける一つの事業展開として、

## 議案第38号平成26年度新庄市 後期高齢者医療事業特別会計予算

やるかやらないかは私はできないんですが、健康福祉の都市を宣言でもして、新庄に行けば長生きできるんだというようなことになっていけばある程度の人口流出、または逆に流入も図られるようにできるんじゃないかと、やればできるんじゃないかというふうに思っています。今急に人口減をとめるといっても具体的な策がないわけで、黙って見ているわけにいかないと思うので、もう3万8,000を切るのには目前でしょう。そういうものでも一つの目玉にして、新庄市のある程度の活性化にプラスできるようにできないかなというのが私の思いです。

そんなことで、大変難しい注文ですけれども、いろいろと考えていただいて、具体化できればいいんじゃないかなというふうなのが私の考えです。以上です。終わります。

**佐藤卓也委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

**佐藤卓也委員長** 次に、議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 224ページの1の保険料についてですが、プラス1,793万3,000円となっていますが、これはどういう理由からかということをお願いします。

また、滞納繰越分が80万6,000円ありますが、この状況と対応についてお願いいたします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 224ページ、特別徴収の保険料でございますが、これは運営主体としては山形県の後期高齢者医療広域連合ということでございますので、広域連合のほうから資料が参りまして、それに基づいて予算要求しているものでございます。以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 間違っていたら済みませんけれども、後期高齢者医療保険料が上がるということではないんですか。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 後期高齢者医療の保険料については2年ごとの更新となっております。26年度からまた新たな2年間に入るわけですが、後期高齢者の広域連合の議会のほうでは来年度、均等割については据え置き3万9,500円、所得割については0.32ポイント上がって、7.52%

から7.84%に上げるということで連絡をいただいております。

**佐藤信行税務課長** 委員長、佐藤信行。

**佐藤卓也委員長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 滞納繰越分について御質問ございましたので、お答えいたします。

昨年度、平成25年度の当初予算と比較いたしますと、26年度の滞納繰越分、84.22%まで減少してございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ただいま健康課の課長のほうから後期高齢者医療保険料が上がるという話をいただいたように思います。これは2年ごとにこのように後期高齢者医療保険料がずっと上がっていくということが見通されているのでしょうか。

また、滞納繰越分にかかわってなんですけれども、減少しているということはわかりましたが、それでも滞納分があるということで、滞納されている方の現状あるいはこちらの対応、短期証とか資格証とかということもあるかもしれませんが、そういったこともお願いします。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 後期高齢者医療の医療保険料のことですが、保険給付費が上昇すれば保険料も上昇するという仕組みになっております。ただし今年度は、山形県の部につきましては、来年度以降ですが医療給付費が減少するということが算定はされておりますが、20年度当初ですが、半分は公費、残りの半分のうち4割はワコールからの支援、保険料については10%ということで制度がスタートしてまいりました。それが制度が変わっておりまして、10%を超えて被保険者の保険料で負担をするよというふうになっております。

来年度からにつきましては、10%であったも

のが10.73%、被保険者が負担するということが変わっておりますので、その分での上昇も見込んで、均等割は同じですが、所得割を変えるということでございます。

また、資格・短期ということですが、資格証については後期高齢者医療制度については該当するものがございません。短期証については、1月末現在で14名の方、短期保険証を交付しております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 最初に、保険料についてなんですが、広域連合の納付金ともかかわりまして、基金はなかったのか。あれば保険料引き上げをしないように使わせられなかったのか。広域連合の納付金とかかわって、227ページのこれとかかわりまして広域連合の基金はなかったかということ、保険税を上げないようにするお金はなかったのかということをお聞きします。

もう一つは、滞納繰越分の80万6,000円とかかわりまして、短期証の方が14名とお聞きしました。75歳以上で病気になる方が大幅にふえる年齢の方に対して、短期証で不安定にさせるというのは高齢者に対する敬老の精神がない、そうじゃないでしょうか。

**伊藤洋一健康課長** 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** 基金の活用等で保険料を上げないような工夫ということでございましたが、今回、均等割については上げないと、所得割については0.32%ということで申し上げましたが、これについては剰余金、剰余金については全額保険料を上げないための資金として活用しております。

また、後期高齢者医療制度については国と都道府県と広域連合、3者で基金を積み立てております。それを活用して保険料を上げないよう

にということで、その結果が所得割のみ0.32%の上昇となったということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 基金を活用したということはわかりました。それで、短期証を病気になりがちな75歳以上の方に渡して不安定にさせるというのは、敬老とは逆行する態度ではないのか。どう思いますかということでお願いします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期証ということで、敬老の精神から反するというので、考えようだと思いますが、短期証については一般の保険証と同じ効力を持つものでありまして、決して一部負担金を増額させるようなものではありません。

不安定ということでございますが、例えば6カ月たった以降、全然使えないということになるわけではなくて、6カ月たてばまた別の保険証を交付するということになっておりますので、まるっきり使えないという、不安定な状況に高齢者を置くものではないというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） これが6カ月保険証だということが今のお話でうかがわれたんですが、6カ月の保険が切れたときに直ちに次の6カ月を渡しておられるのでしょうか。これ先ほどの納税相談ということもかかると、来るまで待っていて、6カ月のを下さいと高齢者に頭を下げさせて、そして納税相談させてもらってそれから渡すのか、直ちに6カ月来たらすぐ次のを渡すのかでは私はやっぱり違うような気がするんですが、どうですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 また短期証のとめ置きということだと思いますが、先ほどと同じ回答になるかと思いますが、短期保険証の交付の際には有効な納税相談の機会と思っておりますので、前回と同様の答えになるかと思いますが。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 高齢者が6カ月過ぎて「あら、切れた」となったときに、市役所に相談に行くか行かないかということで、最高1カ月はとめ置くというか、高齢者が保険証のない状態もあるということですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 1カ月ということで前回申し上げましたが、高齢者ということ配慮しまして、1カ月ということではないと思っておりますが、確認してみないとその期間については今お答えできない状況です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1カ月ということはないかもしれませんが、もっと短いのかもしませんが、そこは後でどのくらいなのか確かめていただきながら、しかし、75歳以上の方はいつ病気になってもおかしくないようなぐらい病気になる方が多いわけなんです。あちこち痛い方が急にふえる年でもあるわけなんです。そういう方が保険証がないという状態に置かれるというのは、私はどうしても全く敬老の精神がない市役所と言われても、市役所でないのかもしませんが、そういうふうに言われても仕方ないと思うんです。

私は、高齢者は自宅にすることが多いわけですから、お届けしながら相談してもいいんじゃないかと思うんですが、その点どうですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

**佐藤卓也委員長** 健康課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一健康課長** お届けしながらというのは、もちろん可能な数値かと思います。

いずれにしても保険制度でございますので、納めていただいた上で保険の給付を受けるという制度でございます。また、未納の方についても納税相談をしながら、資格証明書も出すことなくやっておりますが、その中で少しでも納めていただきたいということで、納税相談の機会としてとられていることでございます。

先ほどちょっととめ置きの問題が出ましたが、高齢者についてはとめ置きをせずに、有効期限が切れる前にお送りしているということでした。私の思い違いでございましたので、訂正させていただきます。以上です。

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也委員長** 御異議があるので、起立採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**佐藤卓也委員長** 起立多数であります。よって、

議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第39号平成26年度新庄市 水道事業会計予算

**佐藤卓也委員長** 次に、議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

**17番(山口吉静委員)** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番(山口吉静委員)** ちょっと理解しにくいというかわかりにくいのでお伺いしますけれども、一般会計からの繰入金で1億829万6,000円がどの項目と組み合わせになるのか教えていただきたいと思います。

**高橋 弘上下水道課長** 委員長、高橋 弘。

**佐藤卓也委員長** 上下水道課長高橋 弘君。

**高橋 弘上下水道課長** 一般会計から水道会計に繰り入れされている金額といたしましては、予算書3ページをごらんください。1、水道事業収益の2、営業外収益、他会計2目12節上水道他会計補助金、高料金対策一般会計繰入金、企業債利息償還金が1つございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページに資本的収入及び支出ということの予算がございますが、その資本的収入の中で8ページ目、資本的支出、資本的収入の3項出資金1、他会計出資金27節の他会計出資金5,524万9,000円、これが一般会計から上水道会計に繰り入れされている金額でございます。以上でございます。

**17番(山口吉静委員)** 委員長、山口吉静。

**佐藤卓也委員長** 山口吉静委員。

**17番(山口吉静委員)** どうもありがとうございます

いました。

そうしますと、新庄市水道事業会計予算書ではどこを見ればいいんですか。

**高橋 弘**上下水道課長 委員長、高橋 弘。

**佐藤卓也**委員長 上下水道課長高橋 弘君。

**高橋 弘**上下水道課長 では、もう一度ゆっくり説明させていただきます。

26年度の予算書をごらんください。3ページ、お開き願います。

平成26年度新庄市水道事業会計予算計画書の中の収益的収入及び支出、収入1款水道事業収益というのがございます。その1番の営業収益、2番目に営業外収益というのがございます。2項です。中ほどでございます。3番目の他会計補助金12節上水道他会計補助金として5,304万7,000円、それがまず一般会計から補助金としてもらっている金額でございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思えます。

資本的収入及び支出という項目がございます。よろしいでしょうか。その中で1款資本的収入の中で、次のページに行ってくださいまして3項出資金、上のほうでございます。1、他会計出資金が5,524万9,000円ということでございます。水道事業収益第1項水道事業収益と資本的収入などを合わせました金額が一般会計から水道会計のほうにいただいている金額でございます。以上でございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也**委員長 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 1ページの1の水道収益11億6,931万8,000円というのがあります。ここで、このたびメーター使用料をなくしたことで料金の抑制を図ったことには高く評価いたします。しかし、消費税増税の転嫁については反対であります。水道の支出の消費税分、今度8%になるわけなんです、その8%消費税分というのは水道の支出の中でどのぐらいになる

んでしょうか。

**高橋 弘**上下水道課長 委員長、高橋 弘。

**佐藤卓也**委員長 上下水道課長高橋 弘君。

**高橋 弘**上下水道課長 水道課の支出の中で消費税課税対象項目の8%になります。ですから、人件費とかそういうのは消費税はかかりません。ただし、全員協議会のときでもお示ししましたように、公営企業にとっては消費税については税務署のほうに申告義務がございますので、収入・支出を申告いたしまして、水道料に含まれている収入と今言ったような工事費等々で支払った消費税を申告してもらった水道収入の分で、水道課で預かった分が多い場合には税務署のほうに納付になります。また、水道料等でお客様からいただいた消費税よりも支払った金額が多い場合には逆に税務署から還付されるということになります。ですから、消費税に関して、公営企業、水道事業でございますが、水道事業会計の中、法人と言ってよろしいでしょうか、に消費税の分が蓄積されたとか、損をしたとかということは一切ございません。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**佐藤卓也**委員長 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 今のお話で、つまり今回7ページに収益的支出で消費税1,500万というのが出ているわけなんです、これが今度26年度3%分増税した分が出てくる、払わなければならない消費税ということになるんですか。

それともう一つは、支払った消費税というのが先ほど課長のお話でありました。支払った消費税、例えば工事などで支払うんだと思うんですが、その支払った消費税というのはどのぐらいになるのか、26年度。

**高橋 弘**上下水道課長 委員長、高橋 弘。

**佐藤卓也**委員長 上下水道課長高橋 弘君。

**高橋 弘**上下水道課長 7ページの1款2項営業外費用の4目消費税及び地方消費税1,500万、そのことだと思いますけれども、それは私ただ

いま説明しましたように8%になって、水道事業がお客様からいただいた消費税が多い場合に税務署のほうに納付するために用意している、予算措置している消費税でございます。

あと、8%の支出に対してどのくらい消費税が多くなるのかという質問でございますが、予算総額、資本的支出約7億6,800万でございますけれども、その中で給料・手当等々を差し引いた残りの金額に約8%を掛ければ支出した金額ということになるかと思えます。当時、新庄市水道事業に関しまして、先ほども申しましたように予算措置の中でもう消費税を含んでおりますので、そこまで詳しくは把握してございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。  
佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に行きます。

3ページの2の5で加入金というのが756万円あります。17ページの25年度の加入金は70万円でした。これは消費税増税分が含まれている上に、さらに加入がふえるだろうというふうに予測していらっしゃるようなんですけれども、かえって消費税増税で加入しにくくなっていくというふうに私は思うのですが、そういうふうには見ておられないでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。  
佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 消費税5%から8%になったことによって加入金の額は3%分、水道事業に仮に納めていただく金額は多くはなりませんけれども、当然その消費税部分については税務署のほうに納付されるわけですが、当市水道事業に関しましては加入金3%になって、住宅の着工率等々もあるのですが、大幅に増加したり減少したりするという見込みは立てておりません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。  
佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 同じぐらいなんだろうなというふうに考えておられるということなんです。だと思っておりますが、私としてはさっき一般会計などで述べたように、消費税増税で、特に低所得者世帯などが打撃が大きいものですから、入りたくても加入しにくくなるだろうという、加入金を払うのが大変で、今もいますけれども、加入しにくいなというふうになっていく方があるように思うんです。そういう意味では、少しでも加入しやすくしていく手だてというか、加入金を引き下げてあげるとか、そういったことが私は、特に消費税が上がるこの景気の悪さの中で考えていく必要があったんでないかなと思うんですが、どうですか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。  
佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 加入金につきましては、新庄市水道事業では一括に納めていただくのが大原則でございますが、規定によりまして分割で納入するというのもございますので、水道事業のほうに御相談していただければ、原則的には一括でございますが、やむを得ず分割しなければならないという事象がございますれば、御相談いただければ対応していきたいと考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。  
佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に行きます。

14ページの2の1の現金預金ですが、平成26年度、11億4,534万円予定されております。今後の見通しについて伺います。老朽管の更新事業を大いにやっていただきたいし、耐震化の事業も進めていただきたいと思えます。そして、さらなる水道料の引き下げも考えられないのか、見通しをお願いします。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。  
佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 26年1月30日に新庄市議

会全員協議会資料ということで「新庄市料金の改定案について」ということで、新庄市水道事業で資料をお示しさせていただいたところでございます。その中の3ページに純利益、また4ページには現金残高ということでお示していたところございました。その中で、平成25年度末では13億ございましたものが、そういった建設改良等々によりまして11億、9億9,000万円、8億2,000万円という形で現金預金は減少していく傾向にあるのではないかとということで見込んでおります。現金は、預金はというか内部留保資金は減っていく見込みを立てているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そういう意味では、大いなる決断を今回はさせていただいたというふうに思っております。10立方利用の方などはかなり、かなりじゃないです。少しです、少し。少しほっとできる内容にさせていただいた、水道料金にさせていただいたな、方向にさせていただいたなということでありがたく思っております。

20立方で比べたときに、やっぱりまだ13市中、高いほうに新庄市が位置しているようなんです。それを考えますと、20立方というのは一般的に使っている方が多いようなので、家族の多い方だと思わんですが、そういう方々が「新庄市、高いな」と、よく来たときに言ったりする声を聞くものですから、そうならないように「新庄市は水道料金を抑えたよ」と言えるような、そこもちょっと手を伸ばして引き下げできるように検討をお願いしたいなと思うんですけども、そういう考えは一切ないでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 そういう考えは、一切なくはないです。ただし、今後の現金保有残高、またどのぐらいの建設改良工事をやるのか、ま

た借入金がどのぐらい返済になるのか、そういった状況を見ながら料金改定については皆様方にお諮りしたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 議

佐藤卓也委員長 以上をもちまして、本予算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、予算特別委員長として御挨拶申し上げ



げます。

平成26年度予算9件の審査につきましては、ふなれな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑のもと審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝申し上げます。

予算執行においては、市勢の発展と市民福祉の充実や向上のために効率・効果的に執行されてこそ本来の目的が達成されます。執行部におかれましては、本委員会において出された意見などに各事業内容を十分に精査されまして、各課と連携を密にし、市民との協働のもと、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう強く要望いたします。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会します。

3日間、大変御苦労さまでした。

午後3時03分 閉議

予算特別委員会委員長 佐藤 卓也